

令和7（2025）年度

環境の状況及び施策
に関する報告書

栃木県

環境の状況及び施策に関する 報告書の提出について

栃木県環境基本条例（平成 8 年栃木県条例第 2 号）第 8 条の規定により、環境の状況及び施策に関する報告書を提出する。

令和 7（2025）年 9 月 18 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

目次

第1部 総説

第1章 栃木県の環境行政の枠組み

1 栃木県環境基本条例	5
2 栃木県環境基本計画	6

第2章 トピックス ～令和6（2024）年度の話～

1 2050年カーボンニュートラル実現に向けた新たな県民運動の展開	7
2 地域レジリエンス強化に資するEV・PHV等の導入促進	8
3 有機フッ素化合物(PFAS)の対応	8
4 日光国立公園指定90周年記念フォーラムの開催	9
5 530(ごみゼロ)キャンペーンの実施	9
6 “とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業の実施	10
7 R6.8豪雨災害により発生した山地災害及び林道施設災害の対応	11

第2部 計画等の進捗状況

第1章 栃木県環境基本計画の進捗状況

第2章 栃木県気候変動対策推進計画の概要及び進捗状況

第3章 栃木県資源循環推進計画の概要及び進捗状況

第4章 栃木県の率直的な取組の状況

第3部 環境の状況と保全に関して講じた施策

第1章 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

第1節 温室効果ガスの排出削減

1 現状と課題	
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	26
(2) 本県の温室効果ガス排出状況	26
2 施策の展開	
(1) 省エネルギーの取組の推進	27
(2) 再生可能エネルギーの導入拡大	28
(3) 県庁における率直的な取組の推進	28
(4) 森林吸収源対策の推進	29
(5) 地球温暖化対策の総合的な推進	30

第2節 気候変動への適応

1 現状と課題	
(1) 影響の将来予測とその対策に係る研究の推進	32
(2) 顕在化している影響に対する取組の推進	32
(3) 気候変動対策ビジネス等の推進	32
2 施策の展開	
(1) 影響の将来予測とその対策に係る研究の推進	33
(2) 顕在化している影響に対する取組の推進	33
(3) 気候変動対策ビジネス等の推進	34

第2章 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」

第1節 分散型エネルギーの自立化

- 1 現状と課題
 - (1) 本県のエネルギー消費の現状————— 3 5
 - (2) 本県の電力需要量と発電量————— 3 5
- 2 施策の展開
 - (1) 工場・事業場のエネルギー自立化の促進————— 3 6
 - (2) 家庭のエネルギー自立化の促進————— 3 6

第2節 エネルギー需給体制の強靱化

- 1 現状と課題
 - (1) 地産地消型再生可能エネルギーの導入状況————— 3 7
- 2 施策の展開
 - (1) 地域電源供給拠点の整備促進————— 3 7
 - (2) エネルギー需給ネットワークの構築————— 3 7

第3章 良好な生活環境が保全された「とちぎ」

第1節 大気環境の保全

- 1 現状と課題
 - (1) 環境基準等————— 3 8
 - (2) 大気汚染常時監視体制————— 3 8
 - (3) 常時監視体制から見る大気汚染の現状————— 3 8
 - (4) モニタリング調査等から見る大気汚染の現状————— 4 0
- 2 施策の展開
 - (1) 常時監視による大気汚染対策の推進————— 4 1
 - (2) 有害大気汚染物質対策の推進————— 4 2
 - (3) 自動車排出ガス対策の推進————— 4 3
 - (4) 工場・事業場対策の推進————— 4 3

第2節 水環境の保全

- 1 現状と課題
 - (1) 環境基準等————— 4 5
 - (2) 河川水質の現況————— 4 5
 - (3) 湖沼水質の現況————— 5 0
 - (4) 地下水水質の現況————— 5 2
- 2 施策の展開
 - (1) 水循環の確保————— 5 3
 - (2) 公共用水域水質保全の推進————— 5 3
 - (3) 地下水の水質保全の推進————— 5 4
 - (4) 生活排水対策の推進————— 5 4
 - (5) 工場・事業場対策の推進————— 5 8

第3節 土壌・地盤環境の保全

- 1 現状と課題
 - (1) 土壌環境の状況————— 6 1
 - (2) 地盤環境の状況————— 6 2
- 2 施策の展開
 - (1) 土壌汚染対策の推進————— 6 3
 - (2) 地盤沈下防止対策の推進————— 6 3

第4節 騒音・振動・悪臭の防止

- 1 現状と課題
 - (1) 騒音の状況————— 6 4
 - (2) 振動の状況————— 6 6

(3) 悪臭の状況	6 6
2 施策の展開	
(1) 工場等騒音・振動対策の推進	6 6
(2) 交通騒音・振動対策の推進	6 7
(3) 生活騒音・振動対策の推進	6 7
(4) 悪臭対策の推進	6 7
第5節 資源循環の推進	
1 現状と課題	
(1) 一般廃棄物	6 7
(2) 産業廃棄物	7 0
2 施策の展開	
(1) 廃棄物等の発生抑制・再利用の促進	7 4
(2) 廃棄物等のリサイクル及びバイオマス利活用の促進	7 5
(3) 廃棄物等の不適正な処理の防止	7 7
(4) 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備	8 0
(5) 資源循環に向けた処理体制	8 0
第4章 人と自然が共生する「とちぎ」	
第1節 地域の生態系の保全	
1 現状と課題	
(1) 本県の自然	8 1
(2) 自然公園の指定状況	8 1
(3) 自然環境保全地域等の指定状況	8 1
(4) 鳥獣保護区の指定状況	8 1
(5) 絶滅のおそれのある野生生物の状況	8 1
2 施策の展開	
(1) 生態系保全上、特に重要な地域の保全	8 2
(2) 奥山自然地域及び森林環境の保全	8 2
(3) 里地里山環境の保全	8 2
(4) 河川・湿地等水辺環境の保全	8 4
(5) 絶滅のおそれのある種の保全	8 4
第2節 森林・みどりづくり活動の推進	
1 現状と課題	
(1) 本県の森林の概要	8 5
(2) 森林の整備状況	8 6
(3) 保安林の指定状況	8 7
(4) 森林を支える林業・木材産業の現状	8 8
2 施策の展開	
(1) 森林の適正な管理と公益的機能の向上	9 0
(2) 緑化活動の推進	9 2
第3節 自然の利活用・環境整備	
1 現状と課題	
(1) 自然公園入込数	9 4
2 施策の展開	
(1) 豊かな自然の利活用	9 4
(2) 自然とふれあう環境の整備	9 5
第4節 野生鳥獣の適正管理	
1 現状と課題	
(1) 野生鳥獣の生息等の状況	9 5
2 施策の展開	
(1) シカ・イノシシ等の捕獲の強化	9 5
(2) 効果的な被害防止対策の推進	9 6

(3) 鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進	9 6
(4) 担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策の推進	9 6
(5) 科学的な鳥獣管理の取組	9 7

第5節 外来種対策の推進

1 現状と課題	
(1) 外来種の生息等の状況	9 7
2 施策の展開	
(1) 戦略的な対策の実施	9 8
(2) 多様な主体との連携協力	9 8

第5章 共通施策

第1節 未来技術の導入促進

1 施策の展開	
(1) 未来技術を活用した人材育成と生産性向上	9 9
(2) 未来技術を活用した二次交通の利便性向上等	9 9

第2節 持続可能な地域づくり

1 施策の展開	
(1) 地域循環共生圏の構築	9 9
(2) 環境産業の振興と産業を支える環境技術開発の促進	1 0 0
(3) 企業価値を高める環境経営の促進	1 0 1
(4) 環境教育・学習の充実	1 0 1
(5) 環境保全活動を担う人材の育成と県民の活動機会の提供	1 0 2
(6) 環境情報の整備・提供	1 0 4
(7) 推進体制の整備	1 0 4

第3節 安全・安心な地域づくり

1 施策の展開	
(1) 環境影響評価の運用	1 0 5
(2) 土地利用面からの環境配慮	1 0 5
(3) 化学物質対策の推進	1 0 6
(4) 放射性物質に係る取組の推進	1 1 1
(5) 環境保全に資する調査及び研究	1 1 4
(6) 公害紛争処理等	1 1 6

第4節 景観形成による魅力ある地域づくり

1 施策の展開	
(1) 良好な景観形成の総合的推進	1 1 9
(2) 良好な都市景観の保全と創造	1 2 0
(3) 歴史的・文化的景観の保全	1 2 0

第4部 令和7（2025）年度に講じる施策 1 2 2

第5部 資料編

I 県の関係附属機関等	1 3 0
II 環境関係団体等	1 3 2
III 令和6（2024）年度における環境分野の主な動き	1 3 3
IV データ集	1 3 4

第 1 章 栃木県の環境行政の枠組み

1 栃木県環境基本条例

(1) 条例制定の経緯

ア 栃木県環境保全基本方針の策定

本県では、かつて経済の高度成長期において、活力のある地域づくりを積極的に進めるとともに、「栃木県公害防止条例」や「自然環境の保全及び緑化に関する条例」などを基本として、公害の防止及び自然環境の保全に努めてきた。

この結果、生活や産業活動は、より豊かで活発なものとなり、本県の環境は、全般的に良好な状態を保ってきた。

しかしながら、本県においても、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動に伴う環境への負荷の増大により、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型公害の発生や、廃棄物の量の増大、さらには都市化による平地林の減少などの環境問題が生じてきた。

このため、平成 5（1993）年 11 月の「環境基本法」の制定を契機に、環境保全対策に総合的に取り組んでいくための足掛かりとして、「栃木県環境保全基本方針」を平成 7（1995）年 3 月に策定した。

この基本方針は、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な栃木県をつくりあげていくため、環境保全を進める上での基本的な考え方及び環境保全方策の展開の方向について明らかにした」ものであり、県、市町村、事業者及び県民のすべてが、環境への負荷の低減を図ることの重要性を認識し、それぞれの立場において環境保全に努め、行動を展開していくためのものであった。

イ 栃木県環境基本条例の制定

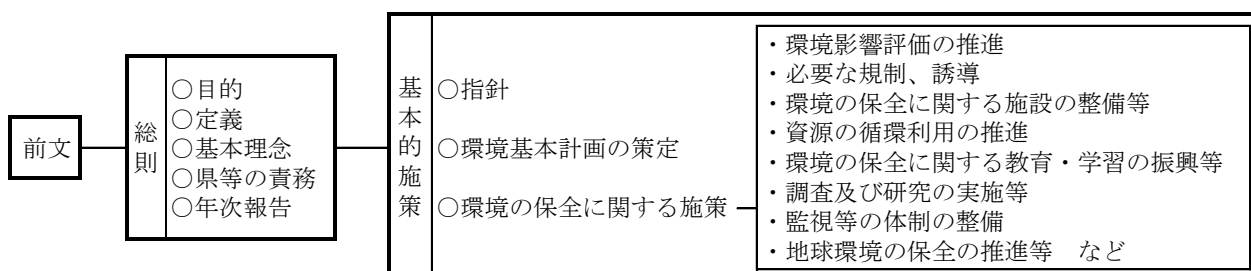
環境保全基本方針の策定作業の過程において、県議会や栃木県環境審議会などから、本県における環境に関する新たな法的枠組みを確立するため、条例化を求める意見が出された。

県としても、今後の環境施策の推進をより強固なものとするため、環境基本条例の制定が必要と判断し、環境審議会への諮問・答申を経て、「栃木県環境基本条例」案を平成 8（1996）年 2 月に議会に提出、翌月に議会の議決を受け、同年 4 月から施行された。

環境基本条例の制定により、環境保全基本方針の趣旨は、同条例に継承されることとなった。

(2) 環境基本条例の位置づけ

環境基本条例は、基本条例としてその規律の対象とする環境政策分野の施策の方向付けを行うものであることから、県行政の中で環境施策推進の基本となる規範として位置付けられるものである。



2 栃木県環境基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

平成8（1996）年4月に施行された栃木県環境基本条例第10条の規定に基づき、平成11（1999）年3月に「栃木県環境基本計画」を策定し、環境保全対策の充実を図ってきた。

近年、地球温暖化に伴う気候変動による自然災害の頻発及び激甚化の懸念や、海洋環境を汚染し生態系への影響が懸念されるプラスチックごみなどの私たちを取り巻く様々な環境問題に加え、SDGsやカーボンニュートラル実現に向けた動きなどの新たな時代の潮流が見られる。

これらの状況を踏まえ、新たな「栃木県環境基本計画」を令和3（2021）年3月に策定した。

令和5（2023）年3月に「栃木県生活排水処理構想」の見直しを行い、目標値を変更したことに伴い、整合性を図る必要があるため、令和5（2023）年10月に環境基本計画を改定した。

(2) 計画の概要

ア 計画の位置付け

- 県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画
- 各主体の環境保全の取組の指針となる計画

イ 計画の期間

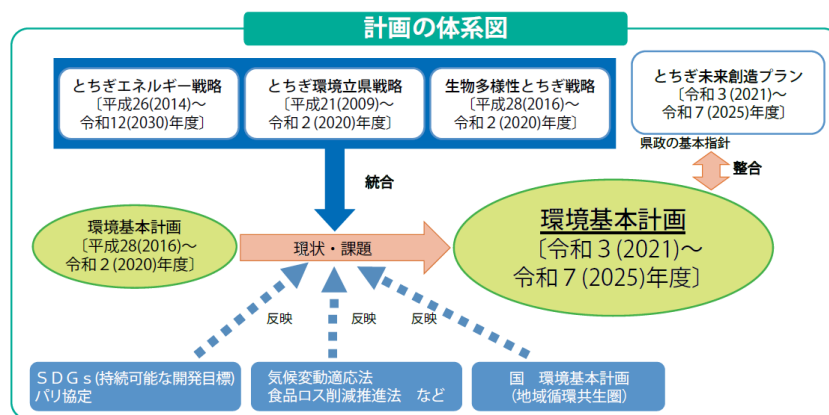
令和3（2021）～令和7（2025）年度の5か年（おおむね10年後を展望）

ウ 10年後の将来像

～環境の保全と利活用により、持続的な地域活性化につなげていく～
「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」

エ 基本目標

- ①脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」
- ②自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」
- ③良好な生活環境が保全された「とちぎ」
- ④人と自然が共生する「とちぎ」



(3) 計画の推進

計画に盛り込まれた各種の施策を着実かつ効果的に推進するため、とちぎ環境立県推進本部を中心に、目標達成状況、具体的施策の実施状況の把握などを全庁的な連携のもとに実施する。

毎年度、各部局の主要施策の実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、とちぎ環境立県推進本部及び栃木県環境審議会に報告し、併せて「栃木県環境白書」を通じて公表する。栃木県環境基本計画の進捗状況については、第2部第1章に記載している。

計画の進捗状況に対する庁内の自己評価、県民等からの意見を参考に次年度の計画推進に向けた施策展開を図る。

第2章 トピックス ～令和6(2024)年度の話題～

1 2050年カーボンニュートラル実現に向けた新たな県民運動の展開

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、削減目標の大幅な引き上げや、県民の責務・行動指針等を示した「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の施行、国における「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の開始等を踏まえ、これまで展開してきた「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を強化した新たな取組として「とちぎカーボンニュートラル15（いちご）アクション県民運動」を令和6（2024）年8月から開始しました。

当運動は、カーボンニュートラル実現に向けてオールとちぎで地球温暖化対策に取り組むことにより、とちぎの豊かな環境と安心して暮らせる社会を次の世代に引き継ぐという基本理念の下、脱炭素の行動が、豊かで快適・健康的な新しい暮らしにつながるというビジョンを共有することで、県民の行動変容を強く後押しすることを目的としています。

令和6（2024）年8月19日に開催したキックオフイベントでは、約400名の観客のもとで、新たな県民運動の名称をお披露目したほか、これまで低炭素・省エネを中心に県民に促してきた行動「15のこと」を、脱炭素を軸とした「15（いちご）アクション」に刷新し、紹介しました。

「15アクション」は、①今日からできる、②意識を高めて選択する、③機会を捉えて未来に投資の3つの難易度を設定し、それぞれ5種類ずつ合計15種類の脱炭素行動となっています（ピクトグラム参照）。

また、同年12月からは、認知度向上及び脱炭素行動に取り組む機運醸成のため、官民連携で普及啓発を行う「カーボンニュートラル15アクション県民運動協賛企業（愛称：ニュートラフレンズ）」の募集を開始するなど、普及啓発に努めてきました。

今後も、県民の行動変容を妨げる要因（時間・手間・費用等）の解消を目指し、脱炭素のメリットや意義を明確に伝えるとともに、企業等を巻き込みながら運動を展開していきます。



▲8/19キックオフイベントの様子



▲ロゴマーク



▲ピクトグラム



2 地域レジリエンス強化に資するEV・PHV等の導入促進

本県は、1人当たりの自家用車の保有台数が全国2位であるなど、全国有数のくるま社会であり、県全体の二酸化炭素排出量の約25%を交通分野が占めています。このため、交通分野の脱炭素化に向けて、ガソリン車から電気走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド（PHV）などの電動車への転換を促進しています。

また、近年、地球温暖化による気候変動の影響と思われる災害が激甚化・頻発化しており、大規模停電の発生も懸念されています。EV及びPHVは、蓄電機能を備えているため、災害時には、「動く蓄電池」として避難所等で給電活動を行うことが可能です。

このような、EV及びPHVの強みを生かして、交通分野における二酸化炭素排出量の早期削減と地域レジリエンス強化を同時に実現するため、令和6（2024）年度には、災害発生時の避難所での給電活動等への協力（災害時協力車登録）を要件とした事業者によるEV又はPHV導入への補助制度を創設し、初年度は46台の導入を支援しました。

県は、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」において、2030年度までに乗用車の6割を電動車に転換することを目標に掲げており、この目標の達成に向けて、引き続き、電動車の普及促進に取り組んでいきます。

《地域電源供給拠点の整備》

県では、大規模停電時に災害時協力車が優先的に充電できるスポット「地域電源供給拠点」の整備を促進しており、令和6（2024）年度に最初の拠点が整備されました。年度末までに拠点数は6か所となり、今後も引き続き整備を促進していきます。



3 有機フッ素化合物（PFAS）の対応

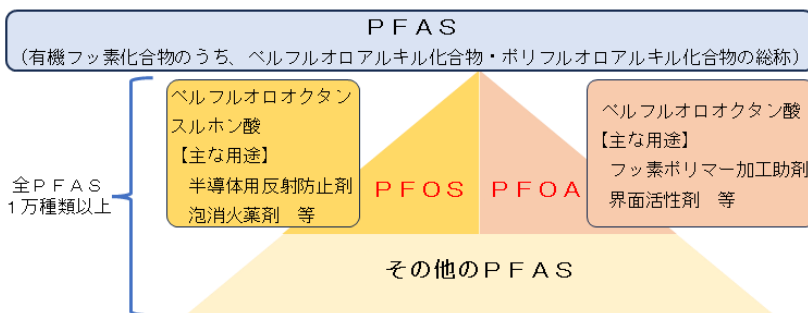
有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS及びPFOAについては、令和2（2020）年に、公共用水域及び地下水における暫定指針値※（PFOSとPFOAの合算値で50ng/ℓ以下）が定められ、これを踏まえた地方公共団体等による調査等において、全国各地で指針値を超過した事例が確認されています。

こうした状況を受け、国は、令和5（2023）年に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」を設置し、国内外の最新の科学的知見の収集や知見に基づく総合的な対応を進めています。

県内においては、令和6（2024）年度に、初めて地下水の指針値の超過が確認され、県及び関係市では、周辺の地下水質調査や周辺住民への周知等の対応を行っています。

また、県と宇都宮市では、公共用水域及び地下水の水質調査を進めるなど、県内の実態把握に努めています。今後も引き続き、関係機関や市町と連携しながら、PFAS対策に取り組んでいきます。

※令和7（2025）年6月30日に「暫定指針値」から「指針値」に見直し



PFOS・PFOAは、PFASの一種で、幅広い用途で使用されてきましたが、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が原則禁止されています。なお、地下水等の指針値（50ng/ℓ）は、体重50kgの人が一生にわたって毎日2リットルを飲用したとしても、健康に悪影響が生じないと考えられる水準を元に国が設定したものです。

4 日光国立公園指定90周年記念フォーラムの開催

昭和9（1934）年12月4日に国立公園に指定された日光国立公園は、令和6（2024）年12月に90周年を迎え、これを記念して「日光国立公園指定90周年記念フォーラム」が開催されました。

当日は、県内外から約200名の参加者が集まり、基調講演やパネルディスカッション等を通して、日光国立公園ならではの素晴らしい価値や魅力を改めて見つめ直すとともに、これまでの保護と利用の取り組みについて理解を深めました。

また、10年後、100年後もこの地が多くの人々に愛され続けるよう、関係者や利用者の皆様とともに歩いていくことを宣言しました。



基調講演



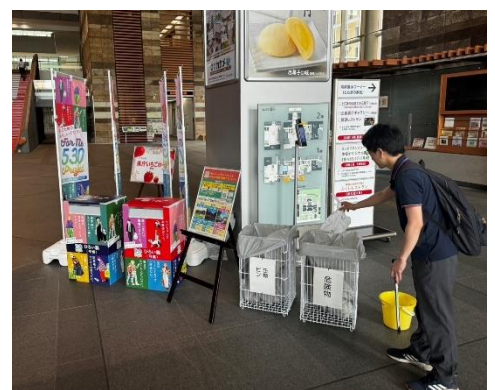
100周年に向けた宣言

5 530(ごみゼロ)キャンペーンの実施

「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に基づくプラスチックごみ対策の一環として、個人の生活スタイルに合わせたごみ拾い活動が日常生活の中に定着するよう、「For me 530 project」と題した取り組みを、令和6（2024）年5月1日から7月31日までの期間で実施しました。

この期間中、ゴミ拾い活動を行い、その様子を応募いただいた方を対象に宿泊券などが当たるキャンペーンを実施した結果、1,281件の応募があり、ごみ削減やポイ捨て防止の意識醸成を図ることができました。

また、県職員及び市町職員が率先垂範する期間として、「とちぎ530率先ウィーク」（5月30日（ごみゼロの日）を含む1週間）を設定し、通勤途上でのごみ拾い活動を実施しました。



6 “とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業の実施

本県の森林は70%以上が利用期に達しており、森林資源の高齢化が進んでいます。こうした中、カーボンニュートラルの実現や花粉発生源対策など、森林・木材への社会的な期待が高まっています。

利用期に達した森林資源が増大する中、新たな需要の創出が求められています。加えて、高齢化した森林は、二酸化炭素の吸収量が減少し、花粉の飛散量が増加する傾向にあることから、少花粉スギや他樹種への植替えなど、二酸化炭素を旺盛に吸収する「若い森林」への転換が課題となっています。

これらの課題解決には、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環利用を促進することが重要であり、その“出口”として木材需要を拡大していく必要があります。住宅需要が減少傾向にある中で、本県の木材需要を下支えするには、非住宅分野における木材利用の促進が重要です。

こうした新たな木材需要の創出に資する取組として、令和6（2024）年度から「“とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業」を開始しました。本事業は、とちぎ材を使用して構造を木造化または内装等を木質化した建築物に対し、延床面積、木質化面積に応じて補助するものです。補助の要件として、構造材の80%以上に県産木材を使用することなどを定めており、施設の普及性や技術的工夫などについて、外部有識者等による審査結果に基づき補助を実施しています。令和6（2024）年度は木造化15件、木質化1件の計16件を採択し、従来は鉄骨造（S造）で建築されていたような物件が、木造へと転換されました。



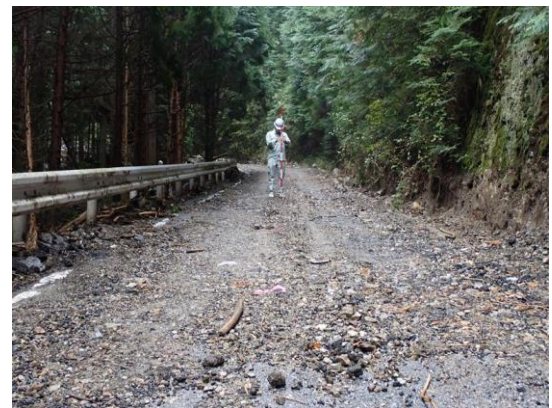
活用事例

7 R6.8豪雨災害により発生した山地災害及び林道施設災害の対応

令和6（2024）年8月25日16:00から26日8:00にかけて、県西部を中心に日雨量300mmを超える大雨となり、大久保観測所では304.0mmを記録しました。短時間かつ局所的な豪雨により、29箇所で山地災害が発生し、70路線の林道施設が被災しました。

これを受けて、崩壊した斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧を目的とした治山事業を計画し、対策工事を実施しています。また、林道は森林施業の効率化や木材の安定供給に不可欠であるため、早期の機能回復を図るべく、排土や排水施設の修復、路面の改修など復旧工事を行っています。

さらに、災害対策工事などのハード対策に加え、山地災害地区の地図情報の公表や防災講習会の開催など、地域住民の避難行動に必要な情報提供の充実を図るソフト対策にも取り組んでいます。



第2部

計画等の進捗状況

第1章 栃木県環境基本計画の進捗状況

本県においては、県の環境保全に関する基本目標と長期的な施策の方向を掲げた栃木県環境基本計画(令和3(2021)年3月策定)に基づき、県民、事業者及び市町の参加と協力のもとに、「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向け、4つの基本目標と17の指標を設定の上、取組を進めてきた。令和6(2024)年度における本計画の達成状況の評価は下記のとおり。

【括弧内()は、前年度の数値】

基本目標	指標数	達成状況			
		◎	○	△	▲
1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	6	1(1)	2(4)	1(1)	2(1)
2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	2	0(0)	1(1)	1(0)	0(1)
3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」	6	3(2)	1(1)	2(1)	0(2)
4 人と自然が共生する「とちぎ」	3	0(0)	0(0)	2(2)	1(1)
計	17	4(3)	4(6)	6(4)	3(4)

(◎) 計画最終年度(R7)の目標を達成したもの

(○) 当該年度(R6)の目標を達成したもの

(△) 当該年度(R6)の目標は未達成だが、前年度より改善したもの

(▲) 当該年度(R6)の目標が未達成で、かつ、前年度より改善していないもの

1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

指標項目	設定値 R1(2019)	年度目標値/実績値/達成状況			目標値 R7(2025)
		R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	
①温室効果ガス排出削減率 <H25(2013)年度比>	8.8 [H29(2017)]	11.2	12.0	20.7	32.0
		[R2(2020)]	[R3(2021)]	[R4(2022)]	
		16.2	15.7	20.2	
		[R2(2020)]	[R3(2021)]	[R4(2022)]	
②エネルギー消費削減率(%) <H25(2013)年度比>	6.8 [H29(2017)]	○	○	△	21.4
		12.3	14.1	15.9	
		[R2(2020)]	[R3(2021)]	[R4(2022)]	
		13.6	14.1	13.2	
③再エネ電力自給率(%)	21.2	○	○	△	35.2
		30.7	32.5	34.3	
		33.3	36.1	37.0	
		○	◎	◎	
④電動車新車購入率(%)	29.3	△	○	○	50.0
		40.0	43.0	47.0	
		36.7	43.2	48.9	
		△	○	○	

※ 表中の設定値及び年度目標値/実績値の[]内はその数値の年度データである。

指標項目	設定値 R 1 (2019)	年度目標値/実績値/達成状況			目標値 R 7 (2025)
		R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
⑤再生可能エネルギー設備導入容量 (万kW)	262	321.0	347.0	372.0	380.0
		341.8	363.7	375.9	
		○	○	○	
⑥県内民有林の間伐面積 (ha/年)	3,254	3,500	3,500	3,500	3,500
		3,177	3,182	3,164	
		▲	△	▲	

【目標が達成できなかった指標】

①温室効果ガス排出削減率 【R 4 目標値】 20.7% → 【R 4 実績】 20.2%

②エネルギー消費削減率 【R 4 目標値】 15.9% → 【R 4 実績】 13.2%

※「温室効果ガス排出量＝エネルギー消費量×排出係数」であるため要因及び対策は同一記載
＜目標未達の要因＞

- ・交通分野や家庭分野のエネルギー消費量が増加したため、温室効果ガス排出削減率及びエネルギー消費削減率は目標値に届かなかった。
- ・コロナ禍での外出自粛の緩和による自動車利用の増加や、夏の気温が平年に比べ高かったことによる冷房需要の増加などが影響したと考えられる。

＜対策＞

- ・各分野において、引き続き「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」の戦略的な展開を図り、温室効果ガス削減対策の実効性を高めていく。

⑥ 県内民有林の間伐面積 【R 6 目標値】 3,500 (ha/年) → 【R 6 実績】 3,164 (ha/年)

＜目標未達の要因＞

- ・限られた労働力の中、下記の理由により、間伐に対して十分に労働力を割くことができなかったことが考えられる。
 - ✓ 森林の維持管理のための間伐作業や木材生産のための伐採及び造林・保育（植栽、下草刈等）を一体的に進める必要があること
 - ✓ 9月豪雨による林道崩壊被害の影響

＜対策＞

- ・林業大学校を中核とした新たな林業人材の確保育成
 - ・ICT等の先端技術を活用したスマート林業技術の活用による作業の効率化・生産性の向上を図る。

2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」

指標項目	設定値 R 1 (2019)	年度目標値/実績値/達成状況			目標値 R 7 (2025)
		R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
⑦電力自給率(%)	40.3	76.0	79.0	82.0	85.0
		78.2	79.0	84.6	
		○	○	○	
⑧地域電源供給拠点数(箇所) ※累計	0	20	30	40	50
		0	0	6	
		▲	▲	△	

【目標が達成できなかった指標】

⑧地域電源供給拠点※数 【R 6 目標値】 累計40（箇所） → 【R 6 実績】 累計6（箇所）

※発災時、避難所等で給電活動を行う栃木県災害時協力車（E V ・ P H V等）に対して優先的に充電する急速充電施設

＜目標未達の要因＞

- ・整備が進まない要因として初期コストが高額であると考えられる。
- ・そのため、補助制度の拡充、登録要件の緩和を実施してきており。特に登録要件の緩和については、昨年度から、再エネ由来以外の電力を用いている設置済みの急速充電器も登録可能としたことで、徐々に登録が増加してきた。

＜対策＞

- ・目標達成に向け、既に急速充電器を設置している事業者に関別働きかけていくとともに、周知を行っていく。

3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」

指標項目	設定値 R 1 (2019)	年度目標値/実績値/達成状況			目標値 R 7 (2025)
		R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
⑨大気環境基準（N O ₂ ）達成率（%）	100	100	100	100	100
		100	100	100	
		◎	◎	◎	
⑩公共用水域の環境基準（B O D）達成率（%）	96. 9	100	100	100	100
		100	98. 5	98. 5	
		◎	▲	△	
⑪生活排水処理人口普及率（%）	87. 7	90. 5	89. 8（注）	90. 2	90. 7
		89. 3	89. 9	90. 6	
		△	○	○	
⑫県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量（g）	672 [H30 (2018)]	661	657	654	650
		[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	
		682	664	639	
		[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	
⑬県内で排出された一般廃棄物の最終処分量（千t）	57 [H30 (2018)]	△	△	◎	53
		55	54	54	
		[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	
		58	63	56	
⑭県内で排出された産業廃棄物の最終処分量（千t）	87 [H30 (2018)]	[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	84
		△	▲	△	
		85	85	84	
		[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	
		88	84	77	
		[R 3 (2021)]	[R 4 (2022)]	[R 5 (2023)]	
		▲	◎	◎	

※ 表中の設定値及び年度目標値/実績値の〔 〕内はその数値の年度データである。

（注）は令和5（2023）年10月に「栃木県生活排水処理構想（令和5（2023）年3月改定）」の改定内容と整合を図るため、目標値の見直しを行ったものである。

【目標が達成できなかった指標】

⑩公共用水域の環境基準（B O D）達成率 【R 6 目標値】 100（%） → 【R 6 実績】 98. 5（%）

＜目標未達の要因＞

- ・県内河川の67観測地点のうち1地点（環境基準：3. 0mg/L以下）で環境基準を超過（3. 3mg/L）した。

- ・基準値超過の要因は特定できなかったが、当該1地点は渇水期である冬季（1～3月）にBOD値が大きくなる傾向がある。

＜対策＞

- ・基準値超過の要因把握のため、渇水期などにおいて、現地確認などを実施
- ・生活排水対策として、下水道の整備促進や合併処理浄化槽の設置促進
- ・工場・事業場排水対策として、立入調査による排水処理施設の維持管理の指導、水質検査実施

⑬県内で排出された一般廃棄物の最終処分量【R5目標値】54（千t） → 【R5実績】56（千t）

＜目標未達の要因＞

- ・家庭ごみ中への資源物や食品ロス由来の廃棄物等の混入により、再生利用率が低下し、最終処分量が目標値に届かなかった。

＜対策＞

- ・市町等に対する研修会を通じて、ごみの排出抑制及び資源ごみの分別推進の啓発と機運醸成を支援

4 人と自然が共生する「とちぎ」

指標項目	設定値 R1（2019）	年度目標値/実績値/達成状況			目標値 R7（2025）
		R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	
⑮造林面積（ha/年）	408	575	650	680	700
		431	528	480	
		△	△	▲	
⑯自然公園入込数（千人）	22,795	24,400	24,600	24,800	25,000
		16,852	17,614	17,993	
		△	△	△	
⑰野生獣による林業被害額（億円）	1.35	1.23	1.18	1.14	1.10
		1.81	2.30	1.20	
		▲	▲	△	

【目標が達成できなかった指標】

⑮ 造林面積 【R6目標値】680（ha/年） → 【R6実績】480（ha/年）

＜目標未達の要因＞

- ・主伐実績に呼応して造林面積は推移しており、ウッドショック後の木材価格下落により伐採が控えられたことで主伐面積が減少した結果、造林面積は目標値に届かなかった。

＜対策＞

- ・林業大学校を中核とした新たな林業人材の確保・育成に取り組む。
- ・ICT等の先端技術を活用したスマート林業技術の活用による作業の効率化・生産性の向上により、主伐及び再造林を促進する。

⑯ 自然公園入込数 【R6目標値】24,800（千人） → 【R6実績】17,993（千人）

＜目標未達の要因＞

- ・前年度と比べて改善（約38万人増加）したものの、目標値には届かなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大きく落ち込んだ入込数は、回復基調は見られるものの、感染拡大前の水準に達していない。

＜対策＞

- ・国内外からの誘客を促進するため、国立公園満喫プロジェクト「ステップアッププログラム2025」の取組を、国や市、地元関係団体などと連携して積極的に推進していく。

⑰ 野生獣による林業被害額 **【R6目標値】 1.14（億円）** → **【R5実績】 1.20（億円）**

＜目標未達の要因＞

- ・前年度と比べ被害金額は減少したが、シカ・クマによる利用期を迎えた市場価値の高い樹木の剥皮被害等の林業被害が発生し続けている

＜対策＞

- ・市町が行うシカ捕獲への支援や県による捕獲の推進、狩猟の担い手確保・育成、ドローンを活用した効率的な捕獲や捕獲省力化のための通信環境整備等に取り組んでいく。
- ・防護については、引き続き獣害対策への支援を実施するとともに、捕獲と忌避剤散布を組み合わせた省力・低コストな手法の検証を行う。

第2章 栃木県気候変動対策推進計画の概要及び進捗状況

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画を平成11（1999）年度に策定し、その後順次改定を行い、県内の温室効果ガスの排出抑制のほか、県自らが排出する温室効果ガスの削減など、環境負荷を低減するために取り組んできた。

また、令和3（2021）年3月に策定し、令和5（2023）年3月に改訂した「栃木県気候変動対策推進計画（2021～2025年度）」では、県全域の温室効果ガス排出抑制計画である区域施策編において、本県における温室効果ガス排出量を、国を上回る、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減※する目標を定めたほか、長期的な目標として「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指すこととしている。

さらに、本計画を気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」にも位置づけ、温室効果ガスの排出削減等対策である『緩和策』と、気候変動による影響の回避・軽減対策である『適応策』を車の両輪として、総合的かつ計画的に推進することとしている。

※温室効果ガス排出量の削減目標については、令和4（2022）年3月策定の「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」との整合を図っている。

(2) 計画の概要

ア 位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する都道府県の「地方公共団体実行計画」及び気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」とすると同時に「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付ける。

イ 対象物質

二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボン類（ PFCs ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の7物質

ウ 本県の温室効果ガス排出量の削減目標

中期目標：令和12（2030）年度に基準年（平成25（2013）年度）比50%削減

最終目標：令和32（2050）年度に温室効果ガス排出実質ゼロ

2 計画の進捗状況

(1) 「2050年カーボンニュートラル実現を目指す緩和策」に関する目標 (区域施策編)

ア 温室効果ガス排出量の削減率

ガス種別温室効果ガス排出量の推移は、次のとおり（表2-2-1）。

表2-2-1 ガス種別温室効果ガス排出量の推移（万t- CO_2 ）

項目	H25(2013) 基準年度	H29(2017) 設定値	R3(2021) 前年度	R4(2022) 現状値	R7(2025) 短期目標	R12(2030) 中期目標
温室効果ガス排出量の 削減率（%）	—	▲8.8	▲15.7	▲20.2	▲32	▲50
産業分野	—	▲12.5	▲13.6	▲23.3	▲27	▲42
業務分野	—	▲20.7	▲28.3	▲33.2	▲44	▲68
家庭分野	—	▲25.9	▲19.0	▲24.1	▲46	▲72
交通分野	—	▲19.6	▲20.4	▲17.8	▲29	▲46

イ 再生可能エネルギー導入容量

表 2-2-2 再生可能エネルギー導入容量の推移（万kW）

項目	R 1 (2019) 設定値	R 5 (2023) 前年度	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
再生可能エネルギー 導入容量（万kW）	262	364 (347)	376 (372)	380

※（）内の数値は年次目標値

ウ 造林面積・県内民有林の間伐面積

（第 2 部第 1 章と同）

表 2-2-3 造林面積・県内民有林の間伐面積の推移（ha/年）

項目	R 1 (2019) 設定値	R 5 (2023) 前年度	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
造林面積（ha/年）	408	528 (650)	480 (680)	700
県内民有林の 間伐面積（ha/年）	3, 254	3, 182 (3, 500)	3, 164 (3, 500)	3, 500

※（）内の数値は年次目標値

エ 県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減率

（第 2 部第 3 章 栃木県の率先的な取組の状況に記載）

（2）「県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる適応策」に関する目標

ア 分野別取組の着実な実施

分野別の取組として、自然災害、健康、農業の 3 分野で目標を設定している。引き続き各分野の取組を着実に実施していく。

表 2-2-4 各分野別目標値の推移

項目	R 2 (2020) 設定値	R 5 (2023) 前年度	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
【自然災害】 河川における優先整備区間の整備延長（km）※ ¹	47. 7	80. 5 (79. 2) ※ ⁴	90. 4 (88. 6) ※ ⁴	97. 3
【健康】 熱中症対策を実践している県民の割合（％）	83. 0 ※ ³	54. 1 ※ ⁵	89. 1 ※ ⁶	89
【農業】 気候変動に適応した品種の育成及び生産技術の新規開発件数（件）※ ²	—	1 ※ ⁷ (4) ※ ⁴	2 ※ ⁸ (2) ※ ⁴	9

※¹ 栃木県国土強靱化地域計画

※² 栃木県農業試験研究推進計画

※³ 県政世論調査(R 1 (2019)) (n=1, 212)

※⁴ （）内の数値は年次目標値

※⁵ 県政世論調査(R 5 (2023)) (n=1, 115)

※⁶ とちぎネットアンケート(R 6 (2024)) (n=580)

※⁷ 環境制御技術を用いた高温・強日射に対応した夏越し型トマトの栽培法確立

※⁸ 気温や降水量の変化に応じ土壌水分・窒素発現等を推定できる土壌管理システムの開発、気候変動に対応した乳用牛の暑熱対策技術の開発

イ 市町における地域気候変動適応計画等の策定数

13市10町が策定済であり、順調に推移している。国と連携しながら、市町向け研修会の実施等、引き続き市町における地域気候変動適応計画の策定を支援していく。

表 2-2-5 県内市町における地域気候変動適応計画等の策定数の推移

項目	R 2 (2020) 設定値	R 5 (2023) 前年度	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
市町における地域気候変動適応計画等の策定数	2 市	19市町	23市町	25市町

ウ 適応策・適応ビジネス等の創出支援件数

とちぎ気候変動対策連携フォーラム会員を中心に、コーディネーターによる企業訪問やマッチングなどを行っているが、適応ビジネスの事業化（＝補助金申請）に至るものが少なく、目標未達である。引き続き、積極的な企業へのアプローチや、気候変動対策ビジネスに対するニーズ・企業の有するシーズの掘り起こしを行っていく。

表 2-2-6 気候変動対策ビジネス等創出支援補助金交付件数

項目	R 2 (2020) 設定値	R 5 (2023) 前年度	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
適応策・適応ビジネス等の創出支援件数	一件	7 件	7 件	15件

第3章 栃木県資源循環推進計画の概要及び進捗状況

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成28（2016）年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んできた。

この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標（SDGs）」の考え方のもと、国では、循環型社会を優先課題の一つとして位置付け、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策を進めるなど、資源循環を巡る情勢は大きく変化してきた。

また、地球温暖化など気候変動への対策や、頻発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じつつ社会経済活動を進めていく「新たな日常」への対応も喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として、令和3（2021）年3月に策定し、引き続き廃棄物の減量及び適正処理を図りつつ、新たな課題にも柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

(2) 計画の概要

ア 位置付け

廃棄物処理法に基づき、環境大臣が定める基本方針※に則して、本県の廃棄物処理に関する施策の基本的事項を定めるものであるとともに、「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付ける。

※廃棄物の減量とその他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）

イ 計画期間

この計画は、おおむね10年後を見据えた上で、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間を計画期間としている。

ウ おおむね10年後の将来像

- ◆ モノが資源として循環するライフサイクル全体での資源循環の取組が拡大
- ◆ 地域の特性やモノの性状等に応じて、地域における資源の循環が形成
- ◆ 気候変動対策につながる資源循環推進体制が確立
- ◆ 廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たに雇用創出、企業立地等が実現

2 計画の進捗状況

テーマ	項目	H30(2018) 基準値	R 5 (2023) 現状値	R 7 (2025) 目標値
テーマ1 ライフスタイル全体での資源循環の推進	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量	672g/人・日	637g/人・日	650g/人・日
	県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの産業廃棄物の排出量（農業及び鉱業に係るものを除く。）	52.0 t/億円※1	42.8t/億円※2	48.8 t/億円
	県内で排出された一般廃棄物の最終処分量	57千t	56千t	53千t
	県内で排出された産業廃棄物の最終処分量	87千t	77千t	84千t
テーマ2 資源循環としての適正処理の推進	本県から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数（栃木県内業者）	37事業者※3	46事業者※5	61事業者
	県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数（10t未満を含む）	146件※3	143件	70件
テーマ3 資源循環推進体制の確保	県内で排出された一般廃棄物の再生利用率	16.0%	15.0%	19.0%
	県内で排出された産業廃棄物の再生利用率	50.2%	51.0%	53.0%
	県内に新設される焼却施設における熱回収設備の導入率	—	100% ※R4-6 新設なし	100%
	大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の策定市町数	6市町※4	11市町※5	25市町
テーマ4 廃棄物・リサイクル産業の振興	県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数	78件※3	82件※5	増加を目指す
	「とちの環エコ製品」の認定件数	119件※3	137件※5	137件

- ※1 平成29(2017)年度末の現況値を基準に設定
 ※2 令和4(2022)年度の値（令和3(2021)年度の値は、45.0t/億円）
 ※3 令和元(2019)年度末の現況値を基準に設定
 ※4 令和2(2020)年度末の現況値を基準に設定
 ※5 令和6(2024)年度末の値

第4章 栃木県の率先的な取組の状況

第1節 栃木県気候変動対策推進計画【事務事業編】

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

県は、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を平成12（2000）年から順次策定し、県自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減などに取り組んできた。

令和3（2021）年3月に策定し、令和5（2023）年3月に改訂した「栃木県気候変動対策推進計画」では、県自らが排出する温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で80%削減※する目標を定めた。

なお、本計画は地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガス抑制のための「実行計画（事務事業編）」としての位置付けを担うものである。

※温室効果ガス排出量の削減目標については、令和4（2022）年3月策定の「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」との整合を図っている。

(2) 計画の概要

ア 計画の目的

- ・県は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス排出削減に率先して取り組んでいく。
- ・県が率先して実行することにより、カーボンニュートラル実現に向けた取組が、県民や事業者、市町へも波及することを期待する。

イ 対象範囲

この計画の対象範囲は、次の組織が行う事務・事業とする。

栃木県行政組織規程に定める課・室・出先機関、企業局の課・出先機関、
栃木県教育委員会事務局の課・室・出先機関、県立学校、人事委員会事務局、
監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局、栃木県警察本部・警察署、
県有施設における指定管理者制度導入施設及び管理業務委託施設

ウ 計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

エ 数値目標

次の項目について数値目標を設定し、温室効果ガス排出削減に向けた取組を推進する。

（数値の基準年度は平成25（2013）年度、目標年度は令和7（2025）年度を短期目標、令和12（2030）年度を中期目標とする。）

項目	短期目標 令和7（2025）年度	中期目標 令和12（2030）年度
温室効果ガス総排出量	▲26%	▲80%
電力使用に伴う温室効果ガス排出量	▲26%	▲100%

2 令和 6 (2024) 年度全庁目標及び取組成果

ア 温室効果ガス排出量

令和 5 (2023) 年度の温室効果ガス排出量は、次のとおりであった (表 2-4-1)。

電力使用量について、減少傾向 (令和 4 (2022) 年度:117,269 kWh → 令和 5 (2023) 年度:116,780 kWh) であったものの、契約電力の CO₂ 排出係数が上昇したことから、温室効果ガス総排出量は、令和 4 (2022) 年度比で 1 % の増加となった。

表 2-4-1 栃木県気候変動対策推進計画【事務事業編】実績一覧表

項目	単位	H25 (2013) 【基準年】	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	計画目標	
						短期目標 R7 (2025)	中期目標 R12 (2030)
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	t-CO ₂	92,780	76,643	76,633	77,778	68,657	18,556
電力使用に伴う 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)	t-CO ₂	63,074	52,199	52,199	54,641	46,674	0

(注) 電力使用による排出量は、各小売電気事業者の CO₂ 排出係数を反映させた値により算出

第 2 節 栃木県グリーン調達推進方針

1 方針の概要

県では、平成13 (2001) 年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) の趣旨を踏まえ、環境物品等 (環境負荷の低減に資する物品及び役務) の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発を促進し、持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成13 (2001) 年度から県が行う環境物品等の調達に関して「栃木県グリーン調達推進方針」を毎年度策定している。

ア 対象範囲 県のすべての機関が行う物品及び役務の調達

イ グリーン購入推進の基本的な考え方等

- (ア) 調達の必要性和適正な数量を十分検討の上、環境物品等の調達に率先して取り組む。
- (イ) 調達すべき品目と調達目標等を具体的に定め、環境物品等かどうか判断し購入する。

ウ 対象品目数 紙類・文具類等23分類286品目

2 令和6（2024）年度全庁目標及び取組成果

令和6（2024）年度における調達実績は、次のとおりであった（表2-4-2）。

表2-4-2 令和6（2024）年度グリーン調達取組結果

分 類		目標の 立て方	調 達 目 標	調 達 実 績	
				R 5 (2023)	R 6 (2024)
1	紙類	金額	100%	98.40%	96.66%
2	文具類			97.16%	93.82%
3	オフィス家具等			99.82%	99.88%
4	画像機器等			99.08%	98.64%
5	電子計算機等			99.94%	99.94%
6	オフィス機器等			99.89%	99.44%
7	移動電話等			100%	100%
8	家電製品			96.98%	63.48%
9	エアコン等			99.95%	100%
10	温水器等			100%	100%
11	照明			100%	99.93%
12	自動車等			96.97%	92.60%
13	消火器			100%	51.61%
14	制服・作業服等			99.62%	99.81%
15	インテリア・寝装寝具			100%	90.66%
16	作業手袋			95.12%	99.11%
17	その他繊維製品			99.43%	99.65%
18	災害備蓄用品			100%	99.63%
19	公共工事(製材)			100%	100%
20	役務(印刷)			86.05%	91.40%
21	役務(印刷以外)			99.90%	100%
22	ごみ袋等			100%	99.50%
23	環境配慮契約(電力)			100%	100%

第3節 栃木県イベント環境配慮指針

1 指針の概要

イベントは、県施策の普及啓発に有効な手段であるため数多く取り組まれているが、イベントの開催を「環境への影響」という視点で見ると、ごみの大量排出やエネルギーの大量消費といった側面もある。

このため、県では、平成19（2007）年2月に「栃木県イベント環境配慮指針」を策定し、県が開催するイベントにおいて、指針に基づく自主的な環境配慮を行うことで環境負荷の軽減を図っている。

ア 対象イベント

県内で開催され、不特定多数の県民（100人以上）が自由に参加できるイベントであって、県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するイベントを対象として、「環境に配慮したイベント開催要領」に定める「環境配慮」を実施する。

また、県が後援するイベントについても、関与の程度に応じて、主催者に協力を要請する。

イ 環境配慮の内容

- (ア) 省エネルギー・省資源の推進
- (イ) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進
- (ウ) 公共交通機関等の利用促進
- (エ) 参加者への意識啓発・情報提供
- (オ) 運営体制の整備
- (カ) 会場周辺の環境保全（屋外で開催するイベント）

第4節 栃木県公共事業環境配慮指針

1 指針の概要

県は、従前から公共事業に係る自主的な環境配慮を行ってきたが、より効果的・継続的な取組推進のため、平成19（2007）年4月から「栃木県公共事業環境配慮指針」に基づき、県が実施する公共事業について、計画段階及び実施段階において環境配慮を行っている。

一定規模以上の公共事業については、その実施状況の評価も行っている。

ア 対象となる公共事業

県が実施するすべての公共事業（緊急的に行う災害復旧事業等を除く。）を対象とする。
なお、県補助等に係る外郭団体等の事業については、指針に沿った環境配慮を求める。

イ 環境配慮の視点と環境配慮事項

環境配慮は、栃木県環境基本計画における次の4つの目標とこれらの目標を達成するために必要となる共通施策に即して行う。

公共事業における環境配慮は多岐にわたるため、事業の種類ごとに取り組むべき具体的な事項を環境配慮事項として53項目列举し、これに沿って環境配慮を行う（表2-4-3）。

表2-4-3 指針における環境配慮事項の例

環境基本計画の4つの目標	環境配慮事項の例
1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	エネルギーの有効活用や省エネ化、新エネルギーの利用、県産材・国産材の利用に配慮する。
2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	地産地消型再生可能エネルギーの導入、蓄電池やエネルギー需給管理技術によるエネルギーの有効利用に努める。
3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」	工事車両などのアイドリングストップに努める。 建設副産物・建設廃棄物（残土を含む。）の再資源化や有効利用に努める。
4 人と自然が共生する「とちぎ」	希少な動植物の生息・生育環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮する。
共通施策	施設の環境教育・環境学習の場としての活用について配慮する。

ウ 実施状況の評価

公共事業のうち一定規模以上の事業（新設・増設等を対象とし、維持・補修等を除く。）について、事業ごとに計画段階及び実施段階の各段階において、環境配慮の実施状況进行评估する。

第3部

環境の状況と保全に関して講じた施策

※第3部では、栃木県環境基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）に基づき令和6（2024）年度に行った施策について主に記載している。

第1章 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

第1節 温室効果ガスの排出削減

1 現状と課題

（1）温室効果ガス排出量の削減目標

我が国は、京都議定書において、平成20（2008）年から平成24（2012）年の第1約束期間に、温室効果ガス総排出量を基準年（平成2（1990）年）比で6%削減することとして取り組んできた。

その後、平成27（2015）年7月に地球温暖化対策推進本部で「日本の約束草案」が決定され、「平成42（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26%削減」することとした。

このような中、平成27（2015）年12月、すべての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、今世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること＝カーボンニュートラル）を目指すこととされた。

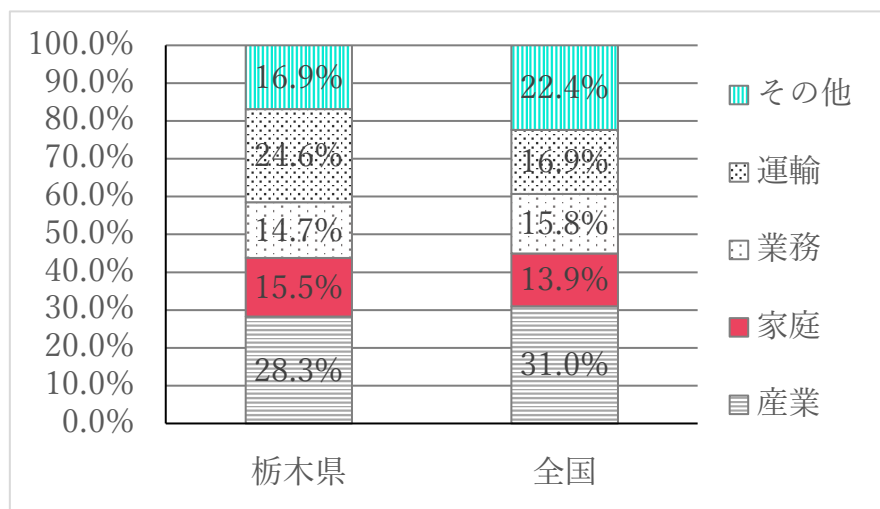
この国際的な動きに対応するため、令和2（2020）年10月、国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言した。

本県としてもグリーン社会の実現に寄与するため、国の動きに呼応し、同年12月に「2050年カーボンニュートラル実現を目指すこと」を宣言するとともに、令和3（2021）年3月に「栃木県気候変動対策推進計画」を、令和4（2022）年3月に「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定した。ロードマップにおいて、温室効果ガス排出削減の目標として、中期目標は令和12（2030）年度までに基準年（平成25（2013）年度）比50%削減（973万t- CO_2 ）、最終目標は令和32（2050）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロとして設定し、地球温暖化対策を推進している。

（2）本県の温室効果ガス排出状況

令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、約1,553万t- CO_2 であり、基準年（平成25（2013）年度）比20.2%減となっている。部門別の CO_2 排出量割合を全国と比較すると、交通分野の割合が全国と比べて大きく（図3-1-1）、1世帯あたりの乗用車保有台数が全国5位（令和6（2024）年3月末）という本県の特性が表れている。

図3-1-1 排出源別における CO_2 排出量の占める割合（令和4（2022）年度）



2 施策の展開

(1) 省エネルギーの取組の推進

ア 工場・事業場における対策

(7) 事業者の省CO₂設備の導入促進

a 事業者への普及啓発活動

中小企業者等の脱炭素の取組を推進するため、レベル（初級・中級・上級）ごとに各取組事例をまとめた事業者向け脱炭素ガイドブックを活用し、普及啓発活動を実施した。

また、「業務分野」（第3次産業）に分類される事業者のうち「医療・福祉分野」における脱炭素に向けた効果的な取組事例をまとめたリーフレットを作成し、同業種の経営者向けに普及啓発活動を実施した。

b 省CO₂設備の導入への助成

県内に事業所を有する中小企業者等における温室効果ガス排出削減に資する設備への更新等に対して、費用の一部を助成した（令和6（2024）年度：40件）。

イ 家庭における対策

(7) 省エネルギー住宅の普及促進

省エネルギー性能を含む「住宅性能表示制度」、「長期優良住宅建築等計画認定制度」及び「低炭素建築物認定制度」の普及・促進により、良好な温熱環境を備えた省エネルギー住宅の普及拡大を図った。

(4) ZEHの普及促進

a 地域工務店向けZEHの普及啓発活動

ZEHのメリットや国・県の補助制度への理解促進を図るため、地域工務店が商談時に活用できるリーフレットを作成・配布した。（配布先：92団体）

b ZEHの導入への助成

県内にZEHを新築する県民に対し、断熱化に要する費用の一部を助成した（令和6（2024）年度：200件）。

ウ 交通における対策

(7) 電動車の普及

走行時に自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の普及に取り組んだ。

- ・EV・PHV導入支援（46台）
- ・燃料電池自動車（FCV）の導入支援（4件）
- ・公共交通バスのEV化支援（5台）
- ・イベントを活用した電動車の普及啓発（2回）
- ・民間事業者と共催によるEV試乗会

(4) 自動車交通需要の調整

交通渋滞の解消を図り、環境負荷を低減するため、自家用車とそれ以外の交通手段の賢い使い分けが可能な交通環境の整備が必要となっている。そのために以下の取組を進めている。

a 交通需要マネジメントの展開

県と関係市町が策定した各都市圏の総合都市交通計画や地域公共交通計画等に基づき、中心部でのレンタサイクル（宇都宮市）やコミュニティバスの割引定期券（小山市）など、自動車交通需要の低減に寄与する交通需要マネジメント施策が展開されている。

b 交通渋滞の解消、緩和による自動車交通の円滑化

道路の拡幅、バイパスの整備、交差点の立体化等により体系的な道路ネットワークの整備を推進し、交通渋滞の解消、緩和によるCO₂の排出抑制を行っている。

(4) 公共交通機関の利用促進

本県は、自家用車の保有台数や自動車免許保有率が全国上位にあるなど、いわゆる「くるま社

会」となっている。自動車から公共交通への転換をバランスよく図るため、公共交通の利用促進に向け、以下の取組を進めている。

a 小学生向け副読本の活用

バスや鉄道の乗り方や公共交通の役割等を記載した小学生向けの副読本を作成し、公共交通に関する啓発を行っている。

b バス・鉄道利用デーの取組

毎月1日と15日を「バス・鉄道利用デー」と定め、バスや鉄道等の公共交通機関の利用促進を図っている。

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大

ア 総合的な対策

(7) 再生可能エネルギーの最大限導入

令和3（2021）年度に実施した賦存量調査の結果を踏まえ、令和32（2050）年度の電力需要量をすべて再生可能エネルギーでまかなうことを目指し、令和12（2030）年度までの再生可能エネルギー導入設備容量と促進策等を具体化した「とちぎ再生可能エネルギーMAXプロジェクトアクションプラン」を策定した。

(4) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定

地球温暖化対策推進法に基づき、県は令和6（2024）年3月に、市町があらかじめ再生可能エネルギーの導入に適した場所を「促進区域」として設定するにあたり「促進区域に含めることが適切でない区域」等の区域分けの基準及び環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項（環境配慮事項）を定めた。

イ 工場・事業場における対策

(7) 太陽光発電設備の導入促進

県内に事業所を有する中小企業者等における自家消費型太陽光発電設備等の導入に対して、費用の一部を助成した（令和6（2024）年度：54件）。

(4) 河川における小水力発電導入の促進

河川における小水力発電の導入を促進するため、水力発電の計画段階に必要な河川流量等の情報を閲覧できる「とちぎ小水力発電！基礎データマップ」を作成し、平成27（2015）年1月からインターネットで公開している。

(ウ) 県営水力発電所の効率的かつ安定的な運営に向けた取組

令和6（2024）年度は既設発電所について、水車や発電機の分解点検工事を実施した。また、老朽化した発電所の大規模改修を令和5（2023）年度から実施している。

(イ) とちぎふるさと電気の活用

栃木県内8か所の県営水力発電所の電気を使用したCO₂フリーの環境付加価値（プレミアム価格）を含んだ電気料金メニュー「とちぎふるさと電気」を県内事業者提供している。その収益を活用し、令和6（2024）年度は以下の事業等を行った。

- ・宇都宮市内を運行する路線バスへの電気バス導入を支援した。
- ・カーボンニュートラル実現に関する特に優れた取組を行う県内中小企業者等を表彰し、その取組を周知することで、カーボンニュートラルの理解促進・機運醸成を図った

ウ 家庭における対策

家庭用の自家消費型太陽光発電設備等の導入に対して、費用の一部を助成した（令和6（2024）年度：345件）。

(3) 県庁における率先的な取組の推進

ア 県有施設の省エネ化改修事業

県有施設の省エネ化を推進するため、照明設備のLED化改修等を実施した。

- ・子ども総合科学館 外6施設 照明改修 (令和4(2022)年度～)
- ・のざわ特別支援学校 外1施設 照明改修 (令和5(2023)年度～)
- ・栃木県立県南体育館 外23施設 照明改修 (令和6(2024)年度～)

イ 県有施設への太陽光発電設備の設置

県有施設の再生可能エネルギー導入を推進するため、P P A方式※により太陽光発電設備を設置した。

- ・保健環境センター 外3施設 (令和5(2023)年度～)
- ※P P A 方式：発電事業者が、グリーン電力を購入したい需要家と電力購入契約 (Power Purchase Agreement) を締結し、発電事業者の費用により需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置・維持管理して、そこで発電されたグリーン電力を需要家に供給する仕組み

ウ 県公用車への電動車率先導入

公用車に電気自動車 (E V) を5台、ハイブリッド自動車 (H V) を16台導入した。その結果、県の電動車保有台数は172台となった。

エ 栃木県環境マネジメントシステム (E M S) の推進

県の事務事業に関し、環境保全の取組を着実に推進するため、「栃木県環境マネジメントシステム」により、全所属において環境負荷の低減に取り組んでいる。

オ 県庁スマートエネルギーマネジメントシステム

東日本大震災以降の徹底した省エネルギーの取組の定着を図るため、本庁舎及び地方合同庁舎10庁舎において、エネルギーマネジメントシステム等によるエネルギーの見える化を実施している。

カ その他の環境保全活動

令和6(2024)年度も以下の計画等に基づく取組を行った。取組結果は第2部第4章に記載のとおり。

- ・栃木県気候変動対策推進計画【事務事業編】
- ・栃木県グリーン調達推進方針
- ・栃木県イベント環境配慮指針
- ・栃木県公共事業環境配慮指針

(4) 森林吸収源対策の推進

ア 森林整備の推進

地球温暖化防止に資する森林吸収源対策の着実な推進を目指し、県内の民有林における間伐等の促進や、利用期を迎えた人工林の皆伐・再造林を進めて森林の若返りを図り、炭素固定量の増大を図った。

イ 県産出材の利用促進

二酸化炭素の吸収や炭素貯蔵機能を発揮するため、県産出材を使用した木造住宅等の建設への支援、木材加工流通施設整備支援による乾燥材・JAS材等の生産拡大、官民一体となった東京圏や海外への販路拡大など、県産出材の利用促進に取り組んだ。

ウ 公共施設等での木材利用の推進

木材の持つ炭素の貯蔵効果を発揮するため、「とちぎ木材利用促進方針」に基づき県発注の建築工事や土木工事等において積極的に県産出材を利用した。

また、森林環境譲与税を活用して民間施設の木造・木質化を支援した。

(5) 地球温暖化対策の総合的な推進

ア カーボンニュートラル実現に向けた県民・事業者の理解促進

(7) 「とちぎカーボンニュートラル15（いちご）アクション県民運動」の推進

a キックオフイベントの開催

2050年カーボンニュートラル実現に向け、これまでの「COOL CHOICE とちぎ」県民運動の取組を強化した「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」を展開するため、キックオフイベントを令和6（2024）年8月19日に開催した。（観客数：約400名）

b 効果的な情報発信

県民運動や脱炭素行動を広く県民に情報発信していくため、県民運動ロゴマーク及び15の脱炭素行動である「15（いちご）アクション」を視覚的にわかりやすく紹介する動画を制作した。

また、県内プロスポーツチームの公式SNS等を通じた「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」に関する情報発信や宇都宮ライトレール（LRT）の停留所6箇所へ気候変動対策や「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」に関するポスター広告の掲出を実施した。

さらに、デジタルマーケティングを活用し、住宅購入検討層を対象として、ZEHのメリット及び補助制度に係る広告並びに若者への「15アクション」の認知度向上及び行動変容促進に係る広告の配信を実施した。

c ニュートラフレンズの募集

県民運動の認知度向上及び脱炭素行動に取り組む機運醸成のため、令和6（2024）年12月から、とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動協賛企業（愛称：ニュートラフレンズ）の募集を開始した。

d 環境学習推進事業

小学校や公民館等を訪問し、小学生等県民を対象に、令和4（2022）年度に制作した小学生向けデジタル環境学習教材を活用した環境学習講座を実施し、県民の意識向上や取組の促進を図った（実施回数20回）。

(イ) とちぎカーボンニュートラル優良取組顕彰事業

カーボンニュートラル実現に関する特に優れた取組を行う県内中小企業者等を「ゼロカーボン企業」として表彰し、その取組を周知することで、カーボンニュートラルの理解促進・機運醸成を図った（被表彰者数：8者）。

イ 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター事業との連携

地球温暖化対策の取組を推進するため、地球温暖化対策推進法第37条の規定に基づき委嘱された栃木県地球温暖化防止活動推進員96名（令和7（2025）年4月1日現在）が、県内各地域で地球温暖化の現状や対策の重要性について普及啓発を行った。

また、同法第38条の規定に基づき指定した栃木県地球温暖化防止活動推進センターの自主事業との連携を図りながら、地球温暖化防止に向けた県民への普及啓発事業を実施した。

ウ 地球温暖化対策計画書制度による対策の推進

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所に対して地球温暖化対策計画書の作成及び提出を求めることなどにより、地球温暖化防止への自主的な取組を促している。

エ フロン類の排出抑制対策の推進

(7) オゾン層保護の取組

大気中に放出されたフロン類等が、オゾン層を破壊し、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼ

すことが懸念されたため、国は、ウィーン条約及びモントリオール議定書の採択に併せて、昭和63（1988）年には、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などを取り決めた「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定した。

平成13（2001）年6月には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」を制定し、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）及びカーエアコン（第二種特定製品）に含まれる冷媒用フロン類の整備・廃棄時の回収・破壊を規定した。その後同法を全面改正し「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」を平成27（2015）年4月1日に施行、第一種特定製品の管理者に対して機器の点検等が規定された。令和2（2020）年4月から新たにフロン類の回収が確認できない廃棄機器の引取禁止などが規定された。

フロン排出抑制法で規制する物質は、オゾン層破壊物質、地球温暖化物質であるCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、地球温暖化物質であるHFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類である（参照：第5部データ集 表3-1-1）。

(イ) オゾン層保護対策の推進

a 業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填回収及び適正処理

平成13（2001）年12月から業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のフロン類を回収する「第一種フロン類回収業者」の登録、平成27（2015）年4月から「第一種フロン類充填回収業者」の登録を行っている。令和6（2024）年度末現在の登録事業者数は1,591事業者であった。

第一種フロン類充填回収業者から報告があった令和6（2024）年度のフロン類の回収量等は、表3-1-2のとおりであった。

表3-1-2 第一種特定製品に係るフロン類回収量（令和6（2024）年度）

項 目	エアコンディショナー		冷蔵機器・冷凍機器		合計	
	整備	廃棄	整備	廃棄	回収量	適正に処理された量
C F C	15.0kg (53台)	28.6kg (29台)	304.8kg (1台)	348.4kg (169台)	696.8kg (252台)	383.2kg
H C F C	882.1kg (192台)	16,781.3kg (2,842台)	190.2kg (35台)	8,433.2kg (635台)	26,286.8kg (3,704台)	26,070.5kg
H F C	17,307.5kg (2,517台)	30,288.4kg (6,678台)	4,003.0kg (987台)	6,189.1kg (2,144台)	57,788.8kg (12,326台)	55,349.5kg
合 計	18,204.6kg (2,762台)	47,098.3kg (9,549台)	4,498.0kg (1,023台)	14,970.7kg (2,948台)	84,772.4kg (16,282台)	81,803.2kg

- (注) 1 適正に処理された量とは、フロン再生業者または破壊業者等により処理された量。
2 回収量と適正に処理された量の差分については、年度当初又は年度末に保管していた量等である。
3 端数処理（四捨五入）の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

b 第一種特定製品の適正管理義務

「フロン排出抑制法」の施行により、第一種特定製品の管理者等の各主体に対し、機器の点検や漏えい防止措置等、機器の適正な使用及び管理が義務付けられた。

c 自動車からのフロン類の回収

平成17（2005）年1月から、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、使用済自動車のカーエアコンからのフロン類の回収等が義務づけられた。

令和5（2023）年度における県内のフロン類の回収量等（宇都宮市を除く。）は、以下のとおりである（表3-1-3）。

表3-1-3 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収量等（令和5（2023）年度）

項 目	回収量 (a)	年度当初 保管量(b)	引渡量 (破壊量)(c)	再利用量 (d)	年度末 保管量(e)
C F C	42kg	212kg	42kg	2kg	210kg
H F C	16,257kg	2,985kg	16,181kg	109kg	2,952kg
計	16,299kg (69,583台)	3,197kg	16,223kg	111kg	3,162kg

（注）(a) + (b) = (c) + (d) + (e)、端数処理（四捨五入）の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

d 家電製品からのフロン類の回収

平成13（2001）年度から、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により特定家庭用機器（冷蔵庫、エアコンなど）に含まれるフロン類については製造業者が回収することとなっている。

e 事業者へのフロン類適正管理の普及啓発

県ホームページや関係団体等との連携強化により、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の点検の実施や当該製品の整備・廃棄時におけるフロン類の適正な充填回収行為等に関する普及啓発を行った。

f 県の率先的な取組（グリーン調達）

「栃木県グリーン調達推進方針」において、県が家電製品等を購入する際には、冷媒等にオゾン層を破壊する物質を使用しない製品を調達することとしている。

第2節 気候変動への適応

1 現状と課題

（1）影響の将来予測とその対応に係る研究の推進

平成26（2014）年に公表されたIPCCの第5次評価報告書において、最大限の緩和策を実施したとしても、今後も温暖化傾向は続き、その影響は避けられないことが示された。これを受けて国では、平成30（2018）年11月に閣議決定された「気候変動適応計画」に基づき、国を挙げて適応策を推進してきた。

本県においても、農業や自然災害等の分野で温暖化の影響と考えられる事象が現れ始めていることから、「栃木県気候変動対策推進計画」を策定し、「栃木県気候変動適応センター」を中核として、適応策を推進している。

引き続き、国立環境研究所や大学等と連携し、気候変動の影響を予測するとともに、その対策に係る研究を推進し、関係者への周知を図っていく。

（2）顕在化している影響に対する取組の推進

現在、顕在化している気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、適応策に関する県民の意識を向上させ、その取組を推進していく必要がある。特に熱中症対策や自然災害などへの備えなど、県民が日常から実践できる取組について、市町や関係機関等と連携した普及啓発や大学生との協働による情報発信に取り組んでいく。

また、令和6（2024）年4月施行の改正気候変動適応法において新設された「熱中症特別警戒アラート」を速やかに県民に伝達する体制を構築した。市町等と連携し、熱中症の注意喚起を行っていく。

（3）気候変動対策ビジネス等の推進

気候変動の影響のさらなる拡大が懸念される一方で、気候変動が社会の様々な分野に与える影響に対応する適応策へのニーズが企業のビジネスチャンスを生み出している。

企業が気候変動適応に取り組むことは、事業の持続可能性を高める上で必要不可欠であることはもとより、顧客や投資家等からの信頼を高め、新たな事業機会を創出するなど、企業の競争力を高めるためにも重要である。

県では、気候変動をチャンスと捉えた気候変動対策ビジネス等の促進に向けて、産学官金連携体制の構築や、新たなビジネス等の創出支援に取り組んでおり、引き続きその取組を推進していく。

2 施策の展開

(1) 影響の将来予測とその対策に係る研究の推進

ア 気候変動影響の情報収集・分析受託事業

栃木県気候変動適応センターを中核に、国立環境研究所等と連携し、「水稻」における気候変動の影響による将来予測結果及び栃木県版適応策リストを作成し、令和5（2023）年度に公表した。

イ 農林水産業における生育診断・予測技術の確立

水稻及び梨について、気候変動を踏まえた生育予測の精度向上のため、県内（水稻18か所、梨10か所）の調査圃場の気象データを測定し、生育データとの関係を調査している。

(2) 顕在化している影響に対する取組の推進

ア 自然災害

(7) 防災情報等の提供

住民の適切な避難行動を促すため、VR防災体験車等による災害の疑似体験の提供や、防災啓発動画の配信、防災イベント等への出展による普及啓発を行うとともに、台風接近時等には危機管理・防災ポータルサイトやSNS等で注意喚起を行った。

(4) 防災教育の充実と防災訓練への参加促進

令和10（2028）年度の供用開始に向け、新防災教育施設の整備を進めるとともに、大学等における防災についての県政出前講座や高校・大学における消防団が参画した体験的・実践的な防災教育を実施した。

また、防災訓練の実施など自主防災組織の活動活性化に向け、自主防災組織リーダー育成研修会を開催した。

(ウ) 国・県・市町・企業・住民などが一体となって取り組む流域治水対策の推進

令和3（2021）年度に策定した「栃木県流域治水プロジェクト」を推進し、流域に住む人々が協働して取り組む治水対策「流域治水」をあらゆる関係者へ普及するため、出前講座やリーフレット・動画を活用した普及啓発を行った。

(エ) 堤防強化や堆積土除去等による防災・減災対策の推進

堤防を長時間の洪水に耐える粘り強い構造とするため、巻堤や腹付け盛土等による堤防強化を行うとともに、河川の流下能力を確保するため堆積土除去を行った。

(オ) 土砂災害による被害を防ぐ砂防施設の整備推進

土砂災害のおそれのある区域のうち、特に甚大な被害が生じる可能性の高い箇所において優先的に砂防施設の整備を進めており、平成25（2013）年度から令和6（2024）年度までに47か所の整備が完了した。

(カ) 斜面崩落等を防止するための道路の防災対策の推進

道路利用者の安全・安心を守るとともに、必要な機能を次世代へと継承するため、道路防災点検における要対策箇所について防災工事を行っている。令和6（2024）年度は15か所で対策が完了した。

イ 健康への影響（暑熱）

熱中症は、暑熱による直接的な影響の一つであり、気候変動との相関が強いと考えられている。このため、気候変動に伴う暑熱関連のリスクについて、引き続き科学的知見の集積に努める

とともに、気候変動適応センター公式X等を活用した気象情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や、高齢者を中心に見守り活動を実施している民生委員の活用により、予防・対処法に係る普及啓発や情報提供等を実施した。

また、令和4（2022）年度から宇都宮大学の地域プロジェクト演習に参画し、気候変動の影響を強く受ける県民の声の収集・発信をテーマとして、県民や事業者に対して効果的に情報発信する方法の検討を行った。

ウ 農林水産業

（7）気候変動に適応した品種等の開発

近年、夏季の高温や暖冬等の気候変動に伴い、農作物の収量や品質の低下、開花の前進化等、影響が顕在化してきていることから、気候変動に適応した品種（水稻、大麦、いちご、梨）や栽培技術（トマト、梨、花き等）、飼養管理技術（畜産）の開発に取り組んでいる。

（3）気候変動対策ビジネス等の推進

本県の強みを活かした県内産業の成長や地域の持続的な発展に向け、令和3（2021）年7月に産学官金による「とちぎ気候変動対策連携フォーラム」を設置した。

令和6（2024）年度は気候変動対策に資する取組やビジネス等の促進を図るため、セミナーを2回開催するとともに、コーディネーターによる個別相談や情報提供等の支援を実施し、気候変動が企業の経営に及ぼす影響についての理解及び県内事業者の取組の促進を図った。

また、気候変動対策に資する新たな取組や製品開発等に対する補助事業を実施し、適応策や適応ビジネスの創出等を促進した。

第2章 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」

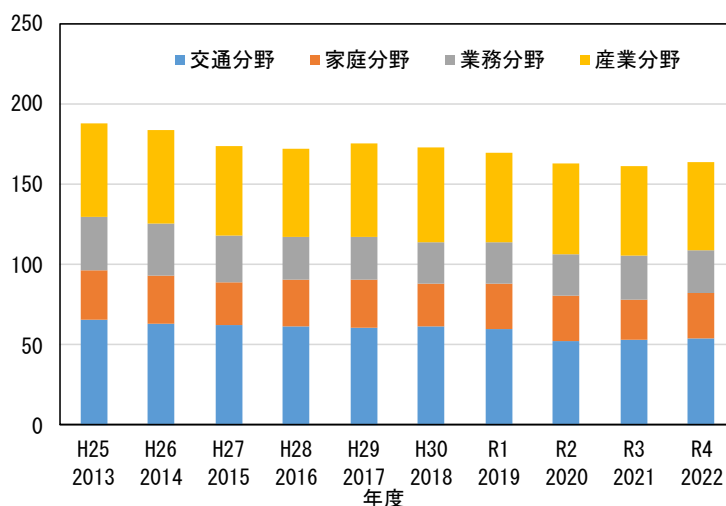
第1節 分散型エネルギーの自立化

1 現状と課題

(1) 本県のエネルギー消費の現状

本県の令和4（2022）年度のエネルギー消費量は図3-2-1に示すとおり。

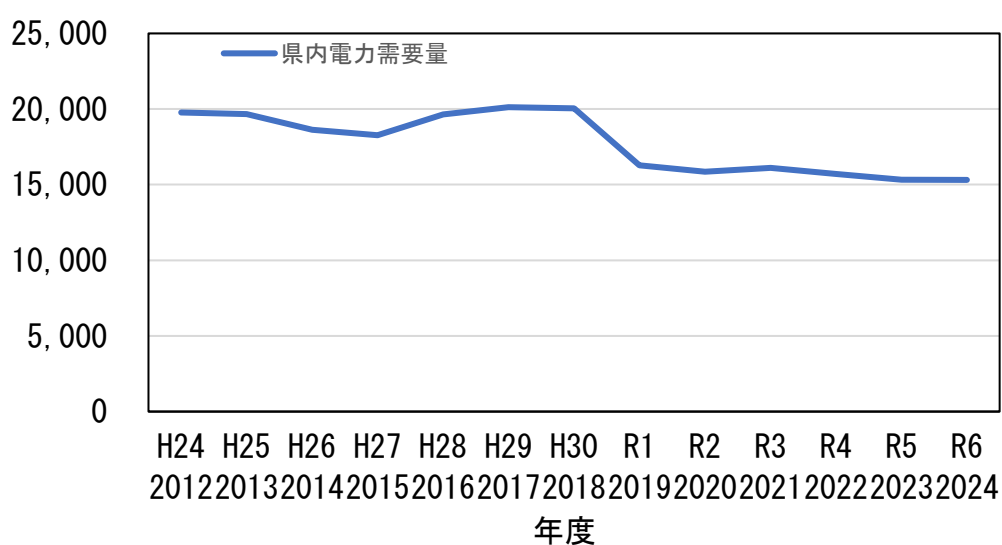
図3-2-1 本県のエネルギー消費量(PJ)



(2) 本県の電力需要量と発電量

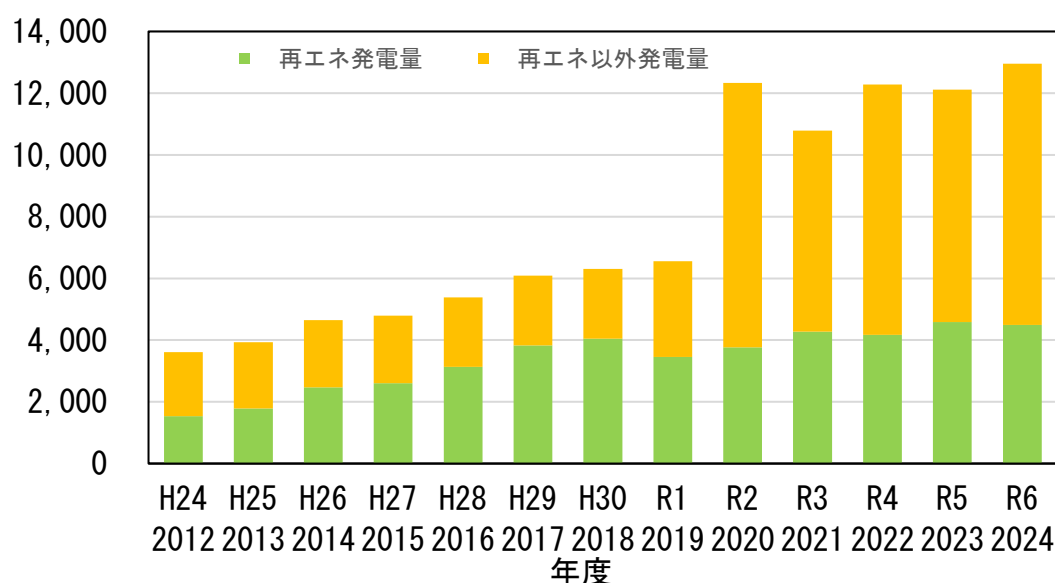
県の電力需要量は図3-2-2に示すとおり、令和元（2019）年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、大きく減少して以降、緩やかに減少している。

図3-2-2 本県の電力需要量（百万kWh）



また、本県の発電量は図 3-2-3 に示すとおり、（株）コベルコパワー真岡発電所（124.8 万 kw）が令和元（2019）年度に稼働したことにより、大幅に増加した。

図 3-2-3 本県の発電量（百万kWh）



2 施策の展開

（１）工場・事業場のエネルギー自立化の促進

ア 太陽光発電設備及び省CO₂設備の導入促進【再掲】

県内に事業所を有する中小企業者等における自家消費型太陽光発電設備等の導入に対して、費用の一部を助成した（令和 6（2024）年度：54件）。

県内に事業所を有する中小企業者等における温室効果ガス排出削減に資する設備への更新等に対して、費用の一部を助成した（令和 6（2024）年度：40件）。

イ EV・FCV等の外部給電可能な自動車の普及促進【再掲】

電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の普及に取り組んだ。

- ・EV・PHVの導入支援（46台）
- ・燃料電池自動車（FCV）の導入支援（4件）
- ・公共交通バスのEV化支援（5台）
- ・イベントを活用した電動車の普及啓発（2回）
- ・民間事業者と共催によるEV試乗会

（２）家庭のエネルギー自立化の促進

ア ZEHの普及促進【再掲】

県内にZEHを新築する県民に対し、断熱化に要する費用の一部を助成した（令和 6（2024）年度：200件）。

家庭用の自家消費型太陽光発電設備等の導入に対して、費用の一部を助成した（令和 6（2024）：345件）。

イ EV・FCV等の外部給電可能な自動車の普及促進【再掲】

電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の普及に取り組んだ。

- ・燃料電池自動車（FCV）の導入支援（4件）
- ・イベントを活用した電動車の普及啓発（2回）

第2節 エネルギー需給体制の強靱化

1 現状と課題

(1) 地産地消型再生可能エネルギーの導入状況

エネルギーの供給体制の強靱化につながる地産地消型の再生可能エネルギーの導入状況については、エネルギー代金の県外流出額を確認している（参照：第5部データ集 表3-2-1）。

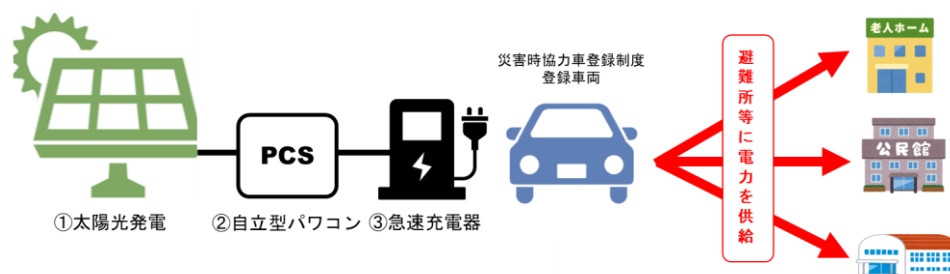
2 施策の展開

(1) 地域電源供給拠点の整備促進

ア 地域電源供給拠点の整備支援

災害時における地域電源を確保し、災害時のレジリエンスの強化を図るため（図3-2-4）、急速充電器及び自立型パワーコンディショナーの設置を支援している（実績1件）。

また、令和6（2024）年8月から、再生可能エネルギー由来の自立電源を要件としない既存の急速充電器を拠点として登録を可能とする登録制度を創設し、地域電源供給拠点は令和6（2024）年度末時点で6か所となっている。



(2) エネルギー需給ネットワークの構築

ア 災害時協力車登録制度

災害時における県民の生命及び安全を守るとともに、電動車の一層の普及を図るため、令和3（2021）年度に災害時協力車登録制度を創設した。協定による協力車のほか、一般登録車は89台が登録されている（令和6（2024）年度末現在）。

※栃木県自動車販売店協会と県との協定で、各ディーラーの試乗車（約200台）が対象

第3章 良好な生活環境が保全された「とちぎ」

第1節 大気環境の保全

1 現状と課題

(1) 環境基準等

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの10物質について定められている（参照：第5部データ集 表3-3-1）。また、平成12（2000）年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類についても環境基準が定められている。

このほか、炭化水素については、光化学オキシダントの環境基準を達成するため、濃度指針が定められている。また、有害大気汚染物質のうち、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン並びにマンガン及びその化合物の11物質について、健康リスクの低減を図るための指針値が定められている（参照：第5部データ集 表3-3-2）。

(2) 大気汚染常時監視体制

本県では、大気汚染防止法に基づき、計28か所の測定局において、大気汚染の状況を監視している。私たちの身のまわりの大気環境を測定する「一般環境測定局」が22局、自動車の排出ガスの影響を測定する「自動車排出ガス測定局」が6局設置されており、測定は、県が19局（一般環境15局、自動車排出ガス4局）、宇都宮市が9局（一般環境7局、自動車排出ガス2局）で行っている（参照：第5部データ集 図3-3-1、表3-3-3）。

これらの測定局で、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などを測定している。その測定データを大気環境情報システムにより県保健環境センター内の大気汚染監視室で集中監視しており、大気汚染の状況をリアルタイムで把握し、光化学スモッグ注意報発令等、緊急時対策を迅速に行っている。

これらの情報は、県ホームページの「とちぎの青空」で情報提供を行うとともに、県民の携帯電話に光化学スモッグ注意報等の情報を防災メールにより配信している。

(3) 常時監視から見る大気汚染の現状

令和6（2024）年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、すべての有効測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、すべての有効測定局で環境基準を達成していなかった（表3-3-4）。

表 3-3-4 大気汚染に係る環境基準達成状況

測定項目	評価	区 分	R 6 (2024) 年度		R 5 (2023) 年度	
			一般局	自排局	一般局	自排局
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的 評価	達成局数／有効測定局数	7/7	—	7/7	—
		達成率 (%)	100	—	100	—
	短期的 評価	達成局数／有効測定局数	7/7	—	7/7	—
		達成率 (%)	100	—	100	—
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的 評価	達成局数／有効測定局数	14/14	6/6	15/15	6/6
		達成率 (%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	長期的 評価	達成局数／有効測定局数	—	3/3	—	4/4
		達成率 (%)	—	100	—	100
	短期的 評価	達成局数／有効測定局数	—	4/4	—	4/4
		達成率 (%)	—	100	—	100
光化学オキシダント (O _x)	短期的 評価	達成局数／有効測定局数	0/19	—	0/19	—
		達成率 (%)	0	—	0	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的 評価	達成局数／有効測定局数	18/18	6/6	18/18	6/6
		達成率 (%)	100	100	100	100
	短期的 評価	達成局数／有効測定局数	18/18	6/6	18/18	6/6
		達成率 (%)	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期 基準	達成局数／有効測定局数	11/11	2/2	11/11	2/2
		達成率 (%)	100	100	100	100
	短期 基準	達成局数／有効測定局数	11/11	2/2	11/11	2/2
		達成率 (%)	100	100	100	100

(注) 1 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価する方法をいう。

適用項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 (※)

※二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の日平均値の2%除外値が環境基準以下であり、かつ、日平均値が環境基準値を超えた日が2日以上連続しないこと。

※二酸化窒素については、年間の日平均値の98%値が環境基準以下であること

2 短期的評価とは、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する方法をいう。

適用項目：二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質

3 微小粒子状物質については、長期基準（年平均値が15 μg/m³以下）と短期基準（日平均値の98%値が35 μg/m³以下）を評価し、両方を達成している場合に環境基準達成として扱う。

4 有効測定局とは、微小粒子状物質については有効測定日数 (※) が250日以上、その他の項目については測定時間が6,000時間以上の測定局をいう（光化学オキシダントを除く）。

※有効測定日数とは、1日平均値に係る欠測が4時間を超えない日。

5 一般局とは一般環境測定局、自排局とは自動車排出ガス測定局をいう。

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

令和6 (2024) 年度は、全有効測定局の年平均値が0.001ppm未満であり、平成18 (2006) 年度以降0.001ppm未満で推移している。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

(7) 一般環境測定局

令和6 (2024) 年度は、全有効測定局の年平均値が0.0056ppmであり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

(4) 自動車排出ガス測定局

令和6 (2024) 年度は、全有効測定局の年平均値が0.010ppmであり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

ウ 一酸化炭素 (CO)

令和6 (2024) 年度は、全有効測定局の年平均値が0.23ppmであり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

エ 光化学オキシダント（O_x）

令和6（2024）年度は、昼間（5～20時）の1時間値の年平均値が0.035ppmであり、横ばいである。

光化学オキシダントにおける環境基準は、全時間帯で環境基準値を満たしていることが求められているが、本県の光化学オキシダントは、すべての有効測定局で環境基準を達成していない。

しかしながら、各測定局において環境基準を超過している時間は全時間帯の1.6～7.3%であり、昼間の測定時間のうち平均で91.9%の時間において基準値内となっている。

光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが紫外線の作用を受けることにより生成するもので、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に高濃度になりやすい。また、光化学オキシダントにより空が霞んだような状態になったものを光化学スモッグと呼んでおり、目の刺激、のどの痛み、胸苦しさなどの健康被害を伴う。

また、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として、その原因物質とされている非メタン炭化水素（NMHC）について、濃度指針（午前6時から9時までのNMHCの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下）が定められている。

令和6（2024）年度は、一般環境測定局の全有効測定局の6～9時におけるNMHCの年平均値が0.10ppmCであり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

オ 浮遊粒子状物質（SPM）

（7）一般環境測定局

令和6（2024）年度は、全有効測定局の年平均値が0.012mg/m³であり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

（4）自動車排出ガス測定局

令和6（2024）年度は、全有効測定局の年平均値が0.014mg/m³であり、長期的には減少傾向にあるが近年は横ばいである。

カ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

令和6（2024）年度は、一般局における年平均値が7.4μg/m³であり、長期的には減少傾向である。

（4）モニタリング調査等から見る大気汚染の現状

ア 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質に該当する可能性がある248物質のなかで、ベンゼン等21物質（ダイオキシン類は別途実施。）について、大気汚染防止法の規定に基づき、月1回24時間の採取により、年間を通じてモニタリング調査を実施（宇都宮市、足利市、栃木市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市）している。令和6（2024）年度の調査結果は、表3-3-5のとおりである。

表 3-3-5 有害大気汚染物質の平均値（令和 6（2024）年度）

物質名	単位	一般環境	固定発生源周辺	沿道	環境基準	指針値
ベンゼン	mg/m ³	0.00041	0.00050	0.00060	0.003	—
トリクロロエチレン	mg/m ³	0.00017	0.00078	—	0.13	—
テトラクロロエチレン	mg/m ³	0.000043	—	—	0.2	—
ジクロロメタン	mg/m ³	0.00099	0.0020	—	0.15	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.076	—	—	—	2
アセトアルデヒド [*]	μg/m ³	1.4	1.5	1.6	—	120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.041	—	—	—	10
塩化メチル	μg/m ³	1.1	—	—	—	94
クロホルム	μg/m ³	0.14	0.12	—	—	18
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.10	—	—	—	1.6
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.6	—	—	—	40
ニッケル化合物	ng/m ³	1.4	—	—	—	25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.72	—	—	—	6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.053	0.044	0.061	—	2.5
マンガン及びその化合物	ng/m ³	12	20	—	—	140
クロム及びその化合物	ng/m ³	2.2	—	—	環境基準 指針値 の設定なし	
酸化エチレン	μg/m ³	0.063	0.058	—		
トルエン	μg/m ³	2.4	5.3	3.2		
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.015	—	—		
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.073	0.065	0.061		
ホルムアルデヒド [*]	μg/m ³	2.7	4.5	2.1		

環境基準又は指針値が設定されている15物質については、すべて環境基準又は指針値を下回っており、環境基準又は指針値が設定されていない6物質については、概ね環境省の全国調査結果による検出濃度範囲内であった。

今後も必要に応じて測定体制の見直しを行い、必要な測定を継続的に実施していく必要がある。

イ アスベスト

令和 6（2024）年度は、県において、一般環境 3 地域 6 地点（大田原市、宇都宮市、小山市）、道路沿道 1 地域 2 地点（小山市）のモニタリング調査を実施しており、また、宇都宮市において、一般環境 7 地点でモニタリング調査を実施した。

その結果、全地点において、大気中のアスベスト繊維数濃度は 1 本/ℓ未満であり、大気汚染防止法で規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界基準10本/ℓに対して、相当程度低い値であった。

2 施策の展開

（1）常時監視による大気汚染対策の推進

ア 光化学スモッグ対策

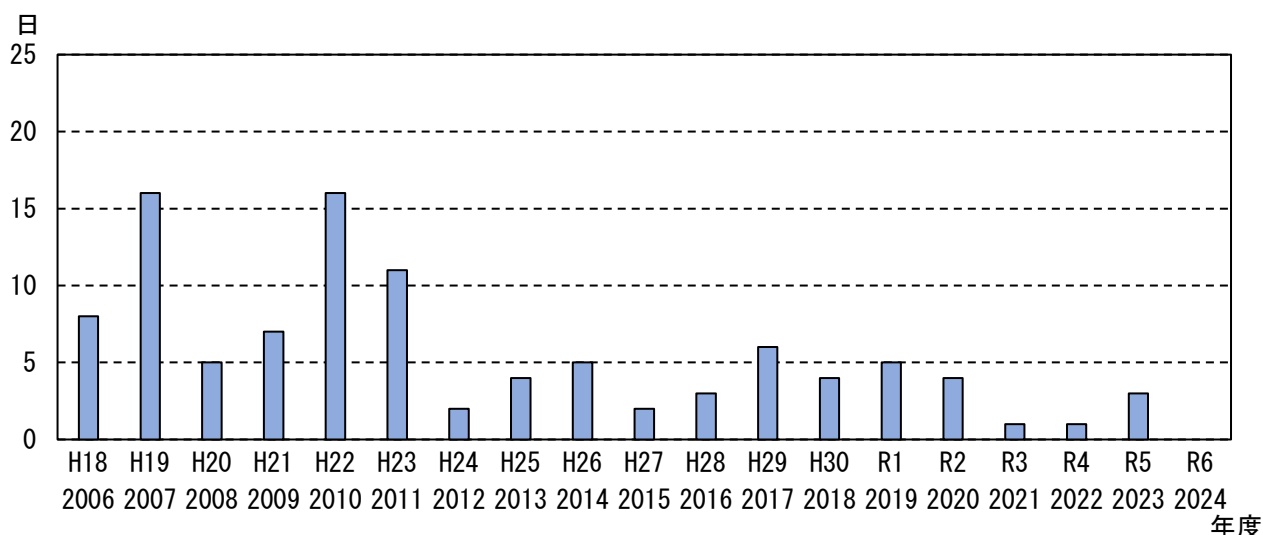
県では、光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、「栃木県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、緊急時には注意報等を発令し、市町、行政機関、報道機関及び緊急時協力工場等に通報している。

また、県ホームページ「とちぎの青空」、防災メール提供システム等により県民への情報提供を行うとともに、ばい煙排出量の削減や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を要請し、被害の未然防止に努めている（参照：第 5 部データ集 表 3-3-6、表 3-3-7）。

光化学スモッグの注意報等発令業務は、大気環境情報システムにより収集した光化学オキシダント濃度等と気象情報及び環境省の大気汚染物質広域監視システムから得られる関東地区の広域的な情報を把握し、総合的に判断している。

県では、光化学スモッグ注意報等発令業務を、毎年4月1日から9月30日までの183日間実施している。なお、令和6（2024）年度は光化学スモッグ注意報等の発令はなく、光化学スモッグが原因と思われる健康被害の報告はなかった。

図3-3-2 光化学スモッグ注意報発令日数の推移



イ 微小粒子状物質（PM2.5）対策

国の「微小粒子状物質に関する注意喚起のための暫定的な指針」の策定を受け、本県では、平成25（2013）年3月9日から、微小粒子状物質の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を実施することとしている（参照：第5部データ集 表3-3-8）。

また、注意喚起は、県域を光化学スモッグの発令地域区分と同じ7地域に区分して実施している。

県民への注意喚起は、光化学スモッグ緊急連絡体制を活用し、市町への通報、県ホームページ、防災メール提供システム等により情報提供を行うこととしているが、これまで必要な濃度は観測されなかったため、行っていない。

ウ 県ホームページ（とちぎの青空）【再掲】

県では、県民の健康と生活環境を守り、より快適な大気環境とするため、県内28か所で大気汚染物質を常時測定し、そのデータを県ホームページ（とちぎの青空）で提供している。

（2）有害大気汚染物質対策の推進

ア モニタリング調査

有害大気汚染物質に該当する可能性がある248物質の中で健康リスクが高いと考えられる優先取組物質22物質のうち、測定方法が確立されている21物質（ダイオキシン類については別途モニタリング調査を実施。）について、大気汚染防止法の規定に基づき、モニタリング調査を実施している。

イ アスベスト対策

アスベスト使用建築材料の解体の増加等に伴い、大気環境中へ排出されるアスベストの増加が懸念されることから、平成17（2005）年度からモニタリング調査を実施している。

また、令和2年度に大気汚染防止法が改正され、全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、解体等工事に伴うアスベストの飛散防止対策が強化された。改正後の大気汚染防止法の円滑な運

用がなされるよう、解体等工事について関係事業者への規制・指導を実施している。

なお、吹付け石綿除去等に係る経費については、県の融資制度（栃木県環境保全資金）の対象としている。

（３）自動車排出ガス対策の推進

ア 自動車排出ガス対策

（ア）概要

自動車排出ガスについては、大気汚染防止法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x ・PM法）により規制されている。県では、自動車排出ガスによる影響を把握するため、令和6（2024）年度は6局（うち2局は宇都宮市設置）の自動車排出ガス測定局で大気汚染の常時監視を行った。

（イ）ディーゼル自動車微粒子除去装置の装着の促進

埼玉県等の6都県において、各都県の条例等に基づき、排出基準を満たさないディーゼル自動車の通行が禁止されている。本県では、DPF等の微粒子除去装置を環境保全資金の融資対象とし、大型ディーゼル自動車への導入を促進している。

（ロ）低公害車の普及促進

電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車の導入は、自動車走行に起因する大気汚染（ NO_x 、黒煙等）や騒音の改善、二酸化炭素（ CO_2 ）の排出削減等に、極めて有効である。県では、県民への啓発活動を行うとともに、奥日光でハイブリッドバス1台、電気バス2台を運行している。また、公用車に電気自動車やハイブリッド自動車等（いわゆる「電動車」）を導入していくこととしており、令和6（2024）年度は公用車に電気自動車（EV）を5台、ハイブリッド自動車（HV）を16台導入した。その結果、県の電動車保有台数は172台となった。

イ 自動車交通対策

道路の拡幅、バイパスの整備、交差点の立体化等により体系的な道路ネットワークの整備を推進し、交通渋滞の解消、緩和による大気汚染物質の排出抑制を行っている。

ウ 公共交通機関の利用促進【再掲】

本県は、自家用車の保有台数や自動車免許保有率が全国上位にあるなど、いわゆる「くるま社会」となっている。自動車から公共交通への転換をバランスよく図るため、公共交通の利用促進に向け、以下の取組を進めている。

（ア）小学生向け副読本の活用

バスや鉄道の乗り方や公共交通の役割等を記載した小学生向けの副読本を作成し、公共交通に関する啓発を行っている。

（イ）バス・鉄道利用デーの取組

毎月1日と15日を「バス・鉄道利用デー」と定め、公共交通機関の利用促進を図っている。

（４）工場・事業場対策の推進

大気環境の保全を図るため、「大気汚染防止法」及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場への立入検査を実施している。

また、「工場・事業場ばい煙・VOC・指定物質等自主管理要領」に基づき、ばい煙量等の自主測定や結果の報告（基準超過時のみ報告）を求めることなどにより、施設の適切な維持管理を図るよう指導している。

ア 規制基準

本県では、大気汚染防止法に基づく一律排出基準に加えて、同法第4条第1項の規定に基づき、有害物質（塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素）について、より厳しい上乗せ排出基準を定めている。

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では、4種類のばい煙に係る特定施設を定め、排出基準を設定している。粉じんについては、3種類の特定施設を定め、施設の管理基準を規定している。

イ ばい煙関係施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設、粉じん関係施設及び水銀排出施設の届出状況

（注）大気汚染防止法等の公害関係法令では、県知事の権限に属する事務について、政令等で委任された市長が行うことになっているため、県所管分と宇都宮市所管分で分けて記載している。

各施設の届出状況は、第5部データ集 表3-3-9～表3-3-12）。

ウ 立入検査状況

令和6（2024）年度の立入検査実施件数及び立入検査指導内容はそれぞれ表3-3-13及び表3-3-14のとおり。

表3-3-13 立入検査実施件数

区 分	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度
ばい煙関係の施設を設置する工場・事業場	131(6)	110(5)	93(5)	65(6)	73(5)
VOC排出施設を設置する工場・事業場	13(6)	15(3)	16(3)	6(3)	13(3)
粉じん関係の施設を設置する工場・事業場	33(0)	6(0)	6(0)	2(0)	5(0)
水銀排出施設を設置する工場・事業場	6(4)	11(3)	8(3)	8(4)	7(3)
合 計	183(16)	142(11)	123(11)	81(13)	98(11)

（注）1 () は宇都宮市の内数

2 合計は、ばい煙関係とVOC、ばい煙関係と粉じん関係、VOCと粉じん関係、ばい煙関係と水銀で重複する工場含む。

表3-3-14 立入検査指導内容（令和6（2024）年度）

指 導 事 項	指 導 件 数		
	県	宇都宮市	計
排出基準・管理基準の遵守	0(0)	0(0)	0(0)
自主分析の実施	1(0)	0(0)	1(0)
届出の不備	6(3)	0(0)	6(3)
施設等の点検・管理	0(1)	0(0)	0(1)
処理施設等の設置・改善	1(0)	0(0)	1(0)
管理組織体制	0(0)	0(0)	0(0)
記録の整備	1(0)	0(0)	1(0)
その他の	0(0)	0(0)	0(0)
指導の内容(件) 合計	9(4)	0(0)	9(4)
是正指導した工場・事業場数	8(3)	0(0)	8(3)

（注）() 内数値は、令和5（2023）年度

エ 石綿事前調査結果報告件数

令和4（2022）年度から義務付けられている解体等工事に伴う石綿事前調査結果報告件数は8,768件であった（表3-3-15）

表3—3—15 石綿事前調査結果報告件数（令和6（2024）年度）

報告の種類	報告件数		
	県	宇都宮市	計
電子	5,918	2,781	8,699
紙	62	7	69
報告数計	5,980	2,788	8,768

第2節 水環境の保全

1 現状と課題

（1）環境基準等

環境基本法に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている。

このうち、人の健康を保護する上で望ましい基準として、公共用水域については、27項目（参照表のうち「クロロエチレン」及び「1,2-ジクロロエチレン」を除く。）、地下水については、28項目（参照表のうち「シス-1,2-ジクロロエチレン」を除く。）が定められている（参照：第5部データ集 表3—3—16）。

また、生活環境を保全する上で望ましい基準として、上水道、農業用水などの利水目的に応じて河川、湖沼ごとに水域類型が定められており（参照：第5部データ集 表3—3—17）、国及び県がこの類型をあてはめることとなっている。平成25（2013）年に国が渡良瀬貯水池（谷中湖）について類型をあてはめ、平成28（2016）年に県が指定権限をもつ全水域について類型改定等による見直しを行い、合計指定水域数は71となっている（参照：第5部データ集 表3—3—18）。

水生生物の保全に関する環境基準項目は、平成15（2003）年に全亜鉛の環境基準が設定され、平成21（2009）年に国が、平成22（2010）年に県が各水域の類型を当てはめ、合計指定水域数は62となっている（参照：第5部データ集 表3—3—19）。その後、当該項目に、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の環境基準が追加で設定されている。

この他に環境基準に準ずるものとして、「要監視項目」及び「公共用水域等における農薬の水質評価指針」（27項目）が定められている。

なお、令和2（2020）年に「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（指針値（暫定※）50 ng/ℓ以下）」が「要監視項目」に追加され、公共用水域33項目、地下水25項目となっている。

※令和7（2025）年6月30日に「指針値（暫定）」から「指針値」に見直し

（2）河川水質の現況

ア 概況

本県の河川は、一部を除き那珂川、鬼怒川・小貝川及び渡良瀬川の3水系に分けられ、その流域は、県土のほぼ3分の1ずつに等分される。

県内の公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき策定した「公共用水域の水質測定計画」により、令和6（2024）年度は、類型指定している49河川と環境基準点のない9河川の合計58河川の101地点において水質調査を実施した。その結果、人の健康の保護に関する項目（健康項目）は全地点で環境基準を達成した。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）のうち、河川の有機性汚濁の指標（BOD）は、65水域中1水域（巴波川下流 巴波橋）で環境基準を達成できず、環境基準達成率（注）は98.5%となった。

（注）環境基準達成率＝環境基準達成水域数／類型指定水域数×100

各環境基準点（渡良瀬川上流水域は補助地点）において、BODの75%値が環境基準に適合しているとき、環境基準達成水域とした。

BODの環境基準達成状況を類型別に見ると、類型Bの1水域で環境基準未達成であった（表3-3-20）。

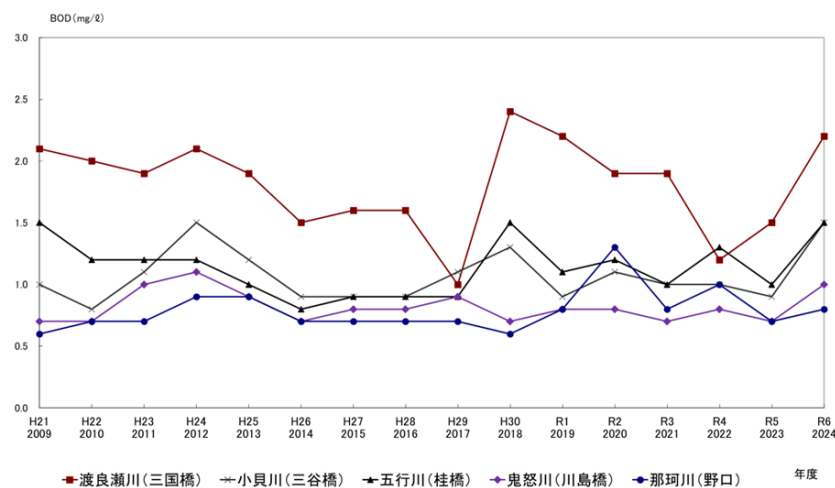
表3-3-20 類型別のBOD環境基準達成率の推移

（単位：％）

類型	年度 水域数	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
AA	8	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
A	37	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
B	13	100	100	100	86	93	100	100	100	100	93
C	5	100	100	100	100	80	100	100	100	80	100
D	2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	65	100	100	100	97	97	100	100	100	98	98

主要河川の県内末流地点における水質の経年変化をBODの年平均値で比較すると、変動が大きい傾向にある渡良瀬川（三国橋）を除き、各河川とも概ね横ばいで推移している（図3-3-3）。

図3-3-3 主要河川県内末流地点の水質の推移（BOD年平均値）



イ 各水系の概要

令和6（2024）年度における各水系の水質の状況は次のとおりであった。

（7）那珂川水系の水質

那珂川水系に属する15水域の類型は、AA又はA類型で、他水系に比較して水質が良好な河川が多い。15水域すべてにおいてBODの環境基準を達成した（表3-3-21）。

表 3-3-21 那珂川水系の環境基準達成状況（BOD75%値）（令和 6（2024）年度）

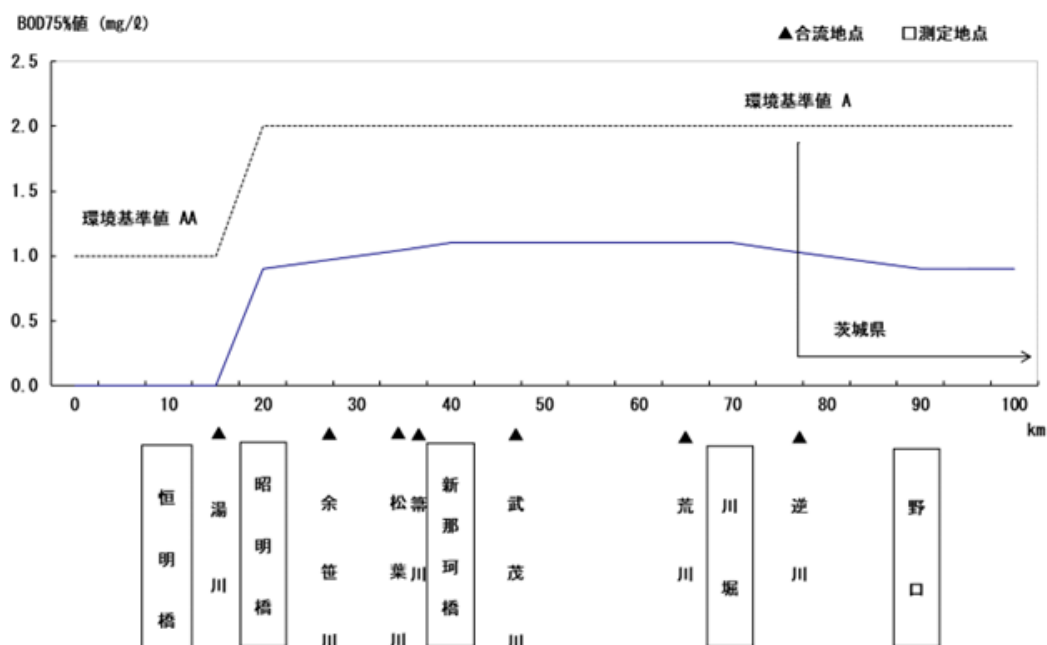
類型	水 域 名	環境基準点	75%値 (mg/ℓ)	平均値 (mg/ℓ)	5 年間 平均値 (mg/ℓ)
AA	那珂川(1) 高雄股川	恒明橋 高雄股橋	<0.5 <0.5	0.6 0.5	0.6 0.5
A	那珂川(2)	新那珂橋 野口	1.1 0.9	0.9 0.8	1.2 1.1
	湯川	湯川橋	<0.5	0.5	0.6
	余笹川	川田橋	0.8	0.8	0.8
	黒川	新田橋	0.9	0.8	0.9
	松葉川	末流	0.7	0.7	0.7
	箒川	箒川橋	0.7	0.7	0.8
	蛇尾川	宇田川橋	0.5	0.5	0.6
	武茂川	更生橋	0.6	0.6	0.7
	荒川	向田橋	0.6	0.6	0.8
	内川	旭橋	1.0	0.8	1.1
	江川	末流	1.3	1.0	1.3
	逆川	末流	0.9	0.9	0.9
	押川	越地橋	0.5	0.6	0.7

（注） 5 年間平均とは令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度の 75% 値の平均値である。

以下、表 3-3-21 及び 22 において同じ。

那珂川本川の水質の変化を BOD で見ると、県内全域で 75% 値が 0.5 未満～1.1mg/ℓ の推移となっており、良好な水質を維持している（図 3-3-4）。

図 3-3-4 那珂川の水質の変化（BOD75%値）



(イ) 鬼怒川・小貝川水系の水質

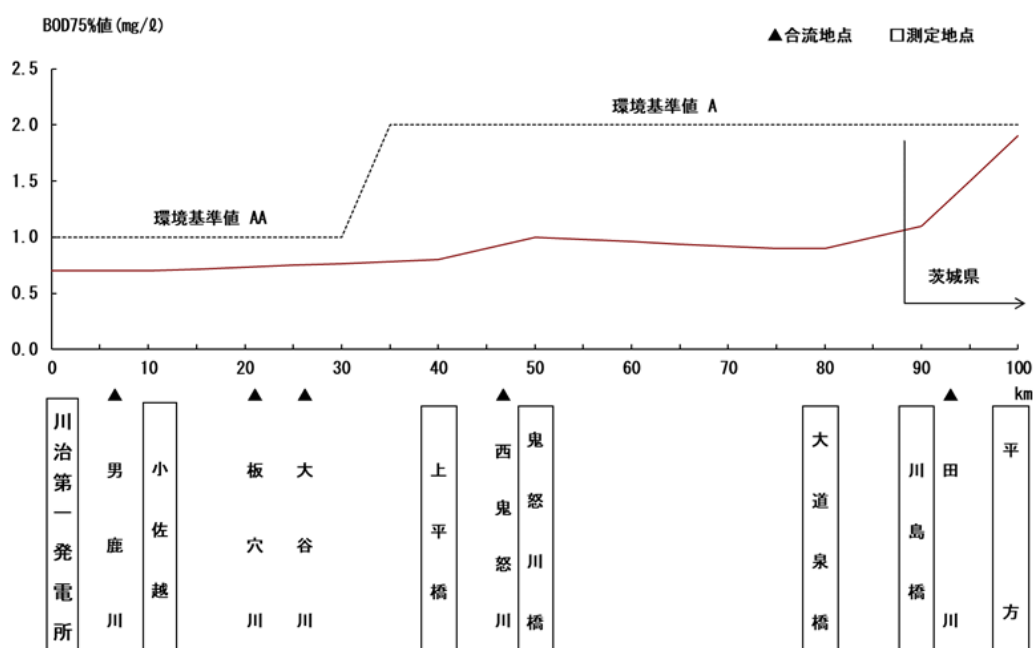
鬼怒川・小貝川水系に属する 20 水域の類型は、AA 類型から C 類型までの 4 類型である。20 水域すべてにおいて BOD の環境基準を達成した（表 3-3-22）。

表 3-3-22 鬼怒川・小貝川水系の環境基準達成状況（BOD75%値）
（令和6（2024）年度）

類型	水 域 名	環境基準点	75% 値 (mg/ℓ)	平均値 (mg/ℓ)	5 年間 平均値 (mg/ℓ)
AA	鬼怒川(1) 男鹿川 板穴川 大谷川	川治第一発電所前	0.7	0.6	0.7
		末流	0.6	0.6	0.6
		末流	<0.5	0.5	0.7
		開進橋	<0.5	0.5	0.6
A	鬼怒川(2) 湯川 志渡渕川 西鬼怒川 江川下流 田川上流 赤堀川 小貝川 五行川 野元川 行屋川	鬼怒川橋	1.0	0.8	0.9
		川島橋	1.1	1.0	0.9
		末流	0.7	0.7	0.8
		筋違橋	0.8	0.7	1.2
		西鬼怒川橋	1.8	1.7	1.4
		末流	1.3	1.0	1.3
		大曾橋	1.8	1.7	1.5
		木和田島	<0.5	0.6	0.9
		三谷橋	1.7	1.5	1.2
		桂橋	1.7	1.5	1.4
		末流	1.1	0.9	1.1
		常盤橋	1.1	0.9	1.0
B	江川上流 田川中流 田川下流	高宮橋	1.5	1.5	1.4
		明治橋	1.9	1.7	2.2
		梁橋	1.3	1.2	1.7
C	御用川 釜川	錦中央公園	3.6	3.1	3.2
		つくし橋	1.6	1.7	1.3

鬼怒川本川の水質の変化をBODで見ると、県内全域で75%値が0.7～1.1mg/ℓの推移となっており、良好な水質を維持している（図3-3-5）。

図 3-3-5 鬼怒川の水質の変化（BOD75%値）



(ウ) 渡良瀬川水系の水質

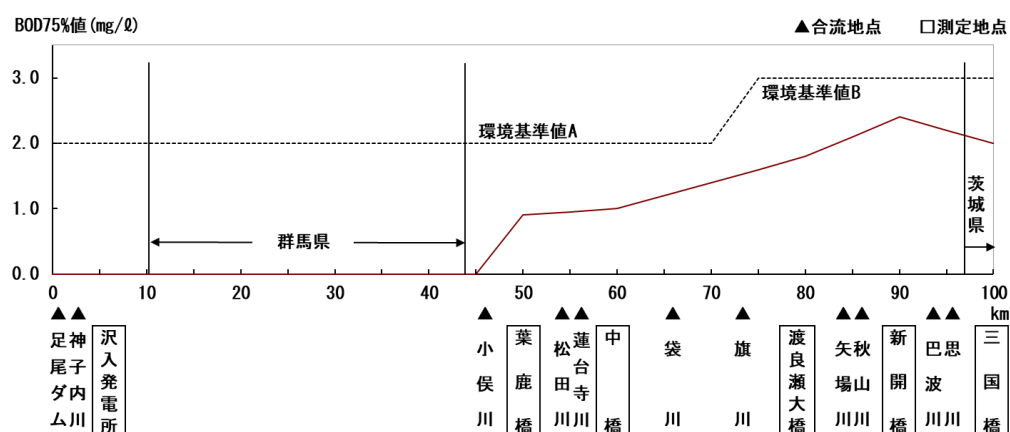
渡良瀬川水系に属する30水域の類型は、AA類型からD類型までの5類型である。30水域のうち1水域でBODの環境基準を達成しなかった（表3-3-23）。

表 3 - 3 - 23 渡良瀬川水系の環境基準達成状況（BOD75%値）
（令和6（2024）年度）

類型	水 域 名	環境基準点	75%値 (mg/ℓ)	平均値 (mg/ℓ)	5年間平均値 (mg/ℓ)
A A	神子内川 大芦川	末流	<0.5	0.5	0.6
		赤石橋	<0.5	0.5	0.6
A	渡良瀬川上流	沢入発電所渡良瀬川取水堰	<0.5	<0.5	0.9
	渡良瀬川(2)	葉鹿橋	0.9	0.9	1.0
	小俣川上流	新上野田橋	1.2	1.2	1.2
	松田川上流	新松田川橋	0.5	0.6	0.6
	旗川上流	高田橋	0.7	0.7	0.8
	才川	末流	1.1	0.9	1.1
	秋山川上流	堀米橋	0.7	0.6	0.7
	永野川上流	大岩橋	0.9	0.9	0.9
	永野川下流	落合橋	1.2	1.0	1.3
	思川上流	保橋	0.5	0.5	0.8
	思川下流	乙女大橋	1.2	1.0	1.2
	黒川	御成橋	0.8	0.8	0.9
	姿川	宮前橋	1.3	1.0	1.4
B	渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋	1.8	1.7	1.9
	渡良瀬川(4)	三国橋	2.0	2.2	1.8
	小俣川下流	末流	1.0	1.0	1.0
	松田川下流	末流	1.5	1.3	1.5
	袋川上流	助戸	1.4	1.2	1.5
	旗川下流	末流	1.3	1.2	2.0
	出流川	末流	1.3	1.1	1.2
	三杉川	末流	1.4	1.3	1.7
	巴波川下流	巴波橋	3.3	3.4	2.9
	西仁連川	武井橋	2.2	1.6	2.2
C	矢場川	矢場川水門	4.5	2.6	2.2
	秋山川下流	末流	1.8	1.8	2.1
	巴波川上流	吾妻橋	4.5	4.2	4.2
D	蓮台寺川	末流	2.0	1.5	2.2
	袋川下流	袋川水門	2.5	2.5	4.2

渡良瀬川本川の水質の変化をBODで見ると、県内で75%値が0.5未満～2.4mg/ℓの推移となっており、概ね良好な水質を維持している（図3-3-6）。

図 3 - 3 - 6 渡良瀬川の水質の変化（BOD75%値）



ウ 水生生物による水質調査

本県では、平成26（2014）年度から、「水生生物による水質評価法マニュアルー日本版平均スコア法ー」により調査を行っている。スコア法では、平均スコア値（A S P T 値1～10）を指標とし、値が高いほど、人為的影響が少ない河川環境であることを示している。

令和6（2024）年度は鬼怒川・小貝川水系16地点を調査した。（表3-3-24）

表3-3-24 鬼怒川・小貝川水系の各地点における
水生生物による河川水質評価一覧

順位	河川名	地点名	H24 (2012)	H27 (2015)	H30 (2018)	R 3 (2021)	R 6 (2024)	環境基準 類型指定	水生生物 類型指定
1	大谷川	開進橋（針貝）	7.8	8.1	8.3	8.0	8.0	AA-イ	生物A-イ
2	板穴川	末流	8.1	7.8	7.9	7.5	7.7	AA-イ	生物A-イ
3	赤堀川	木和田島	6.7	7.4	7.1	7.1	7.5	A-イ	生物A-イ
4	野元川	末流	7.6	7.2	7.2	7.2	7.4	A-イ	生物B-イ
5	湯川	末流	7.4	7.4	7.6	7.8	7.3	A-イ	生物A-イ
5	西鬼怒川	西鬼怒川橋	-	7.1	7.7	7.5	7.3	A-イ	生物A-イ
7	志渡淵川	筋違橋	6.9	6.3	6.7	6.9	7.1	A-イ	生物A-イ
8	鬼怒川(2)	鬼怒川橋（宝積寺）	7.3	7.5	7.2	7.1	7.0	A-イ	生物A-イ
8	小貝川	三谷橋	7.0	7.4	7.3	7.1	7.0	A-イ	生物B-イ
10	鬼怒川(2)	川島橋	7.5	7.1	7.6	7.7	6.9	A-イ	生物A-イ
10	五行川	桂橋	7.1	6.9	7.1	6.9	6.9	A-イ	生物B-イ
12	江川下流	末流	7.3	6.5	7.1	6.8	6.8	A-イ	生物B-イ
13	江川上流	高宮橋	7.0	6.5	6.5	6.6	6.7	B-イ	生物B-イ
14	田川中流	明治橋	7.1	6.7	6.6	6.9	6.6	B-ロ	生物B-イ
15	行屋川	常磐橋	5.6	5.4	6.2	5.8	6.4	A-イ	生物B-イ
16	田川下流	梁橋	6.6	6.4	6.5	5.9	6.1	B-イ	生物B-イ

（注）1 調査は、5月と11月に実施した。

2 平成26（2014）年度以前のA S P T 値は、「大型底生生物による河川水域環境評価マニュアル（スコア法）」に基づく。

エ P F O S 及び P F O A 水質調査

県内の河川の状況を把握するため、令和6（2024）年度に12地点の調査を実施した。
その結果、指針値の超過は確認されなかった。

オ 課題

河川の水質は、環境基準達成率が98%で良好な水質を維持しているが、目標である100%を達成できなかった。これからも良好な環境の保全のために、調査を継続し各水域の状況に応じた適切な対策を実施する必要がある。

（3）湖沼水質の現況

ア 概況

窒素、りん等の栄養塩類が湖沼へ流入すると、植物プランクトン等が大量に繁殖し、水質が悪

化することにより、魚類のへい死や上水道における異臭味等の障害が起こる富栄養化現象が発生する。このため、水質汚濁防止法に基づき策定した「公共用水域の水質測定計画」により令和6（2024）年度は、2湖沼、4貯水池において水質調査を実施した。令和6（2024）年度の各湖沼の状況は次のとおりであった。

イ 各湖沼の水質

(7) 中禅寺湖の水質

中禅寺湖は面積11.5km²、最大水深163mで標高1,269mに位置している天然堰止め湖である。湖水の滞留時間は約6年で、湖沼としては貧栄養湖に属している。

湖沼の有機性汚濁の指標（COD（湖心：表層75%値））は1.8mg/ℓ（基準値1mg/ℓ）、全りん（湖心：表層平均値）は0.005mg/ℓ（基準値0.005mg/ℓ）であり、CODは環境基準を達成しなかったが、水質はほぼ横ばいで推移している（図3-3-7）。

(4) 湯ノ湖の水質

湯ノ湖は面積0.35km²、最大水深14.5mで標高1,478mに位置している天然堰止め湖である。湖水の滞留時間は約30日で、水深も浅く、富栄養化しやすい湖沼といえる。

COD（湖心：全層75%値）は2.6mg/ℓ（基準値3mg/ℓ）、全窒素（湖心：表層平均値）は0.23mg/ℓ（基準値0.4mg/ℓ）、全りん（湖心：表層平均値）は0.0098mg/ℓ（基準値0.03mg/ℓ）であり、全ての項目で環境基準を達成しており、水質はほぼ横ばいで推移している（図3-3-8）。

図3-3-7 中禅寺湖の水質の推移

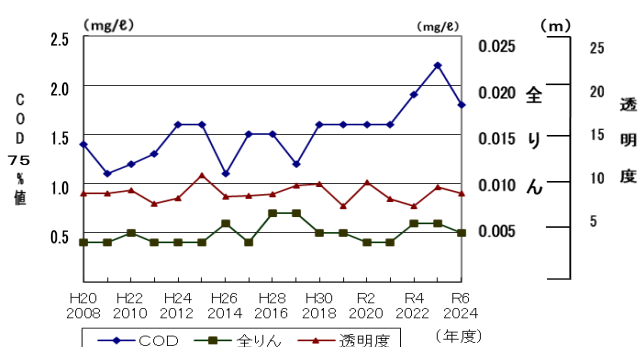
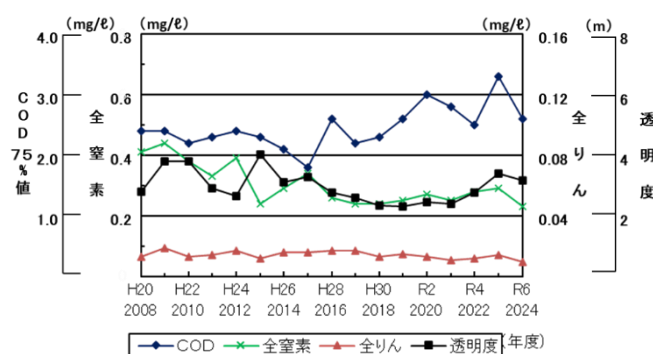


図3-3-8 湯ノ湖の水質の推移



(ウ) 人工湖の水質

湖沼の環境基準が適用されている4貯水池の水質は以下のとおりであった。また、その他の3貯水池（五十里ダム、塩原ダム、湯西川ダム）の水質は前年度並みであった。

a 深山ダム貯水池

COD（表層75%値、以下同じ）は1.4mg/ℓ（基準値1mg/ℓ）、全りん（表層平均値、以下同じ）は0.008mg/ℓ（基準値0.01mg/ℓ）で、環境基準を達成しなかった。

b 川治ダム貯水池

CODは2.0mg/ℓ（基準値3mg/ℓ）、全りんは0.006mg/ℓ（基準値0.01mg/ℓ）で、環境基準を達成した。

c 川俣ダム貯水池

CODは2.4mg/ℓ（基準値3mg/ℓ）、全りんは0.007mg/ℓ（基準値0.01mg/ℓ）で、環境基準を達成した。

d 渡良瀬貯水池（谷中湖）

CODは9.0mg/ℓ（目標値5.2mg/ℓ）、全窒素（表層平均値）は1.5mg/ℓ（目標値0.93mg/ℓ）、全りんは0.1mg/ℓ（目標値0.065mg/ℓ）で、暫定目標を達成しなかった。

（注）渡良瀬貯水池の暫定目標値は、干し上げ期（水位が最低の月）を除いて評価する。

ウ 課題

湖沼の水質は、景観や自然環境保全の観点から、厳しい基準を適用している。達成率を上げるために、継続的な調査に基づき各水域の汚濁状況を的確に把握し、状況に応じた適切な対策を実施する必要がある。

(4) 地下水水質の現況

ア 環境基準

(7) 測定計画に基づく地下水調査

県内の地下水の水質の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき策定した「地下水の水質測定計画」により、実態把握のための概況調査、汚染地区の監視のための継続監視調査及び汚染状況の確認のための再調査を実施した。令和6（2024）年度の調査結果は、次のとおりであった。

a 概況調査結果

県内46地点で概況調査を実施したところ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による新たな汚染が1地点で確認された。

b 継続監視調査結果

地下水汚染が確認されている地区において継続監視調査を実施し、汚染状況の監視を行った。

c 再調査結果

地下水汚染が確認されていた地区のうち、継続監視調査において2年以上継続して環境基準を超過していなかった5地区（栃木市・鹿沼市・真岡市・下野市・上三川町）において、汚染状況の確認のための再調査を実施し、全5地区で汚染の終息を確認した。

(i) その他調査

井戸利用者自主測定により1地区（那須町）で砒素、那須地区広域行政事務組合の水質調査により1地区（大田原市）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鹿沼市の水質調査により1地区（鹿沼市）で鉛が環境基準を超過し、汚染を確認した。

(ii) 地下水汚染の状況

令和6（2024）年度は、上記の調査により、新たに4地区で汚染を確認した。昭和60（1985）年度からの累計では、これまでに238地区で汚染を確認し、そのうち126地区で汚染の終息を確認している。

令和6（2024）年度末現在における地下水汚染地区数は112地区（県102、宇都宮市10）となっている。

イ PFOS及びPFOA

(7) 県内調査

県内の地下水の状況を把握するため、30地点（県11地点 宇都宮市19地点）で調査を実施したところ、1地点（宇都宮市）で指針値の超過が確認された。

(i) その他調査

井戸利用者自主測定により2地区（宇都宮市、真岡市）で指針値の超過が確認された。
また、下野市内で実施した調査により1地区で指針値の超過が確認された。

(ii) 指針値超過の状況

令和6（2024）年度は、上記の調査により、3地区（県2、宇都宮市1※）で指針値の超過を確認した。

※(7)と(i)の宇都宮市の指針値超過は同一地区

ウ 課題

県全域の地下水の水質の状況を把握するとともに、地下水汚染地区（環境基準）及び「PFOS及びPFOA」の指針値の超過地区について引き続き状況を監視し、動向を確認する必要がある。

2 施策の展開

(1) 水循環の確保

県内で水源かん養保安林として指定された保安林面積は、令和6（2024）年度末時点で県土面積の約2割を占め15万haとなっており、引き続き保安林指定を計画的に進めていくとともに、奥地水源地域等の保安林において水源かん養機能等の高度発揮に資するための保全対策を講じている。

また、シカの食害を受けた水源かん養保安林内等において、植栽地への補植やシカ進入防止柵の補修などに対して支援している。

(2) 公共用水域水質保全の推進

ア 公共用水域の常時監視等

水質汚濁防止法に基づき「公共用水域の水質測定計画」を策定し、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視している。

また、令和6（2024）年度から、県内河川の「PFOS及びPFOA」の調査を行っている。

イ 河川水質保全事業

「栃木県環境基本計画」において、公共用水域の環境基準（BOD）達成率100%を目標としている。令和6（2024）年度は、渡良瀬川水系の1水域で環境基準未達成であった。引き続き水質の状況を監視し、必要に応じて水質改善対策を検討していく。

ウ 湖沼水質保全事業

水質汚濁防止法に基づき、窒素、りんに係る排水基準の適用対象湖沼として指定された主要湖沼の水質保全を図るため、昭和61（1986）年5月に「栃木県湖沼水質管理計画」を策定した。

計画期間満了後の平成4（1992）年4月に「栃木県湖沼水質保全基本指針」を策定し、この指針に基づく「中禅寺湖・湯ノ湖水質保全計画」により平成4（1992）年度から平成8（1996）年度まで水質保全対策（湯ノ湖における底質汚泥のしゅんせつ工事等）を実施した。

平成7（1995）年度には、県及び日光市が「奥日光清流清湖保全協議会」を設立し、平成10（1998）年度以降3期23年間にわたり「奥日光清流清湖保全計画」に基づき水質保全対策を実施した。この中で、湯ノ湖に繁茂している水草コカナダモの人力刈り取り作業等を平成10（1998）年度から行い、現在も継続して実施している。また、平成13（2001）年度から平成15（2003）年度にかけて刈取船による試験除去を実施したところ、栄養塩類の湖外除去に一定の効果があると認められたため、平成16（2004）年度以降は日光市との共同事業として継続実施している。

エ 異常水質事故対策

異常水質事故の早期対応を図るため、「栃木県異常水質事故対策要領」に基づき、通報連絡体制を整備し、異常水質事故発生時には、必要な連絡調整及び水質保全対策等を実施している。

令和6（2024）年度の異常水質事故発生件数は57件（前年度54件）で、このうち46件が油類流出であった（表3-3-25）。主な発生原因は、交通事故及び操作ミス・管理ミスであった。

異常水質事故を未然に防止するため、工場・事業場等における油類等の安全管理の徹底や流出防止工の設置の指導、事業者・地域住民に対する水質保全の啓発等の施策を継続して実施している。

表3-3-25 異常水質事故発生状況（令和6（2024）年度）

状 況	発生件数	発生源	
		特定事業場	その他
油 類 流 出	46（うち宇都宮分2件）	1	45
魚 類 浮 上	6（うち宇都宮分0件）	0	6
そ の 他 の 河 川 汚 濁	5（うち宇都宮分1件）	1	4
計	57	2	55

オ 関東地方水質汚濁対策連絡協議会

国土交通省、関東地方8都県5指定都市の環境、河川、下水道部局及び（独）水資源機構で構成し、毎年、水質保全に係る問題や異常水質事故発生時の各機関の対応等について協議している。

カ 霞ヶ浦関連水域の水質保全

茨城県霞ヶ浦の流域は、茨城県、千葉県及び栃木県（益子町の一部3km²）にまたがっている。

霞ヶ浦の水質保全を図るため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、3県が昭和61（1986）年度に「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定、以降5年ごとに見直しを行い、各種の水質浄化対策を実施してきた。しかし、水質目標の達成には至らなかったため、令和3（2021）年度に「第8期湖沼水質保全計画」を策定し、引き続き霞ヶ浦の水質浄化対策を推進することとした。

本県では、平成14（2002）年度に湖沼水質保全特別措置法に基づき、「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」を制定した。

（3）地下水の水質保全の推進

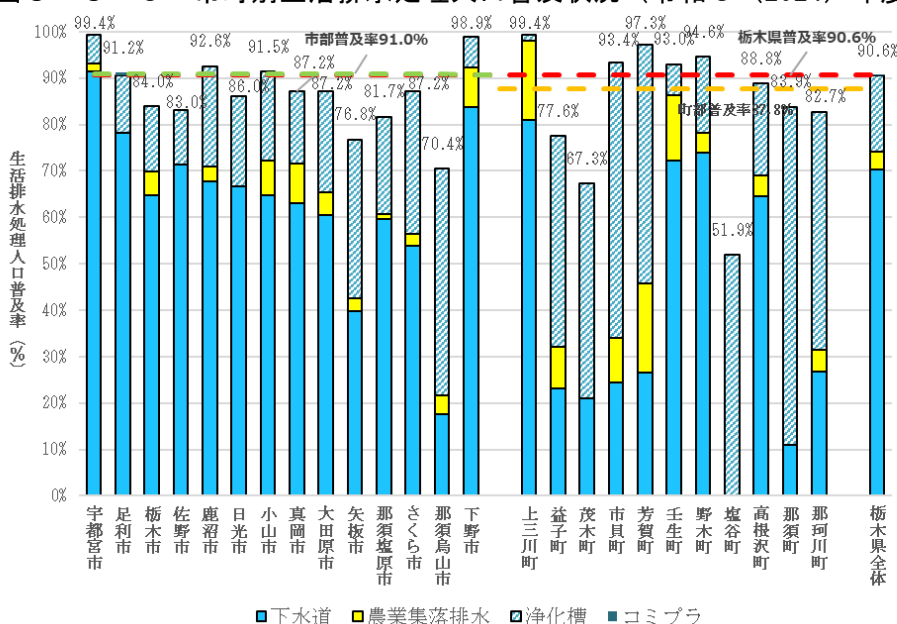
県内の地下水の環境基準項目に係る水質の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき「地下水の水質測定計画」を策定し、地域の全体的な地下水の水質の状況を把握する概況調査及び汚染拡大を監視する継続監視調査を行っている。その結果やその他調査結果で、環境基準値を超過した場合には、「栃木県地下水汚染対策要領」に基づき、井戸所有者への飲用指導を行うとともに、汚染井戸周辺地区調査による汚染範囲の把握、発生源調査及び周辺住民への周知等を行っている。

また、県内の地下水の「PFOS及びPFOA」に係る水質の状況を把握する調査を行っている。その結果やその他調査結果で、指針値を超過した場合には、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（環境省）」に基づき、井戸所有者への飲用に係る助言を行うとともに、指針値超過井戸周辺地区調査による指針値超過範囲の把握、排出源調査及び周辺住民への周知等を行っている。

（4）生活排水対策の推進

公共用水域の水質保全と県民の快適な生活環境を確保するため、県では生活排水処理施設のマスタープランである「栃木県生活排水処理構想(R5.3)」を策定し、行政区域全体について公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の経済的かつ効率的な整備を推進している。これら生活排水処理施設の普及率は、令和6（2024）年度末現在で90.6%である（図3-3-9）。

図3-3-9 市町別生活排水処理人口普及状況（令和6（2024）年度末）



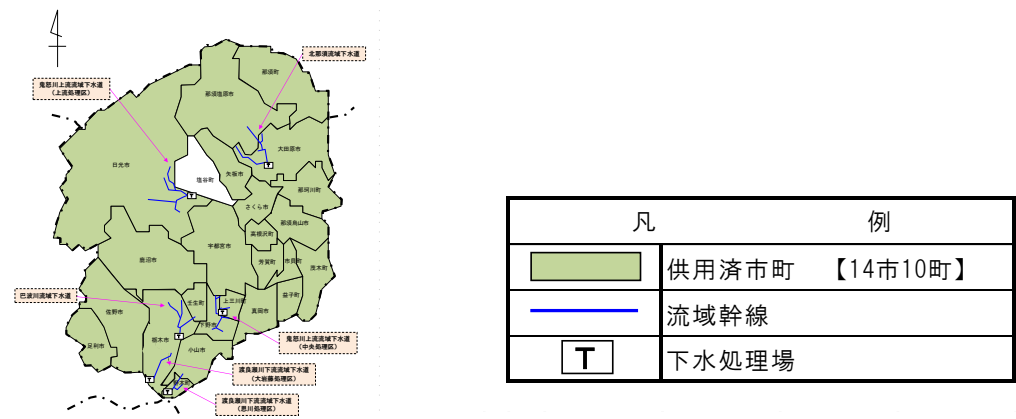
ア 下水道の整備・普及

(7) 公共下水道

下水道の普及率は、令和 6（2024）年度末において70.4%と、年々向上が図られているものの、全国平均81.8%（令和 6（2024）年度末）に比べると未だ低い状況にある。

公共下水道は、昭和32（1957）年に宇都宮市が事業に着手し、以降各市町で次々と事業を実施し、14市10町で供用を開始している（図 2－3－10）。

図 3－3－10 公共下水道事業実施市町位置図（令和 7（2025）年 4 月 1 日）



(4) 流域下水道

流域下水道は、昭和51（1976）年度に鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）の事業に着手して以降、順次、巴波川流域下水道、北那須流域下水道、鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）、渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）、渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）の計 4 流域 6 処理区で事業を実施し、全処理区で供用を開始している。流域下水道に関連する市町は 7 市 3 町となっている（表 3－3－26）。

表 3－3－26 流域下水道計画（令和 7（2025）年 3 月 31 日）

流域下水道名			鬼怒川上流流域下水道		巴波川流域	北那須流域	渡良瀬川下流流域下水道	
			上流処理区	中央処理区	下水道	下水道	大岩藤処理区	思川処理区
事業着手年度			昭和 51 年度	昭和 56 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 62 年度	平成 4 年度
全体計画	計画面積		2,651ha	4,036ha	2,663ha	3,463ha	1,617ha	1,103ha
	計画人口		49.9 千人	154.0 千人	81.2 千人	83.9 千人	36.9 千人	47.3 千人
	計画水量		42.6 千 m3/日	81.9 千 m3/日	43.4 千 m3/日	40.2 千 m3/日	20.4 千 m3/日	24.0 千 m3/日
	幹線	管径	φ 150～1500	φ 150～1500	φ 200～1800	φ 250～1200	φ 250～1100	φ 350～1100
	管渠	延長	35.3km	22.5km	27.1km	38.2km	14.9km	10.8km
	中継ポンプ場		2 箇所	6 箇所	1 箇所	—	2 箇所	1 箇所
	処理場敷地面積		13.1ha	13.7ha	10.9ha	10.8ha	6.7ha	4.0ha
	関係市町村		・日光市 (S56.3.31)	・宇都宮市 (S63.3.31)	・栃木市 (S57.11.1)	・大田原市 (S58.11.1)	・栃木市 (H8.3.31)	・小山市 (H11.3.31)
			・下野市 (S62.3.31)	・壬生町 (S63.3.31)	・那須塩原市 (S61.3.31)		・野木町 (H10.3.31)	
()は供用開始日			・上三川町 (S63.3.31)					
整備状況	整備面積		2,163ha	3,466ha	2,134ha	2,702ha	1,073ha	819ha
	処理人口		49.0 千人	152.1 千人	74.3 千人	73.7 千人	33.4 千人	38.1 千人
	幹線管渠延長		35.3km	22.5km	27.1km	38.2km	14.9km	10.8km
	処理場処理能力		43.8 千 m3/日	64.5 千 m3/日	37.8 千 m3/日	34.2 千 m3/日	11.6 千 m3/日	18.8 千 m3/日

イ 農業集落排水施設の整備・普及

(7) 農業集落排水事業の目的

本事業は、農業集落の家庭等から出されるし尿や生活雑排水を処理する施設の整備または改築を行い、農業用水路の水質保全・機能維持及び農村生活環境の改善を図るとともに、河川など公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。また、施設から排出される処理水の農業用水への再利用、発生汚泥の農地還元など、資源の循環利用を推進している。

宇都宮市をはじめ、栃木市、真岡市、益子町、高根沢町においては、汚泥と石灰を混合する肥料化装置やコンポスト施設などの資源循環施設を整備し、汚泥の肥料化を行っている。

(4) 令和6（2024）年度までに着手した農業集落排水事業

農業振興地域内の集落を対象とした農業集落排水は、昭和59（1984）年度に真岡市、佐野市で初めて事業に着手し、以降、令和6（2024）年度までに21市町の103地区で施設整備が完了している。

1地区の事業工期は5～7年であり、短期間で整備を完了し、早期の効果発現を図っている（図3-3-11）。

令和6（2024）年度までの農業集落排水事業実施状況

着手地区数 : 103地区

完了地区数 : 103地区（うち、公共下水道へ接続済14地区）

完了地区人口 : 70,525人

県全体の普及率 : 3.7%

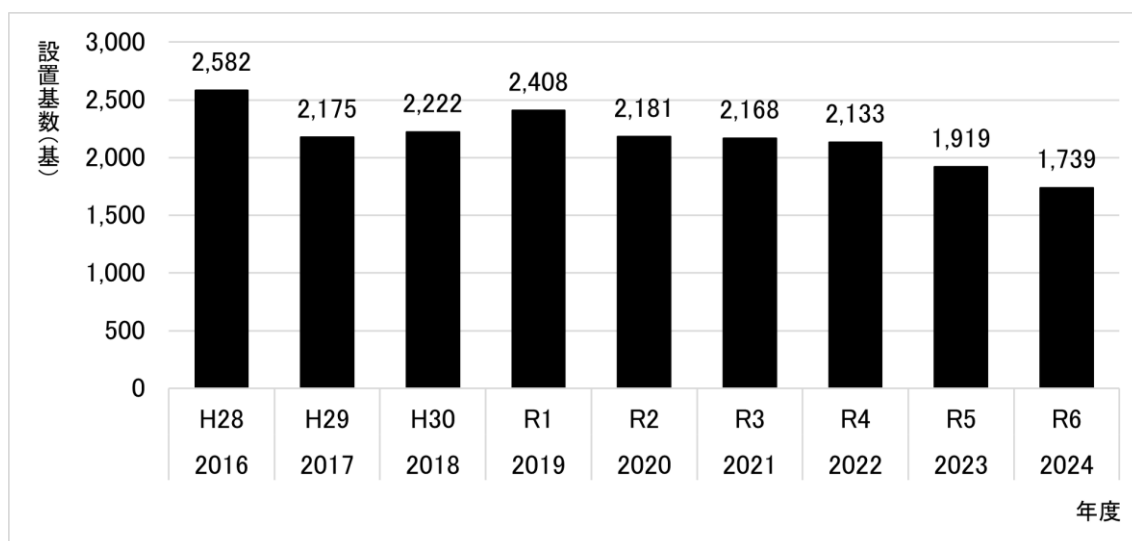
図3-3-11 農業集落排水事業実施状況図（令和6（2024）年度）



ウ 浄化槽

令和6（2024）年度の浄化槽新規設置基数は図3-3-12のとおり。

図3-3-12 新設浄化槽の設置状況



エ 浄化槽の設置促進

下水道や農業集落排水事業のように終末処理施設を設置し、し尿及び生活雑排水を処理することが必ずしも合理的・経済的でない地域では、浄化槽の整備を促進している。

(7) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

市町が「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき浄化槽の設置者に対して設置費用を補助した場合、国及び県が市町に対して助成している（表3-3-27）。

表3-3-27 県費補助浄化槽設置整備事業の実績（単位：千円）

年 度	実施市町数	設 置 基 数	補 助 金 額	年 度	実施市町数	設 置 基 数	補 助 金 額
H25 (2013)	25	2,158	254,606	R 1 (2019)	24	1,476	128,911
H26 (2014)	25	1,789	213,738	R 2 (2020)	24	969	100,720
H27 (2015)	24	1,529	184,007	R 3 (2021)	24	1,006	85,258
H28 (2016)	24	1,499	178,469	R 4 (2022)	25	930	103,976
H29 (2017)	23	1,488	137,281	R 5 (2023)	25	999	129,267
H30 (2018)	24	1,488	133,550	R 6 (2024)	25	880	116,891

（注）大田原市は、平成23（2011）年度から令和3（2021）年度まで交付金（国庫）のみ利用。

(4) 公共浄化槽排水管等敷設事業

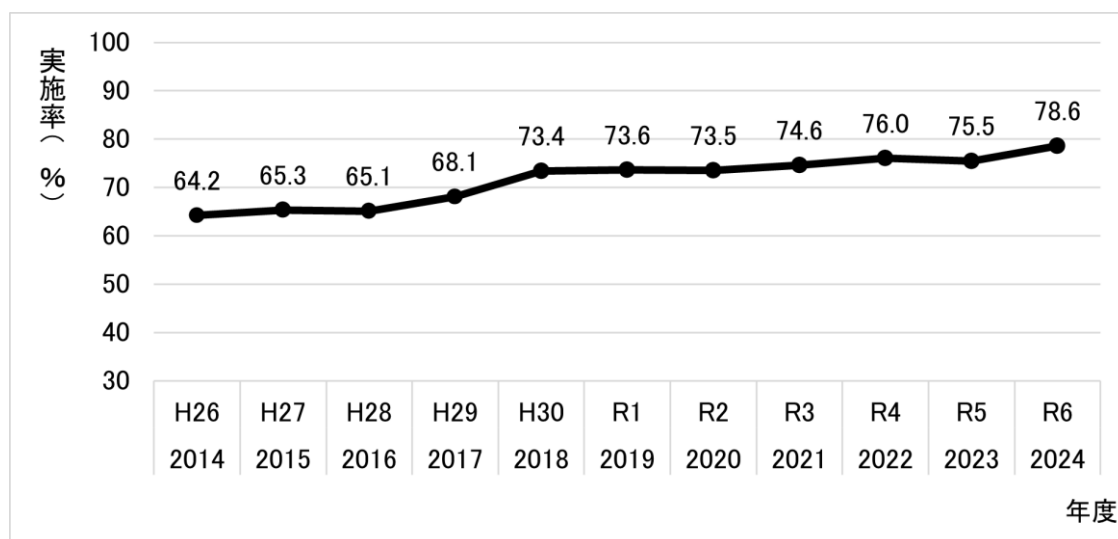
平成15（2003）年度に創設した県の支援事業で、上記(イ)の公共浄化槽等整備推進事業を導入した市町において、当該事業地内で浄化槽の排水先を確保するために必要な排水管等敷設事業を実施した場合に、県が市町に対して助成している。

オ 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽法の規定により浄化槽管理者に義務づけられている浄化槽の保守点検や定期検査（浄化槽法第11条検査）等について周知を図るとともに、栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条

例に基づき保守点検業者への立入検査を実施する等、浄化槽の適正な維持管理を促進している（図 3-3-13）。

図 3-3-13 栃木県における浄化槽法第11条検査の実施状況



（５）工場・事業場対策の推進

水質汚濁防止法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場・事業場に対する指導等を実施している。

また、「工場・事業場排水等自主管理要領」に基づき、工場・事業場に対し、排出水の水質測定及び結果の報告（基準超過時のみ報告）を求めており、事業者が自主的に排水処理施設等の適切な維持管理を図るよう指導している。

ア 規制基準

本県では、水質汚濁防止法の規定に基づき、有害物質（六価クロム）及び生活環境項目（注）（BOD、SS等）について、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例により厳しい上乘せ排水基準を定めている。

また、栃木県生活環境の保全等に関する条例では、15種類の污水に係る特定施設を定め、規制基準を設定している。

（注）生活環境項目のうち、BOD等については、一日当たりの平均的な排出水量が30m³（畜房は15m³）以上の特定事業場において適用している。（pHはすべての特定事業場に適用）

イ 水質関係特定事業場数

水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は8511（県7,516、宇都宮市915）であり、その内訳は図 3-3-14のとおり。

また、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく污水に係る特定工場数は463（県398、宇都宮市65）である。

ウ 立入検査状況

立入検査件数及び排水基準不適合等の状況は表 3-3-28、表 3-3-29のとおり。

図 3-3-14 業種別特定事業場数（水質汚濁防止法）

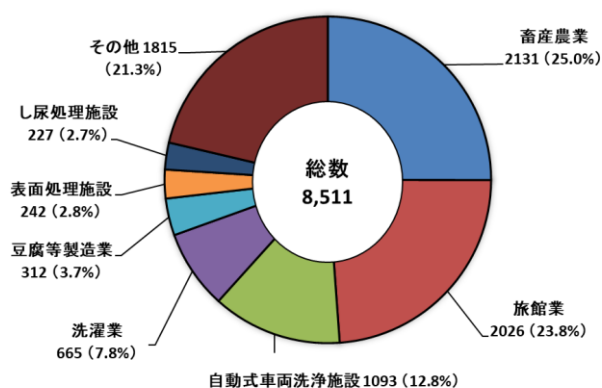


表 3-3-28 排水基準等適合状況

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
立入事業場数	472(74)	377(100)	317(100)	289(96)	300(89)	349(91)
採水件数	316(71)	209(66)	213(64)	206(62)	226(57)	250(61)
検査結果	適合数	296(67)	195(63)	193(62)	196(59)	216(57)
	不適合数	20(4)	14(3)	13(2)	10(0)	12(2)
排水基準等適合(%)	93.7	93.3	92.0	93.7	95.6	95.2

(注) () は宇都宮市の内数

表 3-3-29 排水基準不適合及び地下浸透禁止違反に対する行政処分等状況

年度	行政処分 等実施 総数	排水基準不適合				地下浸透禁止			
		改善 警告等	改善命令等		告発	改善 警告等	勧告	改善 命令	告発
			改善命令	排水の排水の一時停止					
R 1 (2019)	19(4)	17(4)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)
R 2 (2020)	15(3)	13(3)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
R 3 (2021)	17(2)	16(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
R 4 (2022)	13(3)	12(3)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
R 5 (2023)	10(0)	19(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
R 6 (2024)	12(2)	12(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注) () は宇都宮市の内数

エ 業種別の排水監視状況

(7) 電気めっきを行う工場

電気めっきを行う工場は、有害物質であるシアンや六価クロムなどを使用し、過去において魚類へい死や有害物質の地下浸透の事故が発生した事例がある。このため、電気めっきを行う工場に対し、毎年重点的に監視指導を行っている。

令和 6 (2024) 年度の立入検査では、排水基準適合率は100%であった(表 3-3-30)。

表 3-3-30 電気めっき工場における排水基準適合状況

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
採水事業場数(延べ)	18(5)	12(4)	9(4)	11(3)	11(3)	13(3)
検査結果	適合数	17(4)	11(4)	9(4)	10(3)	11(3)
	不適合数	1(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)
排水基準適合率(%)	94.4	91.7	100	90.9	100	100

(注) () は宇都宮市の内数

(4) 表面処理作業を行う工場

表面処理施設を設置する工場は、施設で酸やアルカリを使用するほか、一部では有害物質を使用することから、特に、有害物質を使用する施設を設置する工場については、めっき工場に準じ監視指導を行っている。

令和 6 (2024) 年度の立入検査では、排水基準適合率は92.2%であった(有害物質は基準適合)(表 3-3-31)。

表 3-3-31 表面処理工場における排水基準適合状況

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
採水事業場数(延べ)	76(16)	46(14)	44(14)	46(13)	45(12)	51(12)
検査結果	適合数	73(16)	44(14)	39(14)	43(13)	44(12)
	不適合数	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)
排水基準適合率(%)	96.1	95.7	88.6	93.5	97.8	92.2

(注) () は宇都宮市の内数

(ウ) 食料品工場

食料品工場の排水は、有機性汚濁物質や塩分の負荷が高く、また、生産量の増減に伴い水量・水質の変動も大きい等の要因から排水処理が難しいなどの問題があるため、処理施設の適正

な維持管理について指導している。

令和6（2024）年度の立入検査では、排水基準適合率は97.5%であった（表3-3-32）。

表3-3-32 食料品工場における排水基準適合状況

年 度		R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
採水事業場数（延べ）		25(12)	26(12)	21(11)	26(14)	31(12)	40(12)
検査 結果	適 合 数	23(12)	23(12)	18(10)	21(12)	28(12)	39(12)
	不 適 合 数	2(0)	3(0)	3(1)	5(2)	3(0)	1(0)
排水基準適合率（%）		92.0	88.5	85.7	80.8	90.3	97.5

（注）（ ）は宇都宮市の内数

オ ゴルフ場農薬による水質汚濁の防止

ゴルフ場における農薬の使用については、使用基準に沿った適正使用と危害防止に十分配慮した病虫害防除や除草を行うよう指導している。また、「栃木県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、事業者が農薬を使用するに当たり、環境等への影響について十分配慮するとともに、排出水の水質を自主測定するよう指導している。

国は、地方公共団体がゴルフ場を指導する際の参考となるよう、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」により把握すべき農薬、その濃度指針値を規定している。本県において令和6（2024）年度に報告された自主測定の結果では、指針値を超過したゴルフ場はなかった。

カ 鉱山排水対策

（7）足尾銅山対策

a 公害防止協定

古河鉱業㈱（平成元（1989）年に古河機械金属㈱に社名変更）と群馬県太田市毛里田地区住民との「渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停事件」は、公害等調整委員会の実施した調停において、昭和49（1974）年5月に双方の合意が成立した。

これを受け、栃木県は、渡良瀬川の水質と流域住民の生活環境を保全し公害の未然防止を図るため、群馬県及び古河鉱業㈱と三者による「公害防止協定」を昭和51（1976）年7月に締結した。これ以降、水質監視及び山元調査（現地調査）等を実施し、坑廃水処理等の適正な実施を監視している（参照：第5部データ集 図3-3-15）。

（a）坑廃水処理対策

古河機械金属㈱は、旧鉱山坑内からの坑廃水及び堆積場（選鉱の過程で出た石くず等の鉱業廃棄物の施設）からの雨水を中才浄水場に配管で圧送し、含有物（重金属等）の沈殿除去、pH調整等の処理後、渡良瀬川に放流している。除去した沈殿物は、簗子橋堆積場に圧送し堆積している。

また、坑廃水の水質について、pH、銅、亜鉛、カドミウム、鉛及び砒素の協定値を定めており、2か所の排水口において県は年4回、古河機械金属㈱は毎日（亜鉛、鉛、カドミウムは週1回）、水質測定を実施している。令和6（2024）年度の結果は、協定値を下回っていた。

（b）使用済堆積場の緑化事業

古河機械金属㈱は、既に使用が完了した13か所の堆積場について、土砂流出等による公害の未然防止を図るため緑化事業を実施することとなっている。ほとんどの堆積場で緑化事業が完了したが、有越沢堆積場の一部は十分な効果が上がっていない。このため、県は引き続き同社による緑化事業を監視することとしている。

b 渡良瀬川上流域水質監視

渡良瀬川上流域における公害の未然防止を図るため、県は以下のとおり水質を監視しており、令和6（2024）年度の結果は、環境基準を下回っていた。かんがい期における銅は低い濃度で推移している（図3-3-16）。

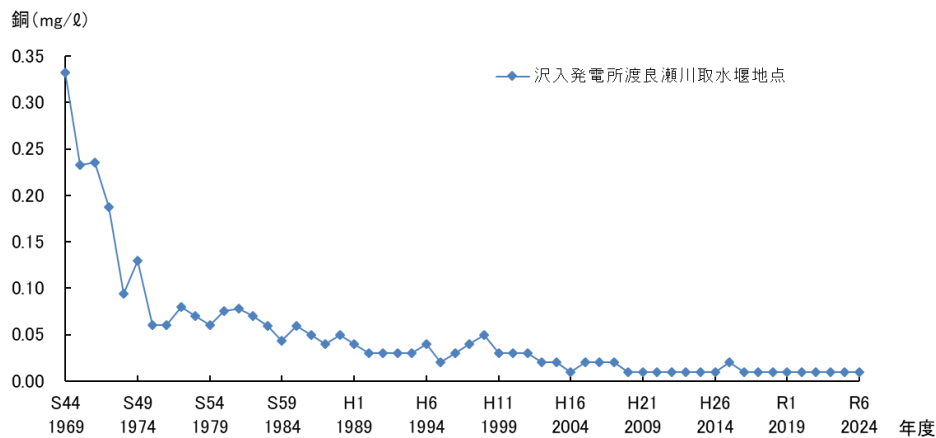
（a）足尾発電所渡良瀬川導水路トンネル入口及び出口

pH、銅及び砒素について毎週1回測定した。

(b) 沢入発電所渡良瀬川取水堰

pH、銅、砒素、亜鉛、鉛及びカドミウムについて毎月1回測定した。

図3-3-16 渡良瀬川のかんがい期平均値の推移（銅）



(イ) 坑廃水処理補助金

休廃止鉱山の坑道や鉱さい等の集積場といった使用済特定施設から流出する、有害な重金属等を含んだ坑廃水を処理するための坑廃水処理事業が、足尾鉱山（最終鉱業権者：古河機械金属㈱）及び小百鉱山（同：卯根倉鉱業㈱（※同和鉱業㈱系列））（両鉱山とも日光市）において実施されている。

坑廃水処理事業者は、足尾鉱山は古河機械金属㈱、小百鉱山は（公財）資源環境センター（平成10（1998）年4月1日以降、同和鉱業㈱が実施してきた鉱害防止業務を移管）である。

坑廃水処理事業に係る補助対象経費のうち、自然汚染分及び他者汚染分については、国の「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱」等に基づき、昭和56（1981）年度から、上記坑廃水処理事業者2者に対して、国と県が併行補助している。

第3節 土壌・地盤環境の保全

1 現状と課題

(1) 土壌環境の状況

ア 環境基準等

環境基本法により土壌の汚染に係る環境基準としてカドミウム等29項目の基準が、ダイオキシン類対策特別措置法によりダイオキシン類の環境基準が定められている。

また、平成15（2003）年2月施行の土壌汚染対策法により、人の健康被害を防止するため、汚染の除去等の措置が必要とされる基準としてカドミウム等26項目が定められている。

農用地の土壌汚染については、農用地の土壌環境を保全する観点から、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律により、カドミウム、銅及び砒素について基準が定められているほか、土壌中の重金属等の蓄積による作物の生育への影響を防止するため、農用地表層土壌を対象とした亜鉛の管理基準値が定められている。

イ 土壌環境の現状と課題

(7) 市街地等

平成11（1999）年度から平成14（2002）年度にかけて実施した土壌環境保全実態調査では、調査項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀（アルキル水銀）、セレン）はすべて基準値以内であった。

その後施行された土壤汚染対策法に基づき、事業者が実施した調査によって汚染が確認された土地の区域指定等を行っているが、今後も、同法に基づく届出、調査等を事業者に対し指導し、土壤汚染対策を適切に講じる必要がある。

(4) 農用地

県内農用地の土壤環境の状況を把握するため、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて、県内を4ブロックに分け、「農耕地土壌の土壤保全対策調査」を実施した。令和6（2024）年度は、15地点の調査を行った。

その結果、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定められている特定有害物質（銅及び砒素）は基準値以内であり、土壤汚染はみられなかった。

（2）地盤環境の状況

ア 地盤沈下の経緯

本県においては、昭和42（1967）年9月から昭和50（1975）年1月までの7年4か月間に、野木町及び小山市の一部の水準点で地盤が最大で約15cm沈下していることが確認され、野木町丸林において、平成8（1996）年度に地盤沈下量が全国1位となる6.98cmを記録した。

令和6（2024）年度は、県南平野部5市町（足利市、栃木市、佐野市、小山市、野木町）に設置してある水準点86点、路線延長149kmについて精密水準測量を、県南平野部8市町に設置する26観測所において地盤沈下観測を実施した。

イ 地盤沈下の現状と課題

地盤沈下は、主として地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により軟弱な粘土層が収縮して発生するものであり、県南地域の平野部は、沖積層や洪積層が厚く、地下水を過剰に揚水すると地盤沈下が起こりやすい地質となっている。

令和6（2024）年度の精密水準測量の結果、2cm以上の沈下が観測された地点はなかった。なお、最大年間沈下量は佐野市船津川町の0.82cmであった（表3-3-33、表3-3-34）。

良好な地盤環境の保全のため、今後も継続した指導・監視体制の確保が必要である。

表3-3-33 精密水準測量実施市町の最大年間沈下地点及び沈下量

（令和6（2024）年1月1日～令和7（2025）年1月1日）（単位：cm）

市 町 名	水 準 点 所 在 地	沈 下 量
足 利 市	川崎町	0.43
栃 木 市	藤岡町下宮	0.36
佐 野 市	船津川町	0.82
小 山 市	田間	-0.29
野 木 町	野木、南赤塚字矢畑、丸林	0.05

表3-3-34 地盤沈下した地域の面積の推移（単位：km²）

年	S52 1977	53 1978	54 1979	55 1980	56 1981	57 1982	58 1983	59 1984	60 1985	61 1986	62 1987	63 1988	H1 1989	2 1990	3 1991
2cm以上沈下地域	1	53	1	17	1	—	4	93	9	7	29	13	6	55	35
4cm以上沈下地域	—	1	—	—	—	—	—	18	—	—	1	—	—	10	—
年	4 1992	5 1993	6 1994	7 1995	8 1996	9～15 1997～2003	16 2004	17～21 2005～2009	22 2010	23 ^(注) 2011	24～R6 2012～2024				
2cm以上沈下地域	100	1	76	1	50	—	0.1	—	1.7	597	—				
4cm以上沈下地域	16	—	24	—	18	—	—	—	—	551	—				

（注）平成23（2011）年は、東北地方太平洋沖地震の影響を含む数値のため参考値とする。

2 施策の展開

(1) 土壌汚染対策の推進

ア 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、令和6（2024）年度は要措置区域として9件（小山市4件、鹿沼市4件、上三川町）及び形質変更時要届出区域として11件（宇都宮市2件、小山市2件、鹿沼市、大田原市4件、野木町2件）の指定を行った。要措置区域2件（小山市、大田原市）及び形質変更時要届出区域4件（宇都宮市3件、大田原市）について、汚染の除去等の措置が講じられたことから、指定の全部解除を行った（表3-3-35）。

表3-3-35 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の件数

	R5(2023)年度末 指定件数	R6(2024)年度		R6(2024)年度末 指定件数
		指定件数	全部解除件数	
要措置区域	10	9	2	16
形質変更時要届出区域	27	11	4	34
合計	37	20	6	50

平成21（2009）年4月、汚染土壌処理業に関する許可制度の導入に伴い、平成21（2009）年10月に「栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱」を制定し、汚染土壌処理業者等に対し汚染土壌の適正な処理、処分について規定した。

また、水質汚濁防止法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質を取り扱う特定事業場に対し、土壌汚染防止対策に係る指導を行っている。

イ 土砂等適正処理対策

平成11（1999）年4月1日に「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（通称：土砂条例）を施行し、県内における土砂等の埋立て等の適正処理を推進してきた。

今般、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が運用開始されるに当たり、災害発生防止関連規定の削除及び許可制の見直しを主な目的とする土砂条例の改正を令和6（2024）年12月に行い、令和7（2025）年4月1日から施行した。

改正後の土砂条例（条例名を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改正）では、外部からの土砂等を3,000 m³以上埋立て等する場合、埋立て等を開始する14日前までに事業計画を届け出るほか、改正前の土砂条例と同様、土砂の発生元ごとの搬入届の提出や定期的な水質・地質検査を義務付けている。

また、3,000m³未満の埋立て等については、市町によって、各市町の条例が適用となる。なお、宇都宮市、日光市及び大田原市の3市は、県条例対象規模面積も所管している。

(2) 地盤沈下防止対策の推進

ア 経過

国は地盤沈下防止の総合的な対策を講じるため、平成3（1991）年に県南部地域（8市町）を含む関東平野北部を対象にした「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」を策定した。

同要綱において、本県の対象地域は、次の(ア)(イ)に区分されている。

(ア) 保全地域（地下水採取に係る目標量を設定し、その達成のための措置を講じる地域）

栃木市（旧藤岡町）、小山市南部、野木町

(イ) 観測地域（観測及び調査等に関する措置を講じる地域）

足利市、栃木市（旧大平町、旧岩舟町）、佐野市（旧佐野市）、小山市北部、真岡市、下野市、上三川町

県では、平成5（1993）年に「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」を策定、平

成 25（2013）年には栃木県生活環境の保全等に関する条例に地盤沈下対策を追加し、地下水利用者に適切な利用を促している。また、観測体制を整備し、地盤沈下防止に努めている。

イ 地盤沈下防止対策の推進

(7) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

県では、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき、指定地域※を対象とした一定規模以上の揚水施設の届出及び地下水採取量の報告により、地下水採取の実態を把握している。

※ 指定地域（8市町）…足利市、栃木市（旧大平町、旧藤岡町、旧岩舟町に限る。）、佐野市（旧佐野市に限る。）、小山市、真岡市、下野市、上三川町、野木町

(4) テレメータシステム観測データによる節水要請等

指定地域のうち特に監視の必要がある特別指定地域（栃木市（旧藤岡町に限る。）、小山市、野木町）において、3観測所（小山大谷、野木、藤岡遊水池）に設置しているテレメータシステムにより地下水位及び地盤沈下の状況をリアルタイムで観測した。

地下水位が対策水位（点検水位・節水水位）を下回った場合、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく点検・節水要請を行っている。また、「栃木市・小山市・野木町地盤沈下防止連絡協議会（平成11（1999）年3月設立）」の連絡体制等を活用し、地下水利用者に自主的な取組の協力をお願いしている（参照：第5部データ集 図3-3-17）。

(ウ) 「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」による指導

(7)の指定地域以外においても、地下水の採取の実態を把握するため、「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、揚水施設の規模に応じて届出を求め、地下水の採取量、揚水機の規模など、適正な施設となるよう指導している。

第4節 騒音・振動・悪臭の防止

1 現状と課題

(1) 騒音の状況

ア 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている。

類型指定は、都市計画法に基づく用途地域の区分にしたがって、工業専用地域を除く県内全域をA・B・Cタイプのいずれかに当てはめている（参照：第5部データ集 表3-3-36）。

道路交通騒音が支配的な音源である地域（A及びBタイプについては2車線以上の車線を有する道路に面する地域、Cタイプについては車線を有する道路に面する地域）については、「道路に面する地域」の環境基準として、「道路に面しない地域」の環境基準とは別個に定められている。更に、「道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として基準値が別途定められている。

なお、環境基準の達成状況は、道路に面しない地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価し、道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価することとされている。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、東北新幹線沿線市町の一部地域について類型指定を行っている。航空機騒音に係る環境基準の類型指定は行っていない（参照：第5部データ集 表3-3-37、表3-3-38）。

イ 環境基準の達成状況

(7) 道路に面しない地域

令和6（2024）年度は、7市（宇都宮市を含む。）が道路に面しない地域の計30地点を測定した結果は次のとおりであった（表3-3-39）。

表 3-3-39 道路に面しない地域の環境基準達成状況（令和 6（2024）年度）

地 域	類 型	調 査 地点数	いずれの時間区分 でも 達 成 し た 地 点 数（割 合）	時間区分毎の達成地点数(割合)	
				昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
道路に 面しない地域	A	11	11(100.0%)	11(100.0%)	11(100.0%)
	B	8	6(75.0%)	6(75.0%)	7(87.5%)
	C	11	11(100.0%)	11(100.0%)	11(100.0%)
	計	30	28(93.3%)	28(93.3%)	29(96.7%)

(イ) 道路に面する地域

道路に面する地域の環境基準の達成状況は、平成12（2000）年 4 月から地域内のすべての住居等のうち基準値を超過する戸数及びその割合を把握する、いわゆる「面的評価」により評価している。令和 6（2024）年度は、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視を、県が市を除く県内279区間、道路延長779.7kmについて、14市が各市内の合計1,504区間、道路延長2,634.1kmについて実施したところ、環境基準の達成率は99.7%であった（表 3-3-40）。

表 3-3-40 道路に面する地域の環境基準達成状況（面的評価）（令和 6（2024）年度）

		全 体	自動車専用道	一般国道	県 道	市町道
道路に 面する 地 域	住 居 戸 数	135,356 (16,810)	1,612 (150)	35,665 (3,773)	95,308 (12,928)	5,147 (0)
	環境基準達成戸数	130,618 (16,356)	1,328 (136)	32,809 (3,466)	93,532 (12,786)	5,133 (0)
	環 境 基 準 達 成 率	96.5% (97.3%)	82.4% (90.7%)	92.0% (91.9%)	98.1% (98.9%)	99.7% (-)

(注1) () は、県実施分の内数

(注2) 全体の値は、道路種別ごとの合計値から交差点等による評価の重複箇所を除いたものです。

また、令和 6（2024）年度に県及び14市（宇都宮市を含む。）が実施した道路沿道における測定結果は以下のとおりである（表 3-3-41）。

表 3-3-41 道路沿道における測定結果（令和 6（2024）年度）

類 型	調 査 地点数	いずれの時間区分でも 達成した地点数(割合)	時間区分毎の達成地点数(割合)	
			昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A	2	2(100.0%)	2(100.0%)	2(100.0%)
B	16	13(81.3%)	14(87.5%)	13(81.3%)
C	51	36(70.6%)	42(82.4%)	37(72.5%)
計	69	51(73.9%)	58(84.1%)	52(75.4%)

(注) 達成した地点数(割合)とは、環境基準値以下の地点数及び割合である。

(ウ) 新幹線鉄道騒音

令和 6（2024）年度は、県及び沿線市町が軌道中心から25m離れた15地点で調査したところ、その結果は70～79デシベルの範囲であった。

なお、東日本旅客鉄道(株)において、当面の対策としてピーク騒音レベルを75デシベル以下とする対策（いわゆる「75デシベル対策」）を講じているところであるが、75デシベルを超過している地点は10地点であった。

(I) 航空機騒音

令和6（2024）年度は、宇都宮市が陸上自衛隊航空学校宇都宮校周辺の12地点で航空機騒音の状況を把握するための調査をしたところ、45～56デシベルの範囲であった。

(2) 振動の状況

ア 環境上の振動の限度等

振動に係る環境基準は定められておらず、振動の限度等については、振動規制法等により定められている。

(7) 道路交通振動

道路交通振動の限度は、振動規制法に基づき区域及び時間の区分ごとに定められており、これを超えた場合で道路の周辺の生活環境が著しく損なわれるときは、道路管理者に対し、道路交通振動の防止のための舗装等の措置をとるべきこと、または県公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置をとるべきことを要請することになっている。

(4) 新幹線鉄道対策に係る指針

新幹線鉄道の列車走行時に発生する振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に基づき、振動レベルが70デシベルを超える地域について、防止対策を講ずることになっている。

イ 振動の現況

(7) 道路交通振動

令和6（2024）年度は、5市が国道・県道等沿道の県内15地点で測定したところ、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度（第1種区域：昼間65デシベル、夜間60デシベル、第2種区域：昼間70デシベル、夜間65デシベル）を超える地点はなかった。

(4) 新幹線鉄道振動

令和6（2024）年度は、沿線市町が軌道中心から25mの7地点で調査したところ、その結果は51～62デシベルの範囲であり、指針値70デシベルを超える地点はなかった。

(3) 悪臭の状況

令和6（2024）年度における悪臭苦情は136件（令和5（2023）年度136件）であり、公害苦情全体の9.6%（令和5（2023）年度9.6%）であった。

悪臭は、人の感覚や生活環境に左右されるいわゆる感覚公害である。市街地の拡大による住居と工場等の接近化、生活水準の向上とともに高まっている生活環境の質的向上に対する欲求等により、これまで容認されてきたにおいが悪臭と感じられるようになってきている。

2 施策の展開

(1) 工場等騒音・振動対策の推進

ア 騒音規制法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

騒音規制法及び振動規制法では、特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音・振動について、地域を指定して規制を行っている。

栃木県生活環境の保全等に関する条例は、法規制地域以外の工場・事業場及び特定建設作業を対象としており、法と条例により県内全域が規制の対象となっている。

イ 工場・事業場対策の推進

騒音・振動に係る規制は、市町村長の事務として、実態に即したきめ細かな指導により、騒音・振動公害の未然防止を図っている。

県は、中小企業者等に対し、騒音・振動防止施設の設置・改善のために融資制度（栃木県環境

保全資金）による支援を行っている。

（２）交通騒音・振動対策の推進

道路交通騒音を低減するため、騒音低減効果の高い高機能舗装の整備・延長に努めている。

高速自動車道については、関係県と連携し、東日本高速道路㈱に対して騒音の低減対策等を要請している。

新幹線鉄道については、沿線の市町と構成する「栃木県新幹線公害対策連絡会議」で、東日本旅客鉄道㈱に対し、騒音の低減対策を要請している。

（３）生活騒音・振動対策の推進

ア 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

（７）拡声機騒音

県内全域を対象として、商業宣伝を目的とする拡声機の使用を制限している。騒音規制法に基づく区域及び区域外の地域ごとに拡声機の音量の基準を定め、拡声機の使用時間及び使用方法について遵守事項を定めている。また、航空機による拡声機を用いた商業宣伝は、県内全域において禁止している。

（４）深夜営業騒音

県内全域を対象として、飲食店や娯楽場等の深夜（午後10時～翌日午前6時）営業騒音について、騒音規制法に基づく区域及び区域外の地域ごとに音量の遵守基準を定めている。また、深夜における騒音の防止を図る必要がある地域を定め、飲食店等において音響機器の使用を禁止している（ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れない場合を除く。）。

（ウ）日常生活等騒音・振動

条例では、県内全域を対象として、『日常生活又は事業活動に伴って発生する騒音又は振動により、周辺の生活環境を損なうことのないように努める』との努力規定を設けている。

（４）悪臭対策の推進

ア 悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

悪臭防止法では、工場・事業場における事業活動に伴って発生するにおいに対し、ヒトの嗅覚を用いた測定法による臭気指数規制を行っている。

栃木県生活環境の保全等に関する条例では、特に悪臭が発生する養豚・養鶏施設等8施設を特定施設として定め、県内全域を対象とする届出制とし、施設の種類ごとに規制基準（管理上の基準）を定めている。また、県内全域のすべての工場・事業場を対象とした、悪臭を施設の外部へ漏れにくくするための遵守事項（管理上の基準）を定めている。

イ 工場等に対する指導等

悪臭に係る規制の事務は、市町村長の事務として、実態に即したきめ細かな指導により、悪臭公害の未然防止を図っている。

中小企業者等には、悪臭防止施設の設置・改善のために融資制度（栃木県環境保全資金）による支援を行っている。

第5節 資源循環の推進

1 現状と課題

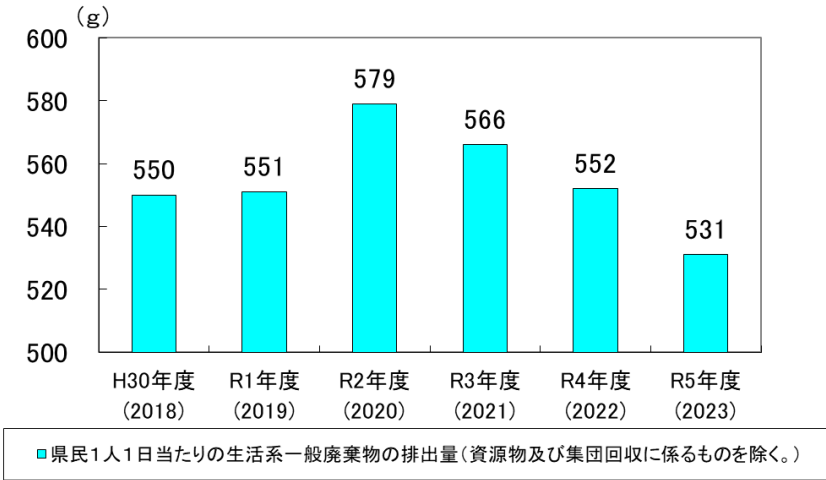
（１）一般廃棄物

一般廃棄物は、家庭から排出されたごみ及びし尿が主体であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村の責任において適正に処理することとされている。

ア 排出状況

令和5（2023）年度の県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物（資源物及び集団回収に係るものを除く。）の排出量は約531gと、前年度から約3.8%減少した（図3-3-18）。

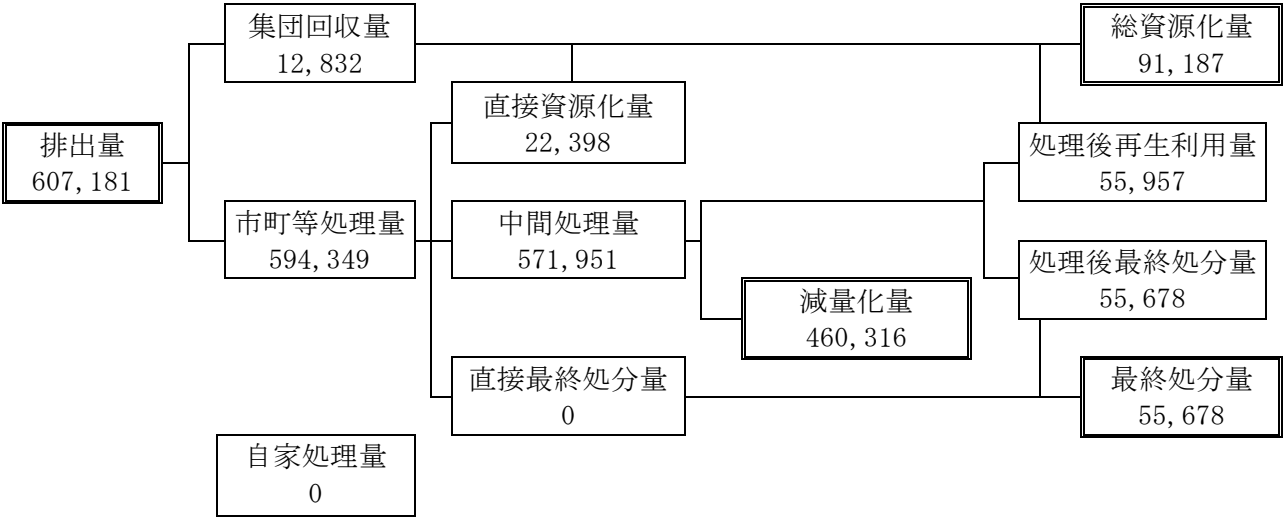
図3-3-18 県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量の推移



イ ごみ処理の状況

令和5（2023）年度のごみの総排出量は、約61万tであり、集団回収された約1万3千tを除く約59万4千tが市町又は一部事務組合（以下「市町等」という。）により処理されている（図3-3-19）。

図3-3-19 ごみ処理のフロー（令和5（2023）年度）（単位：t）



ウ ごみ処理施設の状況

令和7（2025）年4月1日現在のごみ処理施設（焼却施設）の処理能力は、2,544t/日である。
令和5（2023）年度における市町等がごみ処理に要した年間の経費は、総額約318億9,500万円で、その内訳は、建設・改良費が約36億7,900万円（11.5%）であり、処理及び維持管理費等は約282億1,600万円（88.5%）となっている。

エ 資源化の状況

(7) 市町等による資源化

令和5（2023）年度のごみの総排出量約61万tのうち資源化された量は、市民団体等による回収で市町が関与している集団回収が約1万3千t、市町等から再生業者等へ直接搬入された直接

資源化が約2万2千t、市町等の中間処理施設における資源化が約5万6千tの合計年間約9万1千tであった（表3-3-42）。

表3-3-42 資源化の状況（単位：t／年）

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)
排出量	667,980	663,761	660,826	661,148	648,103	630,025	607,181
直接資源化量	29,415	26,942	25,266	26,863	25,739	24,207	22,398
中間処理後再生利用量	55,820	56,385	60,748	62,336	60,795	58,838	55,957
集団回収量	24,317	22,815	20,998	16,189	15,768	14,404	12,832
再生利用量(率)	109,552 (16.4%)	106,142 (16.0%)	107,012 (16.2%)	105,388 (15.9%)	102,302 (15.8%)	97,449 (15.5%)	91,187 (15.0%)
最終処分量(率)	58,574 (8.8%)	56,957 (8.6%)	63,181 (9.6%)	62,633 (9.5%)	57,595 (8.9%)	63,454 (10.1%)	55,678 (9.2%)

（注）再生利用率については本県独自の算出方法によるものであるため、環境省が公表している数値と異なる場合がある。

(イ) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集

容器包装リサイクル法に基づく分別収集は、分別対象品目の差はあるものの県内全市町で実施されており、約3万4千tが分別収集された（表3-3-43）。

表3-3-43 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移（単位：t／年）

年度	スチール 製容器	アルミ 製容器	無 色 ガラス	茶 色 ガラス	その他 ガラス	飲料用 紙 製 容 器	段 ボール	その他 紙 製 容 器	ペット ボトル	その他 プラ製 容器	白 色 トレイ	合計
H29 (2017)	3,019	2,397	3,086	3,937	2,724	214	8,103	133	5,354	5,432	28	34,427
H30 (2018)	2,808	2,406	2,975	3,892	2,690	200	8,118	132	5,647	6,131	27	35,026
R 1 (2019)	2,564	2,372	2,793	3,854	2,492	186	8,232	212	5,373	6,866	27	34,972
R 2 (2020)	2,633	2,649	2,837	3,921	2,289	200	9,891	241	5,412	6,312	27	36,413
R 3 (2021)	2,406	2,613	2,635	3,613	2,255	181	9,954	218	5,573	6,197	30	35,675
R 4 (2022)	2,140	2,505	2,527	3,502	2,169	187	9,840	201	5,643	6,461	30	35,205
R 5 (2023)	1,899	2,469	2,510	3,459	2,500	176	9,421	179	5,694	5,994	29	34,330

（注）各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

オ 最終処分状況

令和5（2023）年度の最終処分量は約5万6千tで、排出量に占める割合（最終処分率）は9.2%となっている（表3-3-44）。

表3-3-44 最終処分状況（単位：t）

区 分	H30年度 (2018)	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
総排出量	663,761	660,826	661,148	648,103	630,025	607,181
最終処分量	56,957	63,181	62,633	57,595	63,454	55,678
最終処分率	8.6%	9.6%	9.5%	8.9%	10.1%	9.2%

カ し尿処理の状況

令和5（2023）年度のし尿及び浄化槽汚泥の総収集量は約31万k1であり、そのすべてが市町等の設置するし尿処理施設で処理されている。し尿処理に係る歳出は、建設・改良費が約2億9,200万円、処理・維持管理費等が約48億3,500万円であった。

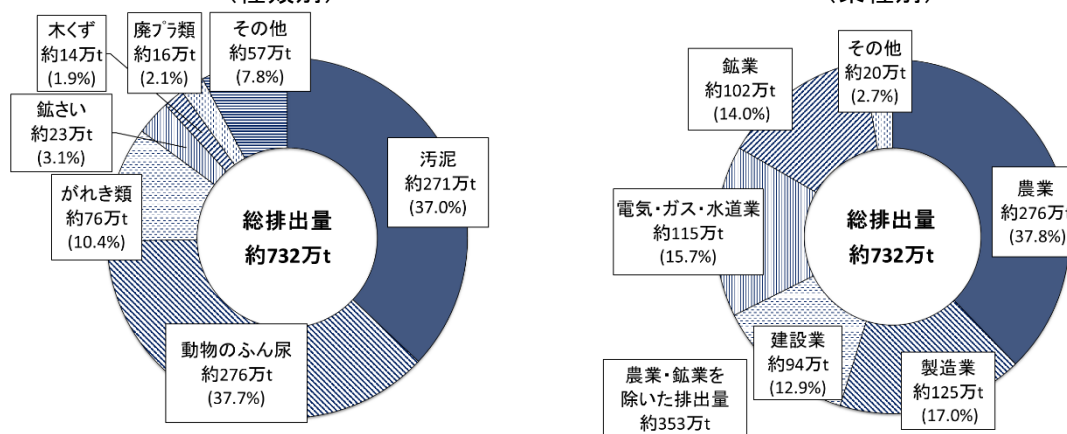
（2）産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を産業廃棄物として位置付け、排出事業者が自らの責任において適正に処理することとされている。

ア 排出状況

1年間に産業廃棄物を1,000 t以上、特別管理産業廃棄物を50 t以上排出する多量排出事業者から提出された実績報告等を基に推計した県内における令和5（2023）年度の総排出量は、約732万tとなっている（図3-3-20）。

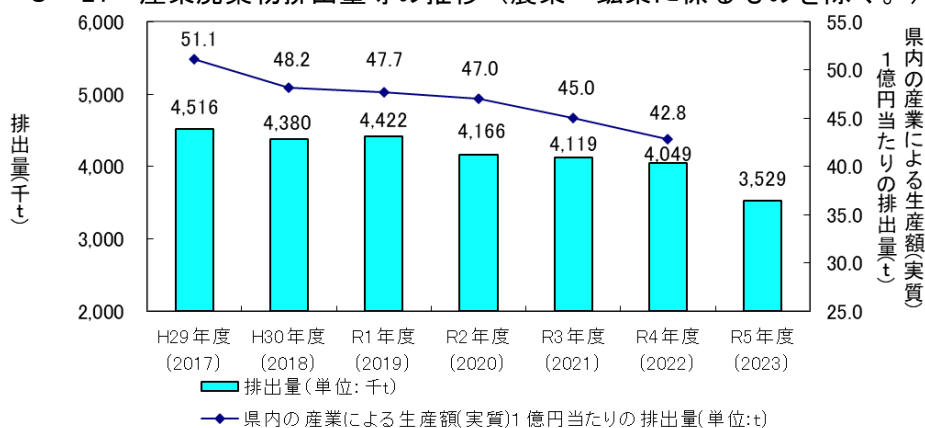
図3-3-20 栃木県内で排出された産業廃棄物の推計量（令和5（2023）年度）
（種類別） （業種別）



（注）各項目で四捨五入しているため、合計は内訳と一致しないことがある。

産業廃棄物の排出量は、景気動向等の影響により増減する傾向にあり、令和5（2023）年度の農業及び鉱業を除いた産業廃棄物の排出量は、約353万t（令和4（2022）年度は約405万t）と推計される。令和4（2022）年度の県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの排出量は、42.8 tと推計される（図3-3-21）。

図3-3-21 産業廃棄物排出量等の推移（農業・鉱業に係るものを除く。）



- （注） 1 県内の産業による生産額(実質)：県内総生産(実質)のうち産業によるもの（農林水産業及び鉱業によるものを除く）。
2 県民経済計算における県内総生産の推計方法改定に伴い、生産額(実質)1億円当たりの排出量の再算定を行った。

イ 資源化の状況

令和5（2023）年度に県内で排出された産業廃棄物（農業及び鉱業に係るものを除く。）のうち、再生利用量は約180万t、再生利用率は51.0%であった。種類別の再生利用状況は、がれき類(98.2%)、鉱さい(97.5%)が高い数値を示す反面、汚泥(10.2%)はその大半が水分であるため、他の品目に比べて再生利用率が低い（表3-3-45、図3-3-22）。

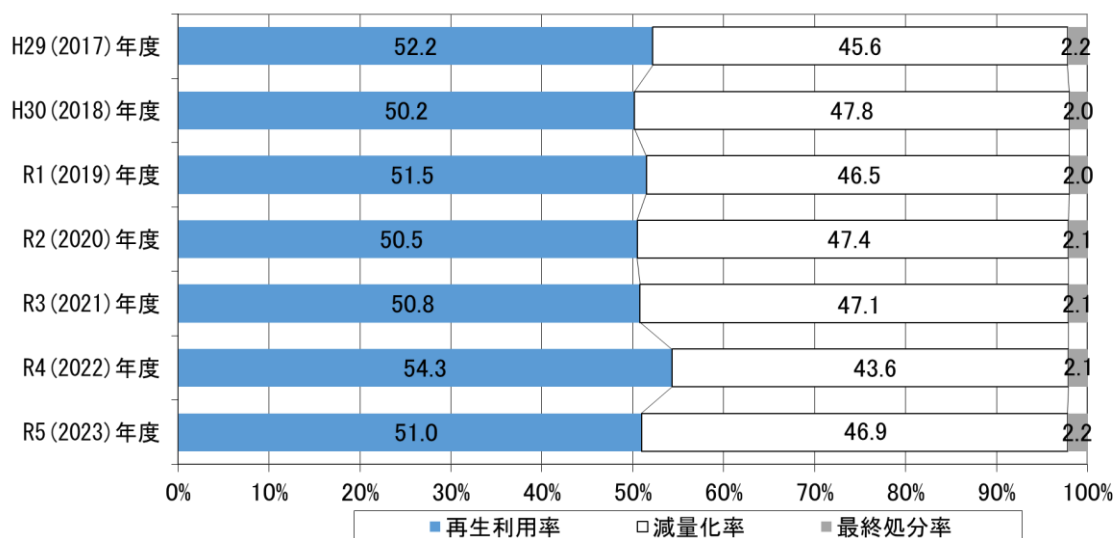
表3-3-45 産業廃棄物の種類別処理状況（農業・鉱業に係るものを除く。）
（令和5（2023）年度）

種 類	再生利用量(千t)		減量化量(千t)		最終処分量(千t)		合 計(千t) (排出推計量)
		割合(%)		割合(%)		割合(%)	
汚泥	172	10.2	1,507	89.4	7	0.4	1,686
がれき類	745	98.2	0	0.0	13	1.7	759
鉱さい	222	97.5	6	2.4	0	0.1	228
ガラスくず等	145	93.6	0	0.0	10	6.4	155
木くず	129	94.3	6	4.3	2	1.5	137
金属くず	42	95.6			2	4.4	44
廃プラスチック類	109	70.4	35	22.2	11	7.3	155
その他	233	63.8	101	27.7	31	8.4	365
合 計	1,798	51.0	1,654	46.9	77	2.2	3,529

（注）1 各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

2 空欄の項目は廃棄物が発生していないことを表し、「0」の項目は500t未満であることを示す。

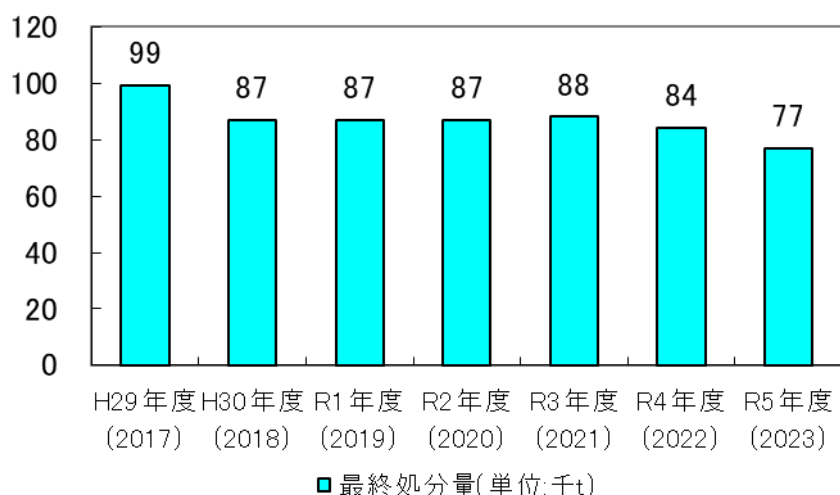
図3-3-22 産業廃棄物の年度別処理状況（農業・鉱業に係るものを除く。）



ウ 最終処分の状況

令和5（2023）年度に県内で排出された産業廃棄物（農業及び鉱業に係るものを除く。）のうち、最終処分場に埋め立てられた最終処分量は77千t、最終処分率は2.2%であった。種類別では、ガラスくず等6.4%、廃プラスチック類7.3%、その他8.4%が高い数値となっている（図3-3-23）。

図 3-3-23 産業廃棄物の最終処分量の推移（農業・鉱業に係るものを除く。）



エ 産業廃棄物処理施設の設置状況

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、中間処理施設の設置状況は、第 5 部データ集 表 3-3-46のとおりであった。

令和 5（2023）年度末現在、県内に設置されている安定型最終処分場のうち、残余容量があるものは 11 施設であり、令和 4（2022）年度に 1 施設で埋立容量の増加がなされた。処理業者の報告等によれば残余容量は約 91 万 m^3 であり、令和 4（2022）年度末の約 98 万 m^3 より約 7 万 m^3 減少した。また、管理型最終処分場としては、県営処分場エコグリーンとちぎが令和 5（2023）年度に開業した。令和 5（2023）年度末の残余容量は約 57 万 m^3 である（表 3-3-47）。

産業廃棄物処理業者による産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議及び廃棄物処理施設等協議会における関係法令の調整を行っている。

表 3-3-47 最終処分場の設置状況（各年度末現在）

	安定型最終処分場		管理型最終処分場	
	施設数	残余容量(千 m^3)	施設数	残余容量(千 m^3)
28年度 (2016)	11	872	-	-
29年度 (2017)	12	1,452	-	-
30年度 (2018)	12	1,262	-	-
令和元年度 (2019)	12	1,124	-	-
2年度 (2020)	12	1,009	-	-
3年度 (2021)	12	809	-	-
4年度 (2022)	11	983	-	-
5年度 (2023)	11	914	1	569
6年度 (2024)	9		1	

（注） 1 宇都宮市が所管する施設を含む。

2 新規許可又は変更許可を受けた施設は当該施設の使用前検査を受けた年度から、軽微変更等届出（埋立容量の変更に限る。）又は埋立処分終了届出を受けた施設は届出を受けた年度から、施設数又は残余容量の数値を加除している。

オ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物の収集・運搬、中間処理（焼却、破砕等）及び最終処分（埋立）の業を行おうとする者は、知事（宇都宮市長）の許可を受けなければならないこととされている。

令和6（2024）年3月末現在、栃木県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者は5,934業者で、そのうち2,291業者は、県内に主たる事務所を有する業者である（表3-3-48）。

また、栃木県内の産業廃棄物処分業のうち、中間処理の許可を有する者は202業者、最終処分の許可を有する者は12業者である。

表3-3-48 産業廃棄物処理業者の許可状況（各年度末現在）

区 分			R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
産業廃棄物			5, 203	5, 440	5, 582	5, 783	5, 934
収集運搬業	県 内		2, 139	2, 180	2, 207	2, 240	2, 291
	県 外		3, 064	3, 260	3, 375	3, 543	3, 643
産業廃棄物 処 分 業		県	181	179	179	183	186
		宇都宮市	28	28	28	28	28
	中間処理	県	170	168	168	175	175
		宇都宮市	27	27	27	27	27
	最終処分	県	11	11	11	10	11
		宇都宮市	1	1	1	1	1
特別管理			582	600	616	639	643
産業廃棄物 収集運搬業	県 内		92	94	98	100	95
	県 外		490	506	518	539	548
特別管理 産業廃棄物 処 分 業		県	4	4	4	4	4
		宇都宮市	1	1	1	2	2
	中間処理	県	4	4	4	4	4
		宇都宮市	1	1	1	2	2
	最終処分	県	—	—	—	—	—
		宇都宮市	—	—	—	—	—

（注）1 収集運搬業については、県許可業者数のみを計上した（平成23（2011）年4月1日からの許可合理化により、宇都宮市許可業者のほとんどが県許可に統合）。

2 処分業については、「中間処理」と「最終処分」の両方の許可を有する者は、「最終処分」のみに計上した。

3 「県内」とは、主たる事務所が県内にある処理業者をいい、それ以外を「県外」とした。

カ 産業廃棄物処分業者実績

令和5（2023）年度における県内の中間処理業者が処理した産業廃棄物は約476万tである。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約235万t、県外の事業者からの受託量が約241万tとなっている。

県内の最終処分業者が処理した産業廃棄物は約5万tである。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約3万t、県外の事業者からの受託量が約2万tとなっている（表3-3-49）。

表3-3-49 処分業者の排出地域別処理実績（令和5（2023）年度）

（単位：千t/年）

区 分	県内排出		県外排出		合 計
		割合 (%)		割合 (%)	
中間処理業者	2,350	49.4	2,407	50.6	4,757
最終処分業者	27	56.3	21	43.7	48

（注）各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

2 施策の展開

(1) 廃棄物等の発生抑制・再利用の促進

ア ごみ減量化及びごみ処理有料化の支援

市町等に対し、研修会等を通じて、ごみ減量化に向けた取組事例紹介やごみ処理有料化により期待される廃棄物の発生抑制等の効果等について情報提供を行った。

ごみ処理有料化実施済：14 市町（令和 7（2025）年 4 月 1 日 現在）

イ ごみの減量化等に係る普及啓発

(7) マイバッグ・キャンペーンの展開

「3R 推進月間（10月）」を強化期間とし、市町の協力を得ながら、マイバッグの使用促進に関する普及啓発を行った。

(4) ごみ減量化等の広報活動事業

県ホームページ等を通じて、県民にごみの減量化等について呼びかけた。

ウ プラスチック資源循環の取組

「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」や栃木県プラスチック資源循環推進条例に基づく取組として、修学旅行においてプラスチックごみ削減の取組を行う「エコたび栃木プロジェクト」や県民参加型のごみ拾いキャンペーン「For me 530 project」を実施するなどの啓発等を行うとともに、製造事業者、消費者、処理業者等で連携した取組を進めるため、プラスチック資源循環推進協議会を実施したほか飲食店における使い捨てプラスチックの使用削減のため、「ワンウェイプラ削減促進事業」を実施した。

エ 食品ロスの削減

食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減月間（10月）」を中心に、普及啓発等を実施した。

(7) WEB等を活用した普及啓発の展開

WEB 広告や新聞広告での啓発を通じて、忘新年会時期に合わせて重点的に「とちぎ食べきり15(いちご)運動」への協力を呼びかけた。

(4) 事業系食品ロス削減対策実証事業の実施

県内の食品製造業 1 者に削減プログラムへの取組に協力してもらい、食品ロス削減効果と経営改善効果を検証する実証事業を実施した。更に、成果を同業者に横展開することで事業系食品ロス削減の啓発を実施した。

(ウ) とちキャラーズの3きり運動及び食品ロス削減シンボルマークを活用した啓発活動の展開

料理の「食べきり」、食材の「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」を行う「3きり運動」の実践の呼びかけや、栃木県食品ロス削減シンボルマーク「もったいないを、ひとつずつ。」を活用して市町等の関係機関及び小売店等と連携したポスター掲示による啓発活動を実施した。

(イ) フードバンク等の活動支援

リーフレット等を活用し、まだ食べられる食品の寄付を受けて、福祉施設等へ無償で提供するフードバンク活動の理解促進を図ったほか、県関係のイベント等において、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク活動の団体へ寄付を行うフード・ライフドライブを実施した。

フード・ライフドライブ実施回数：2 回、寄付を行った食品の量：約 241.2kg

(オ) 食品衛生責任者等への講習会を通しての展開

食品衛生責任者実務講習会等で食品等事業者等に 118 回、7,135 人、食品安全教室等で小中学生に 28 回、725 名に対して普及啓発を行った。

(キ) 食育出前講座の実施

未就学児・児童とその親及び生活環境の変化により食生活が不規則になりがちな大学生や新社会人等を対象とした、とちぎ食育応援団による「食育出前講座」の開催を通じて、食べ物を大切

にする心の醸成を図った（開催回数：68回、参加者：1,773名）。

オ 多量排出事業者等による発生抑制の促進

産業廃棄物の発生抑制や再資源化等の先進事例を紹介する講演会の開催や廃棄物処理法に基づく減量等に関する計画の活用等を通じて、多量排出事業者等による発生抑制の取組を促進した。

（２）廃棄物等のリサイクル及びバイオマス利活用の促進

ア 廃棄物等の分別徹底及びリサイクルの促進

県のホームページ等を通じて、県民等に対し、廃棄物の分別及びリサイクルに関する普及啓発を行った。

イ 栃木県リサイクル製品認定制度の運用

循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造されるリサイクル製品のうち、「主に県内の事業場で製造が行われること」、「安全性及び品質等の認定基準を満たしていること」などの要件を満たした製品を「とちの環エコ製品」として認定し、認定製品の使用促進に努めた。

令和6（2024）年度の認定件数は、45件（新規15件、変更1件、再認定29件）であり、令和6（2024）年度末時点の認定製品数は137製品となっている（図3-3-24、表3-3-50）。

図3-3-24 とちの環エコ製品の認定製品数の推移（各年度末現在）

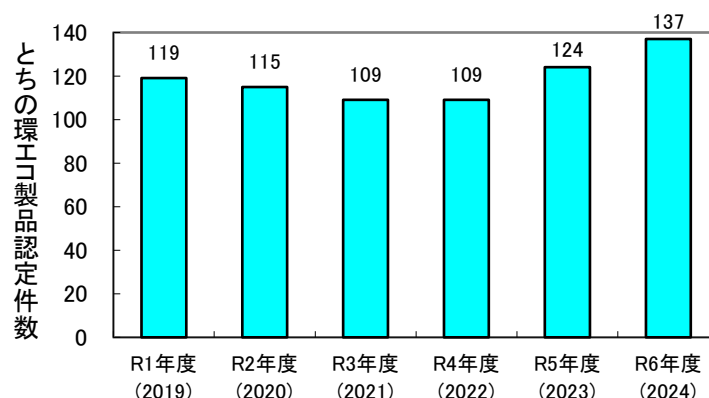


表3-3-50 とちの環エコ製品の品目別内訳（令和6（2024）年度末）

紙類	事務用品	肥料	土壌改良材・緑化材・培養土	造園材	建築用製品	再生路盤材	再生アスファルト混合物	エコスラック	盛土材・路盤材等	コンクリート二次製品	その他製品	計
3	2	15	5	7	5	26	32	2	10	13	17	137

ウ 栃木県再生利用指定制度の運用

スーパー等が店頭回収した廃ペットボトルのリサイクル促進及び優良なリサイクル業者の育成を図るため、平成28（2016）年4月から「栃木県再生利用指定制度」を運用している。令和6（2024）年度末現在、認定を受けた特定製造業者は1社である。

エ 令和6（2024）年度におけるリサイクル関連法に係る主な取組

（ア）食品リサイクルの取組

食品リサイクルに関わる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、国と連携し、関係各課・各所の事業等取組状況等の情報共有を図るとともに、事業者等に関係法令の概要などの情報提供を行った。

(イ) 建設リサイクルへの取組

a 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」における具体的施策の実施

建設副産物を対象とした重点的取組として、建設発生土に関しては、国土交通省策定の「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、実態把握及び工事間利用促進を図るため、公共工事土量調査を実施するとともに、「建設副産物の処理基準（案）」に基づき、建設副産物を適正に処理した。

b 普及啓発活動の継続実施

「建設リサイクル法」の周知徹底を図るため、各種啓発活動（県ホームページによる情報提供、リーフレット配布等）を実施した。

c 現場パトロールの実施

適正な施行の指導を図るため、対象工事現場のパトロールを実施した。

- ・届出工事現場における分別解体の指導
- ・未届工事の監視

d 建設副産物の再資源化

建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊等の建設副産物の再資源化・再利用を促進している。

令和5（2023）年度における栃木県内公共工事（県・市町）の建設副産物の排出量及びリサイクル率は表3-3-51、表3-3-52のとおりである。

表3-3-51 建設副産物排出量（令和5（2023）年度）

発注区分		建設発生土 (万m ³)	建設廃棄物 (万t)					計
			コンクリート塊	アスファルトコンクリート塊	汚泥	木材	混合廃棄物	
公共工事	県事業	128.9	14.0	14.7	1.6	1.4	0.1	31.8
	市町村事業	57.8	5.1	15.2	1.1	1.0	0.2	22.6
計		186.7	19.2	29.9	2.7	2.4	0.3	54.5

表3-3-52 建設副産物リサイクル率（令和5（2023）年度）

発注区分		建設発生土	建設廃棄物 (単位：%)					全体
			コンクリート塊	アスファルトコンクリート塊	汚泥	木材	混合廃棄物	
公共工事	県事業	95.2	100.0	100.0	99.9	96.0	85.6	99.0
	市町村事業	91.1	100.0	100.0	99.9	99.3	85.4	97.5
計		93.9	100.0	100.0	99.9	97.5	85.4	98.3

（注）建設発生土のリサイクル率は、建設発生土量に対する有効利用量（現場内利用、工事間利用等）の割合である。

木材のリサイクル率は、縮減（焼却減量等）を含めた数値である。

(ウ) 自動車リサイクルの取組

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の適正な施行を図るため、引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者（参照：第5部データ集 表3-3-53）に対して立入検査及び指導を行った。

(イ) 容器包装リサイクルの取組

「第10期栃木県分別収集促進計画」に基づき、市町等に対し分別収集・リサイクルの推進等に関する情報提供を行った。

(オ) エコスラグの有効利用促進の取組

溶融スラグ（エコスラグ）の品質基準や利用基準等を示す「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」について、JIS 規格の改正を受けて、民間事業者が一般廃棄物と混合して産業廃棄物を処理したスラグを適用範囲に含めることとしたほか、品質管理に係る基準をJIS規格に合わせる等の改正を平成 29（2017）年3月に行い、品質の確保されたエコスラグの有効利用を図っている。

県発注建設工事においては、アスファルト混合物の細骨材として利用できるよう「再生材の利用基準」を運用している。

オ バイオマス利活用の促進

(ア) リサイクル製品の利用促進

栃木県リサイクル製品認定制度において、バイオマス資源を原料とした肥料等を「とちの環エコ製品」として認定し、バイオマスの利活用を促進した。

(イ) 農業・畜産系バイオマスの利活用の促進

老朽化したバイオマス利用施設（堆肥センター）について、国庫事業を活用して策定した補修計画を元に、工事に着手した。

畜産酪農研究センターのバイオガスプラント（中温メタン発酵プラント）において、家畜排せつ物等から発生するバイオガスエネルギーの電気エネルギーへの変換に係る長期的稼働の実証を行うとともに、県民等へ当該プラントを展示・紹介することでバイオマス利活用の理解促進を図った。

(ウ) 木質バイオマス利活用の促進

木質バイオマス利用施設（発電所・熱利用）は、間伐材や林地残材、製材工場等から発生する樹皮や端材など、従来は未利用であったり低位な利用に留まっていた木質資源をエネルギーとして活用する受け皿となっている。しかし、県内の木質バイオマス供給量が、県内の既存木質バイオマス利用施設の需要量を満たせていない現状を踏まえ、新規発電所計画を含め、安定的・持続的な燃料の調達や使用計画について助言を行った。

(エ) 下水道施設における消化ガス発電の取組

下水処理場は、多量のエネルギーを消費する一方で、処理過程で再生可能エネルギーである消化ガスが発生している。これを活用したバイオガス発電設備の導入は地球温暖化防止に資するとともに、施設の維持管理費の削減を図ることができることから、流域下水道浄化センターにおいて整備を推進してきた。

県央浄化センターで平成 27（2015）年2月から、鬼怒川上流及び巴波川浄化センターで平成 27（2015）年4月から、北那須浄化センターで平成 27（2015）年5月から、思川浄化センターで令和 2（2020）年2月から、大岩藤浄化センターで令和 2（2020）年4月から発電事業を開始した。

(3) 廃棄物等の不適正な処理の防止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、排出者責任が強化されてきた経過を踏まえ、排出者及び処理業者が負うべき責任の内容に応じた廃棄物の処理を徹底する必要があることに加え、無許可業者による処理や不法投棄等の不適正な処理の事例も見受けられることから、監視指導の強化等を図り適正処理を推進する必要がある。

ア 産業廃棄物適正処理対策

(ア) 産業廃棄物関係立入検査及び指導の状況

令和 5（2023）年度において、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対して、立入検査を延べ1,374件実施した。

排出事業者に対しては、産業廃棄物の発生・保管状況、処理委託の方法等について、処理業者に対しては、施設の維持管理状況等について、それぞれ監視指導を行った。改善が必要な事項等について、口頭指導を171件、文書指導を150件行った（表3-3-55）。

今後も、排出事業者、処理業者双方に産業廃棄物の適正な処理、処分について指導していく。

表3-3-55 産業廃棄物関係立入検査結果（令和5（2023）年度）

	立入検査件数	口頭指導件数	文書指導件数
排出事業者	944	108	83
処理業者	413	61	67
公 共	17	2	0
計	1,374	171	150

（注） 県が実施した件数である。

（イ）行政処分の状況

令和5（2023）年度は、産業廃棄物収集運搬業の許可取消しを6件行った。また、産業廃棄物処理基準違反に対する措置命令を1件行った（表3-3-56）。

表3-3-56 行政処分の状況（令和5（2023）年度）

処 分 内 容		件数	根 拠
業停止命令	産業廃棄物収集運搬業	0	廃棄物処理法第14条の3
	産業廃棄物処分業	0	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	廃棄物処理法第14条の6
	特別管理産業廃棄物処分業	0	
業許可取消し	産業廃棄物収集運搬業	6	廃棄物処理法第14条の3の2
	産業廃棄物処分業	0	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	廃棄物処理法第14条の6
	特別管理産業廃棄物処分業	0	
産業廃棄物処理施設停止命令		0	廃棄物処理法第15条の2の7
産業廃棄物処理施設許可取消し		0	廃棄物処理法第15条の3
産業廃棄物処理施設設置者への改善命令		0	廃棄物処理法第15条の2の7
産業廃棄物処理基準違反に対する改善命令		0	廃棄物処理法第19条の3
産業廃棄物処理基準違反に対する措置命令		1	廃棄物処理法第19条の5
排出事業者への措置命令		0	廃棄物処理法第19条の6
告発		0	

（注）1 県が実施した件数である。

2 同一業者が2以上の行政処分等を受けた場合の件数は、それぞれ計上している。

イ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間（低濃度PCB廃棄物は令和9（2027）年3月31日）内に処分が完了するよう、県内の事業者等に対し指導等を行った。また、処分期間がすでに到来している高濃度PCB廃棄物（変圧器等：令和4（2022）年3月31日、安定器等：令和5（2023）年3月31日）に関し、追加で発見されたものについては、直ちに指導等を行い処理につなげた。

ウ 産業廃棄物関係諸団体との連携

産業廃棄物の適正処理の推進及び処理業者の資質向上を図るため、（公財）栃木県環境保全公社と連携し、適正処理に関する講習会を開催した。

また、廃棄物の適正処理に関する事業を行う（公財）栃木県環境保全公社及び（公社）栃木県産業資源循環協会の運営等について、適正な指導監督を行うとともに事業実施に必要な支援を行った。

エ 不法投棄対策

(7) 産業廃棄物の不法投棄の状況

令和5（2023）年度における10 t以上の産業廃棄物の不法投棄の状況は、不法投棄件数、投棄量ともに0であった（表3-3-57）。

表3-3-57 県内の産業廃棄物の不法投棄の状況

区 分	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
不法投棄件数（件）	4	2	2	6	0
不法投棄量（t）	431	7,788	151	3,160	0

（注）投棄件数及び投棄量は、県及び宇都宮市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち1件当たりの投棄量が10 t以上の事案を集計対象とした。

(4) 不法投棄対策

不法投棄に対しては、市町、警察、近隣自治体等関係機関との連携による監視体制の強化を図るとともに、地域住民や関係団体等の協力も得ながら、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応のため、次の対策を実施した。

a 不法投棄防止キャンペーン

毎年6月及び10月を不法投棄防止重点監視月間とし、監視活動の強化を図るとともに、県民に対し不法投棄防止の気運醸成を図った。

収集運搬車両調査2回（6月・10月）、スカイパトロール1回（5月）

b 廃棄物監視員市町村交付金

不法投棄、不適正処理の防止及び最終処分場の適正な維持管理を確保するため、廃棄物監視員を設置する市町に対し、その経費の一部を補助する廃棄物監視員市町村交付金を交付している。令和6（2024）年度は、20市町に交付した。

c 不法投棄の監視委託等

不法投棄が多発する夜間・早朝・休日に監視パトロールを実施することにより、不法投棄の未然防止及び原因者の特定円滑化を図っている。平成13（2001）年度から監視カメラ、平成15（2003）年度からGPSを利用した廃棄物処理検証システムを導入するなど、不法投棄対策の強化を図っている。

d 関係機関との連携

東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社、(公社)栃木県産業資源循環協会、栃木県森林組合連合会、栃木県法面保護施設業協会及びヤマト運輸(株)栃木主管支店と「不法投棄等の情報提供に関する協定書」を締結し、不法投棄等を発見した場合、随時、県及び市町に情報提供をするなど早期発見・早期対応を図っている。

e 産業廃棄物不法投棄緊急対策事業

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の未然防止のために、応急的緊急的措置を実施するための基金を平成12（2000）年度に(公社)栃木県産業資源循環協会に造成した。

基金造成額（令和6（2024）年度末現在）約7千8百万円

f 栃木県環境保全対策基金

産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対し補償を行うため、(公社)栃木県産業資源循環協会に昭和63（1988）年度に創設された栃木県環境保全対策基金の造成状況は次のとおりである。

基金造成額（令和6（2024）年度末現在）約4億6千万円

（４）非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備

東日本大震災、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、体制整備を推進した。

ア 栃木県災害廃棄物処理計画の策定

平成31（2019）年3月に、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「県地域防災計画」「県廃棄物処理計画」との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や県が実施すべき対策を定めた「栃木県災害廃棄物処理計画」を策定し、令和3（2021）年7月に、災害時の廃棄物処理対応マニュアル（令和2（2020）年3月策定）等の内容反映を目的として、改定を行った。

イ 市町等における災害時の廃棄物処理体制整備の支援

災害廃棄物は多量かつ多様な性状を呈しており、その処理に当たっては平時と異なる対応が必要となることから、市町等の災害対応力の向上を図るため、災害時の廃棄物処理に係る平時の備えとして、初動対応に関する机上訓練や関係団体への支援要請伝達訓練、市町災害廃棄物処理計画策定支援等を行った。

ウ 関東ブロック内の広域連携

大規模災害発生時の廃棄物対策に関して、関東ブロック内の都県域を越えた連携について検討するため、関東地方環境事務所と都県市等で「大規模災害発生時廃棄物対策関東ブロック協議会」を構成している。

平成28（2016）年度に大規模災害時の各主体の基本的役割を定める「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」を策定し、連携の一つとして、発災時に関東地方環境事務所が都県市から職員を招集し、被災自治体の業務を支援する体制を構築している。

（５）資源循環に向けた処理体制

ア 処理施設に対する県民等の理解促進

廃棄物処理施設の必要性等について県民等の理解促進を図るため、（公財）栃木県環境保全公社及び（公社）栃木県産業資源循環協会と連携し、県内小学校における出前授業や廃棄物処理施設紹介動画の制作・公開等を行った。

出 前 授 業：4校12クラス

紹 介 動 画 制 作：ごみを処理する仕事に係る動画を作成
（県ホームページ等で計18本の動画公開中）

イ 一般廃棄物処理施設の広域化の推進

既存施設の稼働状況や更新時期、地域の実情等を踏まえた一般廃棄物処理施設の広域的整備のため、市町間の調整や助言を行った。

ウ 地域実情に応じた最終処分場の整備に対する支援

循環型社会形成推進交付金を活用した最終処分場の整備について、市町等に対して助言を行った。

エ 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」による指導

廃棄物処理施設の適正な立地を図るため、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」において処理施設を設置する際の事前協議手続を定め、処理施設の構造等の審査や地元との合意形成等を指導している。

オ 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備

県内に産業廃棄物の管理型最終処分場がなく、民間事業者による設置が極めて困難な状況にあることなどから整備を進めてきた県営処分場エコグリーンとちぎを令和5（2023）年9月に開業した。

第4章 人と自然が共生する「とちぎ」

第1節 地域の生態系の保全

1 現状と課題

(1) 本県の自然

本県は、県北部に日光、高原、那須火山群からなる山岳地帯が形成され、湖沼、溪谷、瀑布や高層湿原等が原生林と調和した自然景観をなしている。また、地形、地質、気象など立地条件の特異性によって、南方系、北方系植物が混在して分布し、氷河期からの動植物が数多く生息するなど、特異種や貴重なもの、珍しい生態を示すもの等変化に富んだ自然の様相を呈している。

一方、中央部及び南部の平地帯は、経済活動の場として時代とともに変化してきたが、人間と自然との長いかわり合いの中で存続している平地林等は、遮音、防火、憩いの場の提供等生活環境上計り知れない効用をもつ身近な自然として重要な意義を持っている。

(2) 自然公園の指定状況

本県の自然公園は、総面積が約13万haであり県土面積の約21%を占めている。県北西部の山岳地帯を中心とした地域は、我が国の代表的な自然公園である日光国立公園によって占められ、また、県内各地には、地域の特性を持つ8つの県立自然公園があつて、それぞれ変化に富んだ自然景観を有している。

これらの自然公園には、県の内外から、四季折々の豊かな自然を楽しむため多くの人々が訪れている。（参照：第5部データ集 図3-4-1）

(3) 自然環境保全地域等の指定状況

自然環境保全法及び自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づき、優れた自然環境を持つ地域を自然環境保全地域に指定し、また、市街地周辺地及び歴史的・文化的遺産と一体となった良好な緑地を緑地環境保全地域に指定し、その保全に努めている。

令和6（2024）年度末現在、国指定の自然環境保全地域1か所を含め、44か所 5,420haの自然環境保全地域及び緑地環境保全地域がある（参照：第5部データ集 表3-4-1、図3-4-2）。

(4) 鳥獣保護区の指定状況

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全にも資するものである。

県では、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を対象とした「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区と狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域を指定している（参照：第5部データ集 表3-4-2）。

(5) 絶滅のおそれのある野生生物の状況

近年、地球環境の悪化により野生生物種の絶滅が加速度的に進行し、問題となっている。

県では、平成5（1993）年度から平成11（1999）年度にかけて実施した県内の野生生物等の状況に係る基礎調査結果について、平成12（2000）年度から平成14（2002）年度に10部門の報告書として発行した。

さらに、平成14（2002）年1月には「野生生物保全対策専門委員会」を設置して調査・検討を重

ね、平成16（2004）年度に栃木県版レッドリストを策定し、また、絶滅のおそれのある野生動植物種等の現況をまとめた報告書である「レッドデータブックとちぎ」を作成した。

その後も、平成23（2011）年3月に第2次レッドリスト、平成29（2017）年3月に第3次レッドリストをとりまとめ、絶滅のおそれのある野生生物の状況把握を行うとともに、平成30（2018）年3月には13年ぶりの改訂となる「レッドデータブックとちぎ2018」を発行した。

令和5（2023）年3月には最新の情報に基づき第4次レッドリストをとりまとめ、絶滅のおそれのある野生生物の保全の普及啓発に努めている。

なお、第4次レッドリストにリストアップされている絶滅のおそれのある野生動植物の Kategorii 一別の状況は次のとおりとなっている（参照：第5部データ集 表3-4-3）。

2 施策の展開

（1）生態系保全上、特に重要な地域の保全

ア 自然環境保全地域等の保全

自然（緑地）環境保全地域に指定されている地域について、自然監視員による巡視、案内標識の整備、土地の形質変更の規制などにより保全に努めた。

イ ラムサール条約湿地等の保全

渡良瀬遊水地の生物多様性保全のため、平成26（2014）年度から外来植物除去活動を県民参加型で実施している。

ウ 奥日光地区の自然環境の保全

奥日光地区における貴重な自然環境を保全するため、低公害バスの運行、植生回復対策（シカ被害影響調査）、外来植物の除去対策等に取り組んだ（表3-4-4）。

表3-4-4 低公害バス利用者数

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
低公害バス利用者数（人）	66,758	34,437	36,843	46,475	37,857	46,514

（2）奥山自然地域及び森林環境の保全

ア 自然公園等の適正な管理

自然公園については、指定の目的である自然の保護と利用の増進を図るための公園計画が定められ、これに基づいて、木竹の伐採、工作物の建築等の風致景観の現状を変更する行為を規制するとともに、歩道や休憩施設など利用のための施設整備を計画的に実施している。

また、公園利用者に対しては、自然公園指導員によるマナー指導やビジターセンターによる情報提供等が行われ、自然公園の適正な利用を促している。

さらに、奥日光の日光市道1002号線では、自動車の乗り入れ規制を行うとともに、代替交通手段として低公害バスを運行し、小田代原周辺の自然環境の保全を推進している。

（3）里地里山環境の保全

ア 里地里山の保全

本県では、里地里山を農産物や特用林産物等の生産の場としてだけでなく、「自然環境保全機能」「景観形成機能」「自然とのふれあい機能」などの様々な公益的機能を有する場として、活用している。

しかしながら、高齢化による担い手不足等により十分に管理が行き届かず、荒廃した平地林が増加していることから、令和6（2024）年度に県内約584 haについて、自治会等と連携して里山林を整備する市町の取組を支援した。

イ 豊かな地域資源の保全・継承

農業・農村のもつ豊かな自然、伝統文化等の多面的な機能を再評価し、豊かな生態系や美しい農村景観・伝統的農業施設等の保全・復元等を行っている。

特に、農業・農村の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する「多面的機能支払制度」を活用して、農地や農業用水、さらには、生態系や景観などの農村環境の保全向上に向けた地域ぐるみの共同活動を440地区の42,408haで促進した（表3-4-5）。

表3-4-5 多面的機能支払交付金の活用による農村環境保全活動の実施状況（令和6（2024）年度）

市町名	共同活動		市町名	共同活動		市町名	共同活動	
	地区数	面積(ha)		地区数	面積(ha)		地区数	面積(ha)
宇都宮市	44	3,962	栃木市	39	3,963	那珂川町	6	231
上三川町	6	153	小山市	13	5,943	大田原市	52	5,472
鹿沼市	35	2,466	下野市	27	2,061	那須塩原市	39	2,505
日光市	36	2,390	壬生町	8	811	那須町	15	378
真岡市	7	534	野木町	7	391	足利市	8	426
益子町	1	1,293	矢板市	11	679	佐野市	24	1,122
茂木町	0	0	さくら市	21	1,879			
市貝町	1	759	那須烏山市	12	562			
芳賀町	1	3,500	塩谷町	17	927	計	430	42,408

（注）小数点以下四捨五入のため、計とその内訳が合わない場合がある。

ウ 「とちぎグリーン農業」の推進

「とちぎグリーン農業推進方針」に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量の削減や温室効果ガスの排出抑制、生物多様性の維持・向上などによる「環境負荷の低減」と「収益性の向上」が両立する農業の実現に向けた取組を推進している。

(7) 環境保全型農業直接支払交付金の活用推進

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援した。

(4) IPM（総合防除）の推進

モデルとなる「展示ほ」の設置等により、天敵やLEDライト、有色防虫ネット等を組み合わせることで、化学農薬の使用量を従来よりも低減する防除手法であるIPM（総合防除）の普及・定着に取り組んだ。

(ウ) 有機農業の推進

有機農業の拡大に地域ぐるみで取り組むモデル産地の育成を支援するとともに、有機農業推進アドバイザーによる有機農業志向者からの相談対応や、有機農業に関する情報発信に取り組んだ。

エ 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿の適正な処理・利用により環境汚染を未然に防止するとともに、良質な堆肥の生産・利用により地域における資源リサイクルの実現に向けた取組を推進している。

(7) 家畜ふん尿の適正な処理対策の指導

関係機関・団体に対し、家畜排せつ物の適正管理や関係法令等に関する指導者向け資料を配布し、理解促進と意識向上を図った。また、畜産農家を対象に、家畜排せつ物の管理状況についてアンケート調査を行い、適正な処理及び管理の徹底を図った。

(4) 家畜飼養環境整備の推進

臭気苦情が発生している又は発生するおそれのある農家について、臭気調査を行い、結果及び対応策に係るカンファレンスを開催した。また、結果を関係機関や団体と共有し、継続的な支援体制を構築するとともに、畜産臭気対策に関する技術の普及を図った。

(ウ) 家畜ふん尿の有効利用の推進

家畜ふん尿の適正な処理・利用を推進するため、堆肥舎の整備や、切返作業機（ホイールローダー）、堆肥散布機（マニユアスプレッダー）等の導入を支援した（令和6（2024）年度は15件）。

オ ビオトープの保全・創造

農村地域は、農産物の生産や地域住民の生活の場であるとともに、多様な生物が生息する場でもある。土地利用型園芸など収益性の高い農業の実現を目指す基盤整備の推進にあたって、地域の自然環境の維持や負荷を軽減するため、令和6（2024）年度は薄井沢地区（日光市）など計5地区12か所において、農業用水路の一部を拡幅し、深みを持たせた構造や、水路横断工などの生態系に配慮した整備を実施した。

（４）河川・湿地等水辺環境の保全

ア 水辺環境の状況

本県には、北西部山岳地帯を源とする、鬼怒川、那珂川、渡良瀬川の3つの大きな河川があり、中禅寺湖をはじめとする湖沼や中小の河川とともに水系を形成している。

河川では、水の流れの変化によって「瀬」と「淵」が交互に表れ、昆虫、魚類、鳥類など多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっている。また、県内には、河川や水路等多くの親水空間が存在しており、県民の水辺とのふれあいや憩いの場ともなっている。今後とも、自然環境等に配慮した多自然川づくりを推進し、美しい「とちぎの川」の保全・創出に努める。

イ 水辺環境の保全

河川、水路の整備に当たっては、低水路の蛇行、瀬と淵の保全・創出など、水生生物等の生育環境や水辺の景観などに配慮した「多自然川づくり」を推進している。

令和6（2024）年度は、秋山川（佐野市）、鹿島川（大田原市）等20河川で整備、保全を実施した。

（５）絶滅のおそれのある種の保全

ア 「栃木県版レッドリスト」の見直し及び「レッドデータブックとちぎ」の改訂

平成30（2018）年3月には13年ぶりに改訂した「レッドデータブックとちぎ2018」を発行し、見やすく親しみやすいデザインに刷新するとともに、多くの県民への普及が図られるよう、県内の主要書店やインターネットで購入できるようにしている。

また、令和5（2023）年3月に5年ぶりに改訂した第4次レッドリストでは、動植物等の掲載数は19種増加し1,536種から1,555種に、うち絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類、準絶滅危惧）は20種増加し1,025種から1,045種となっている。

イ 生物多様性保全等についての普及啓発

(ア) 「レッドデータブックとちぎ」普及啓発等

令和5（2023）年3月に5年ぶりに行った栃木県版レッドリスト改訂に併せ、希少な動植物種の分布情報等の検索・閲覧サイト「レッドデータとちぎウェブ」のページ構成をスマートフォンでも利用しやすいように改善し、レッドデータブックとちぎを広く県民に周知するとともに、希少種保全の普及啓発を図った。

(イ) 野生生物の保護意識の啓発

愛鳥週間用ポスター原画コンクール等による保護意識の啓発を図った。また、傷病鳥獣救護事業により獣医師やボランティアと協働して野生鳥獣の保護を実施した。

ウ ミヤコタナゴの保全対策

ミヤコタナゴは、日本固有種であり、かつては茨城県を除く関東地方全域に生息していたが、現在は千葉県と栃木県のごく限られた地域にのみ生息している。県内では4か所で生息が確認されており、それぞれの地域性に合わせて保全対策を実施している。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、平成6（1994）年12月に全国で初めて指定された大田原市の「羽田ミヤコタナゴ生息地保護区」において、環境省、大田原市及び羽田ミヤコタナゴ保存会等と連携し、ミヤコタナゴの生息環境の保全を図るほか、水産試験場において、ミヤコタナゴの増殖等を行っている（参照：第5部データ集表3-4-6）。

また、県内の他の3生息地においても、関係機関と連携し、ミヤコタナゴの生息環境の保全を図った。

エ 土地利用における野生生物への配慮

大規模な土地利用や開発事業の実施に当たっては、事業者に対し環境影響評価制度や自然環境保全協定制に基づく野生生物の調査の実施や、希少種を中心とした保護対策を指導した（表3-4-7）。

表 3-4-7 自然環境保全協定締結状況

R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
5 件	15 件	3 件	3 件	3 件	0 件

第2節 森林・みどりづくり活動の推進

1 現状と課題

(1) 本県の森林の概要

ア 本県の森林の概要

令和5（2023）年度末における本県の森林面積は約35万haである（県土面積約64万ha）（図3-4-3、図3-4-4）。

図 3-4-3
県土面積における森林の割合（令和5（2023）年度末）

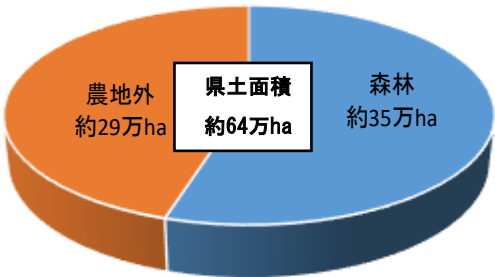


図 3-4-4
県内所有別・地種別森林面積の割合（令和5（2023）年度末）

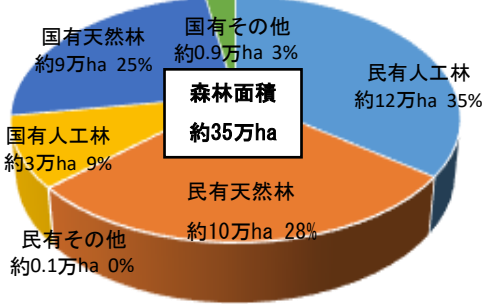


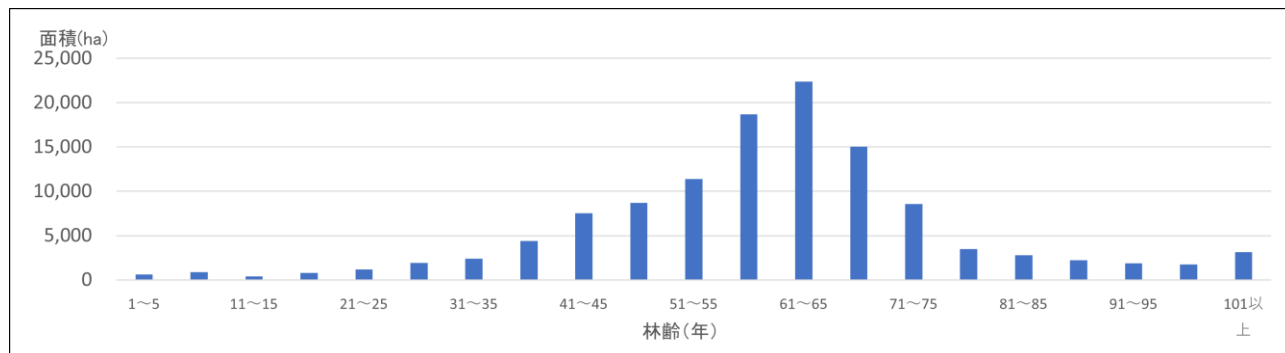
表 3-4-8 民有林における樹種別面積割合（令和5（2023）年度末）

区 分	割 合	樹 種（全体に占める割合）
針 葉 樹	62%	スギ（32%）、ヒノキ（21%）、その他針葉樹（9%）
広 葉 樹	38%	クヌギ（2%）、その他広葉樹（36%）

民有林における人工林の林齢構成は、61年～65年生（13齢級）をピークにピラミッド型をなしており、伐採適期を迎えた46年～50年生（10齢級）以上の人工林が8割を超える（図3-4-5）。

しかしながら、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、主伐及び主伐後の造林などが停滞し、森林の更新が十分に進まない状況にある。

図3-4-5 民有林における人工林の林齢別面積（令和5（2023）年度末）



イ 森林の有する多面的な機能

森林には、次のような機能があるとされている。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 生物多様性保全機能 | ⑤ 快適環境形成機能 |
| ② 地球環境保全機能 | ⑥ 保健・レクリエーション機能 |
| ③ 土砂災害防止機能・土壌保全機能 | ⑦ 文化機能 |
| ④ 水源涵養機能 | ⑧ 物質生産機能 |

近年、二酸化炭素を吸収・固定する働きから、地球環境保全機能が国際的に重要視されている。

また、森林は、所有者等による植林から伐採までの林業生産活動や病虫害獣害の防除・森林火災の防止などの適正な管理を通じ、その多面的機能を維持向上させ、県民の生活環境を守るという重要な役割を担っている。

（2）森林の整備状況

ア 民有林造林面積の推移

民有林の造林面積は昭和53（1978）年度の2,100haをピークに減少に転じ、平成26（2014）年度は約230haまで落ちこんだが、近年は約500haで推移しており、令和6（2024）年度は480haとなっている（図3-4-6、図3-4-7）。

図3-4-6 民有林造林面積の推移

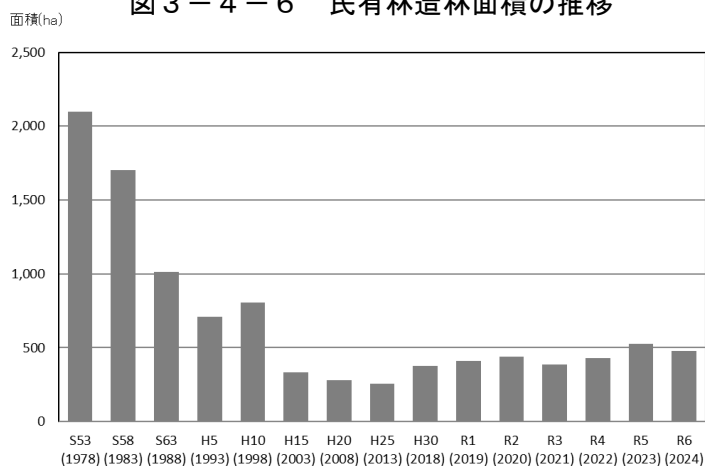
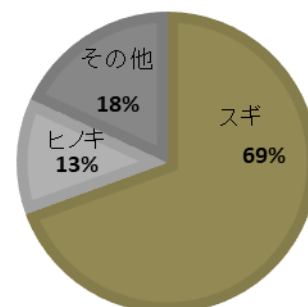


図3-4-7

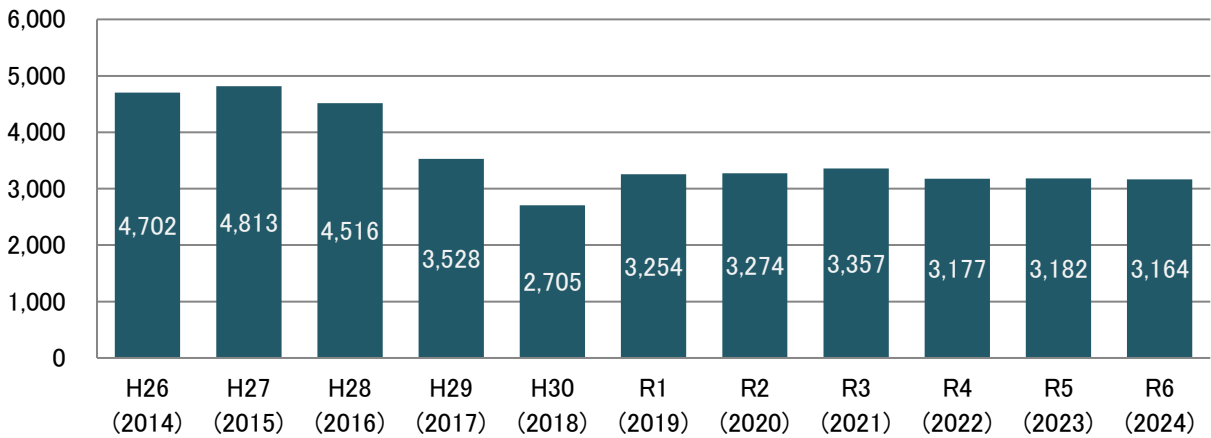
民有林樹種別造林面積の割合
（令和6（2024）年度実績）



イ 民有林間伐面積の推移

民有林の間伐面積は、近年、約3,200ha前後で推移しており、令和6（2024）年度は3,164haとなっている。（図3-4-8）。

図3-4-8 民有人工林の間伐実施面積の推移



(3) 保安林の指定状況

水源涵養や土砂流出防備など森林の公益的機能をより高度に発揮させるため、水源林や民家に近い森林などを森林法に基づき、保安林に指定している。

本県の保安林面積は着実に増加しており、令和6（2024）年度末に約20万haとなっている。その内訳は国有林が58%（国有林面積の約9割）、民有林が42%（民有林面積の約4割）となっている（図3-4-9、表3-4-9）。

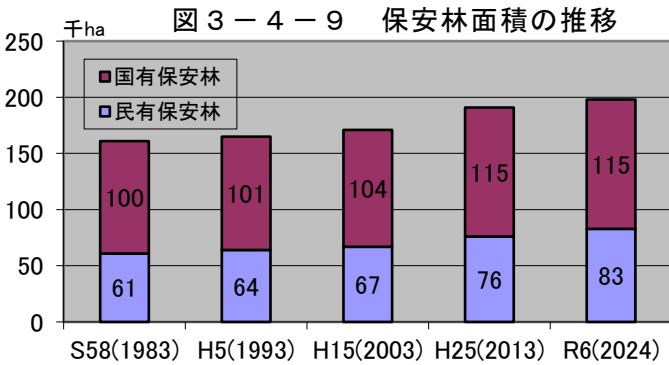


表3-4-9 保安林の種類別面積（令和7（2025）年3月31日現在）（単位：ha）

項 目	民有林		国有林		合 計	
	保安林種	兼種	保安林種	兼種	保安林種	兼種
水源かん養保安林	60,607		93,287		153,894	
土砂流出防備保安林	21,284		21,756		43,040	
土砂崩壊防備保安林	84		52		136	
防風保安林	20				20	
水害防備保安林	61				61	
干害防備保安林	556		116		672	
落石防止保安林	2				2	
保健保安林	301	8,603	63	6,947	364	15,550
風致保安林				70		70
計	82,915	8,603	115,273	7,017	198,188	15,620
森林面積	219,974		127,697		347,671	
保安林率	37.7%		90.3%		57.0%	

（注）森林面積は令和6（2024）年3月31日現在の面積である。

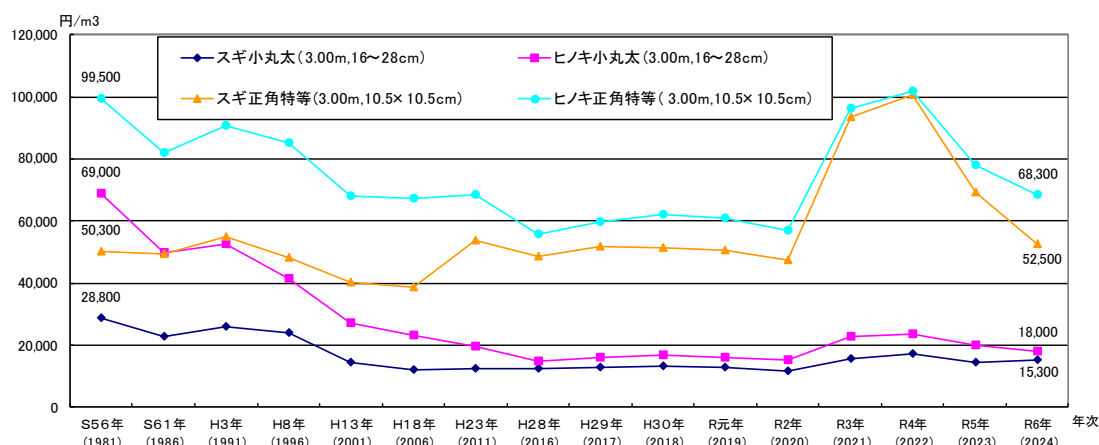
(4) 森林を支える林業・木材産業の現状

ア 林業の現状

(7) 木材価格の状況

令和6（2024）年の木材価格は、素材ではスギ小丸太が15,300円／ m^3 、ヒノキ小丸太が18,000円／ m^3 、製材品ではスギ正角KD（柱材）が52,500円／ m^3 、ヒノキ正角KD（柱材）が68,300円／ m^3 となっており、ウッドショック以降急激に減少し、ウッドショック前の水準に戻りつつある（図3-4-10）。

図3-4-10 県内木材価格の推移



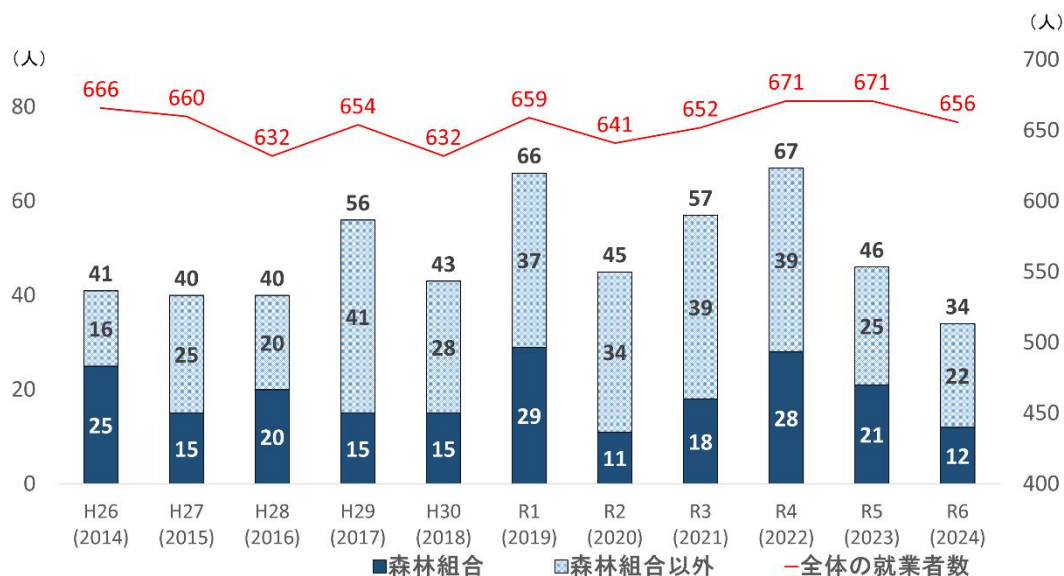
(イ) 林業担い手等の状況

本県では、1,015の林業経営体があり、そのうち52%が保有山林10ha未満の小規模経営体となっている（2020年農林業センサス）。

また、令和6（2024）年度の林業就業者数は656人であり、そのうち、新規就業者数は34人であった（図3-4-11）。

なお、新規就業者は、新卒や他産業に勤務経験のある20代～30代を中心とする年齢層からの参入が多かった。

図3-4-11 新規林業就業者及び全体の林業就業者数の推移



（ウ）林業生産の基盤の状況

本県では、林業生産の基盤となる林道、作業道の延長が1,461km、5,805km、密度が6.6m/ha、26.4m/haである（表3-4-10）。

また、高性能林業機械の導入台数が224台となっており、プロセッサが最も多い（表3-4-11）。

表3-4-10 林道・作業道の状況

区 分	整備目標（R16（2034）年度）		現況（R6（2024）年度末）		達成率 （%）
	延長(km)	密度(m/ha)	延長(km)	密度(m/ha)	
林 道	2,375	10.6	1,461	6.6	62
作業道	6,680	29.9	5,805	26.4	87

（注）整備目標は、「栃木県民有林林道網整備計画（H10～H46）」における整備目標である。

表3-4-11 高性能林業機械の導入状況（令和5（2023）年度実績）

機械名	フェラバンチャー	ハーベスタ	プロセッサ	スキッター	フォワーダ	タリヤーダ	スイングヤーダ	その他	計
保有台数	10	26	73	2	51	5	20	37	224

イ 木材産業の現状

令和5（2023）年の素材供給量は840千m³で、前年より87千m³増加している。供給の内訳は、自県材74.2%、他県材25.5%、外材0.3%で、約7割が製材用である（図3-4-12）。

製材品出荷量は、ここ数年250千m³から290千m³程度で推移しており、うち国産材人工乾燥材出荷量は令和5（2023）年に232千m³、国産材人工乾燥材率（製材品出荷量に占める割合）は約86%となった（図3-4-13）。

図3-4-12 素材供給量の状況

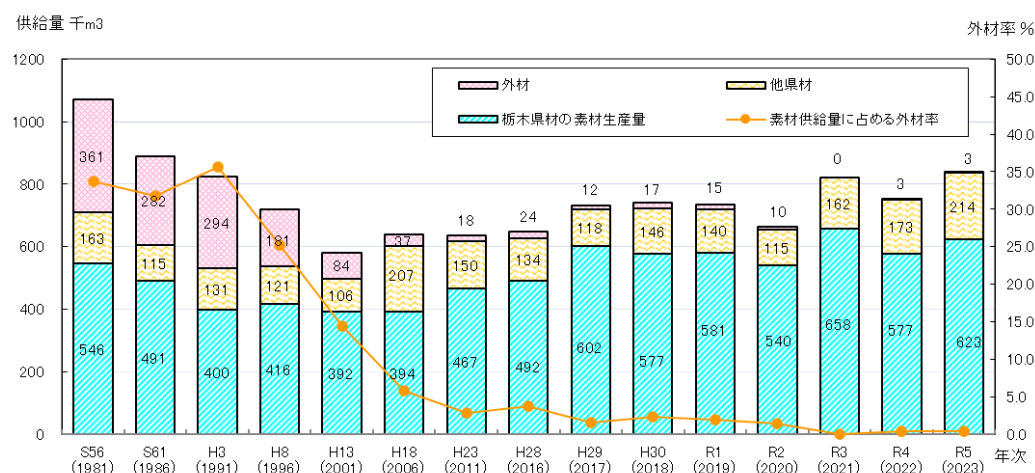
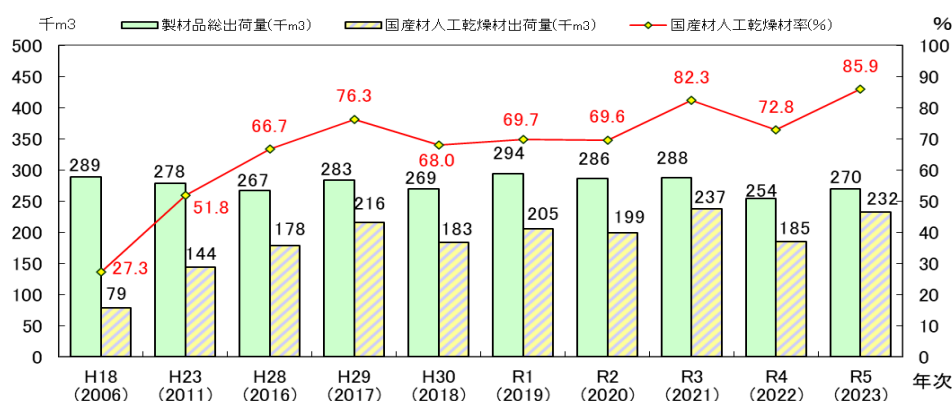


図3-4-13 製材品出荷量の状況



2 施策の展開

(1) 森林の適正な管理と公益的機能の向上

ア 間伐等森林整備の促進

本県では、森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、森林組合や森林所有者等による森林整備を進めており、令和6（2024）年度に3,164haの間伐を実施（表3-4-12）するとともに、480haの造林を実施した。

表3-4-12 間伐の実績

（単位：ha／年）

年 度	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
間伐	2,795	3,254	3,274	3,357	3,177	3,182	3,164

イ 公的森林整備の推進

本県では、自然災害などにより公益的機能の低下した保安林の機能を回復させるため、県による治山事業を進めており、令和6（2024）年度に24haの間伐等を実施した（表3-4-13）。

表3-4-13 公益的機能向上のための公的森林整備

（単位：ha／年）

年 度	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
保安林整備事業	44	58	85	82	85	53	58	24

ウ 森林を支える林業・木材産業の振興

(7) 森林整備を支える人・システムづくり

増大する森林整備に対応する人材の確保・育成を目的とした「栃木県林業大学校」（令和6（2024）年4月に開校）を拠点として、高校生等の就業希望者向けの課程から、既就業者のスキルアップや経営者を対象とした課程まで合計8課程を運営し、多様な人材の確保・育成に取り組んだ。

また、林業労働災害を防止し、作業現場の安全や安全意識の向上を目的とした安全研修や巡回指導を関係団体と取り組んだ。

(4) 低コスト林業の基盤づくり

森林施業や木材生産の効率化を図るため、令和6（2024）年度は林道0.1km、作業道338.7kmの開設に対し支援するとともに、林道の改良、舗装を実施した。

さらに、作業の効率化、低コスト化を図るため、高性能林業機械等の導入や共同利用（レンタル事業）に対して支援を行った。

(5) 県産材の安定供給と利用拡大

原木及び製品双方の安定供給体制の構築や、木材加工流通施設の整備強化を支援した。

とちぎ材の利用促進、販路拡大を図るため、県産出材を一定割合以上使用した県内外の木造住宅建設や非住宅建築物に対し補助を行うとともに、東京圏や海外への販路拡大を目指し、製品展示会への出展や輸出トライアルに取り組んだ。

また、木材業者に対し、木材産業等高度化推進資金等を融資し、経営合理化を推進した。

エ とちぎの元気な森づくり県民税による取組の推進

公益的機能を有する森林を県民全体の協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくことを目的に平成20（2008）年4月に導入した「とちぎの元気な森づくり県民税」について、第2期県民税事業の7年目にあたる令和6（2024）年度は次の事業を行った。

(7) とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業

森林の若返りを図るため、皆伐後の再造林や樹種転換などを支援した。

a 再造林・樹種転換促進事業（県事業）

針葉樹の皆伐後の植栽約430ha、下刈り約1,600ha、森林作業道の開設約53,600mについて支援し、針葉樹の再造林及び広葉樹への樹種転換を進めた。

また、植栽した苗木への忌避剤の散布等による食害対策や、成木の幹にネットを巻いてクマ等による剥皮被害の対策への支援を行った。

(イ) とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

a 里山林整備事業（市町村交付金事業・国庫補助活用事業）

地域提案による里山林の価値を活かした整備や、通学路沿いや住宅地周辺にある暗くうっそうとした里山林、野生獣被害が発生するおそれのある田畑等に隣接する里山林約584haの整備に対し支援を行った。

b 里山林管理事業（市町村交付金事業）

第1期（平成20（2008）～29（2017）年度）及び第2期（平成30（2018）～令和9（2027）年度）以降に整備した里山林のうち、約1,380haの管理活動に対し支援した。

(ウ) とちぎの元気な森づくり森林所有対策事業

過疎化や高齢化等により境界や所有者が不明な森林が増加する中、森林の適正な管理による公益的機能の持続的な発揮に向け、森林組合等による地籍調査事業への支援を行った。

a 森林組合等地籍調査事業（森林組合等補助事業）

境界等の不明な森林について、栃木県森林組合連合会が行う地籍調査（8市町）に対して支援を行った。

(エ) とちぎの元気な森づくり県民会議等事業

a とちぎの元気な森づくり県民会議事業（県事業）

平成20（2008）年度に制定した「元気な森づくりの日（10月16日）」を中心にパネル展示などを実施するとともに、平成21（2009）年度に決定したシンボルマーク「とちもりくん」を活用したPRを実施した。

また、県民協働の森づくりの大切さの理解促進を目的として、県内のコンビニのデジタル広告を活用した「とちぎの元気な森づくりキャンペーン」の実施、木工工作コンクールの開催、情報誌「とちぎの元気な森づくりNEWS」の発行などを行った。

b とちぎの元気な森づくり県民普及啓発事業（県事業）

とちぎの元気な森づくり県民税に対する県民の理解促進を図るため、税制度、森林の大切さや社会全体で森林を守り育てていくことの必要性について、県内各種イベントでのリーフレット配布や新聞、テレビなどによる広聴・広報活動を実施した。

c 税事業評価委員会事業（県事業）

令和5（2023）年度の事業評価のため「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」を開催し、令和6（2024）年1月に事業の評価結果が知事宛てに提出された。

(オ) とちぎの元気な森づくり地域活動支援事業

里山林等の持続的な保全のためのボランティアの育成・確保、企業と森づくり活動団体とのマッチング支援を行った。

オ 森林環境譲与税事業（主なもの）

(ア) “とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業

木材需要の創出に寄与する非住宅建築物の木造・木質化を推進するため、民間施設（16施設）の木造・木質化支援を行った。

カ 森林計画制度による森林管理の推進

本県では、森林法に基づき、10年を1期（前期・後期）とする地域森林計画を策定しており、県内を那珂川・鬼怒川・渡良瀬川の3つの森林計画区に区分している

（参照：第5部データ集 図3-4-14、図3-4-15）。

また、計画的な森林整備を図るため、森林計画図や森林簿、施業履歴など民有林に関する様々な情報について管理・分析する森林クラウドシステムの運用を開始しており、市町、林業事業体

との情報共有を図っている。

キ 保安林・林地開発許可制度等による森林の保全

「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき、民有林の保安林整備を実施した。

また、林地開発許可制度の適切な運用と指導に取り組んだ。

さらに、県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、令和4（2022）年度に水源地域保全条例を制定して水源地域の保全に関する基本理念を定めるとともに、令和5（2023）年度からは水源地域内の森林に係る土地売買等契約の事前届出制度を開始した。

ク 森林被害対策の推進

本県では、森林の病虫害等被害を早期に発見し、適切な対策を実施するため、市町や関係団体等と連携して被害対策を講じており、令和6（2024）年度に松くい虫被害防除対策として、6.9haの薬剤散布と12m³の被害木の伐倒駆除を実施したほか、ナラ枯れ被害防除対策として、174m³の被害木の駆除を行った。

また、森林火災を防止するため、3月1日から5月31日を「栃木県春の山火事防止強調運動期間」と定め、ポスター・ラジオ等の各種広報媒体を活用した注意喚起や広報車による巡回パトロール、道の駅や防災イベント等で山火事防止の普及啓発活動を実施した。

ケ 企業等との協働による森づくりの推進

本県では、企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う植栽・下刈・間伐などの森林整備活動の促進を図るため、平成21（2009）年度から「企業等の森づくり推進事業」を開始しており、令和6（2024）年度は7協定を締結した。（表3-4-14）。

表3-4-14 企業等による森づくり協定締結数（累計）

年 度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
企業等による森づくり協定締結	61	70	76	90	97	107	114

（2）緑化活動の推進

県土の緑化を推進するため、「栃木県環境基本計画」に基づき多様な緑化施策を総合的かつ計画的に実施した。

ア 県民参加の森林づくりの推進

身近な里山林等の保全のため、森づくりに参加するボランティア（とちぎ森づくりサポーター）の育成・確保や、ボランティアの受入れを希望している森づくり団体と森づくりサポーターのマッチング等の支援を行った。

また、より多くの県民が森づくりに参加できる環境を整えるため、ホームページ（とちぎの元気な森づくりサポートサイト）において、森づくりに関する情報の発信を行った。

イ 「200万県民“1人1本木を植えて育てよう”運動」の推進

家庭や学校、地域、職場などのさまざまな場面で1人1本木を植えて育てる取組を進めるため、春季及び秋季緑化運動期間を中心に、県内各地で（公社）とちぎ環境・みどり推進機構等と連携し、苗木配布会を実施した（表3-4-15）。

表 3-4-15 苗木配布会の実施状況

年 度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
実施会場数（会場）	34	30	8	14	33	35	35
配布本数（本）	6,400	5,450	1,910	3,560	5,955	6,955	6,575

ウ 普及啓発によるみどりづくり活動の促進

県内各地を訪れる人たちのおもてなしとなる場において、地域の様々な主体の協働による植樹活動を展開（県内4会場）した。

また、緑化関連情報の提供（ホームページ、パンフレット等）を行ったほか、春季及び秋季緑化運動期間を中心とした苗木配布会（県内35会場）を開催し、みどりづくりに関する普及啓発を行った（表3-4-16）。

表 3-4-16 みどりづくり活動参加人数の推移

年 度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
参加人数（人）	7,896	7,265	324	637	195	574	560

エ みどりづくりへの支援

都市緑化推進の重要性に鑑み、県（5か所）及び足利市でそれぞれ「緑の相談所」を設置し、植栽樹種の設定、植栽方法、病虫害防除等に関する相談、各種緑化の催し物を行い、都市緑化意識の高揚、植物知識の普及・啓発を図っている（表3-4-17）。

表 3-4-17 緑の相談所の利用状況（令和6（2024）年度）

団 体 名	都市公園名	相 談	講習会		展示会回数
			回 数	利用者	
栃木県	井頭公園	110	30	355	42
	中央公園	433	30	565	43
	那須野が原公園	162	30	238	47
	みかも山公園	86	39	440	43
	日光だいや川公園	26	20	200	25
足利市	岩井分水路緑地	5	14	213	0
	合計	822	163	2,011	200

オ 都市地域における緑化の推進

(7) 「緑の基本計画」の策定促進

緑の基本計画は、各市町が緑豊かで快適かつ個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ策定されるものであり、各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(4) 緑地の保全配慮地区等への指定

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき定められる、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことであり、各市町が当該地域の緑地の現状、住民のニーズ等を踏まえて定めることが望ましいとされている。

なお、各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(ウ) 都市公園の整備状況

都市公園は、都市に緑とオープンスペースをもたらすことによって都市環境を良好なものにするばかりでなく、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場

を提供するとともに、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所として活用されるなど、多目的な機能を有する基幹的な生活基盤施設である。

本県では、令和6（2024）年3月末において2,311か所2,846.85haの都市公園が整備されており（参照：第5部データ集 表3-4-18）、都市計画区域内の1人当たり公園面積は15.3㎡が確保され、全国平均の10.9㎡を大きく上回る整備水準となっている。

第3節 自然の利活用・環境整備

1 現状と課題

（1）自然公園入込数

本県は、県北西部の山岳地帯を中心とした日光国立公園や、地域の特性を持つ8つの県立自然公園を有し、その総面積は約13万haであり県土の面積の約21%を占めている。

これらの自然公園には、県の内外から、四季折々の豊かな自然を楽しむため多くの人々が訪れている。

表3-4-19 県内自然公園入込数 (人)

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
国立公園						
日光国立公園	15,423,196	9,919,740	9,895,087	10,824,738	11,547,231	12,069,467
県立自然公園						
益子県立自然公園	155,777	120,550	130,922	140,551	139,919	137,038
太平山県立自然公園	1,532,353	881,425	884,895	937,434	1,031,565	1,013,225
唐沢山県立自然公園	632,715	536,705	856,338	697,963	766,750	815,935
前日光県立自然公園	252,847	191,308	200,269	210,334	215,510	217,972
足利県立自然公園	1,133,338	1,280,161	1,349,362	1,309,055	908,518	898,697
宇都宮県立自然公園	1,591,994	912,472	811,325	1,141,785	1,210,826	1,235,100
那珂川県立自然公園	231,524	163,616	237,935	280,609	317,899	305,546
八溝県立自然公園	1,841,215	1,172,952	1,011,563	1,309,482	1,475,318	1,299,383

2 施策の展開

（1）豊かな自然の利活用

ア 自然公園等施設の長寿命化

自然公園等施設の長寿命化を図るため、橋梁等の改修工事を行った。

整備箇所：中宮祠園地（統合栈橋）

整備内容：防護柵再整備

イ 自然公園等施設の標識の多言語化

外国人観光客の受入環境を整備するため、標識の多言語化を行った。

整備箇所：中禅寺湖周回線歩道、那須高原線歩道、八方ヶ原園地（外6か所）

整備内容：標識の多言語化

ウ 自然公園の情報発信の強化

県のホームページ等により、自然公園に関する情報発信の強化を図っている。

(2) 自然とふれあう環境の整備

ア 自然公園等施設の整備

自然公園の安全で快適な利用を促進するため、歩道、園地等の整備や自然災害による被災箇所
の復旧工事を行った。

整備箇所： 中禅寺湖周回線歩道、塩原溪谷線歩道、益子国民休養地（外19か所）

整備内容： 歩道改修、園地整備等

イ 奥日光環境保全対策

国際観光地「日光」活性化事業で整備した日光中宮祠地区の県営駐車場、湖畔園地、イタリア
大使館別荘記念公園、中禅寺湖畔ボートハウス等の管理運営を行った（表3-4-20）。

表3-4-20 施設利用状況の推移

(人)

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
イタリア大使館別荘記念公園	55,559	39,517	30,895	44,404	42,045	39,480
英国大使館別荘記念公園	58,809	43,197	34,397	48,629	47,455	44,323
中禅寺湖畔ボートハウス	40,476	22,530	20,498	28,673	37,674	34,552

第4節 野生鳥獣の適正管理

1 現状と課題

(1) 野生鳥獣の生息等の状況

野生鳥獣は、人間の生存の基盤である自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かに
するものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果た
すものである。

しかし、近年では生息環境の変化等により、地域的に絶滅のおそれのある種が存在する一方で、
一部の野生鳥獣の生息数増加や生息分布の拡大が進行し、農林水産業や生態系等の被害が深刻化し
ている（表3-4-21）。

表3-4-21 農林業被害額の推移

(単位：千円)

区分	種名	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
農業被害 (商品作物のみ)	ニホンジカ	22,533	24,106	21,098	22,072	17,606
	イノシシ	126,289	64,331	70,238	90,955	125,030
	ツキノワグマ	2,833	3,360	3,333	697	555
	ニホンザル	19,115	15,307	12,151	5,263	6,112
林業被害	ニホンジカ	62,940	81,788	101,894	125,705	69,793
	ツキノワグマ	53,707	87,557	79,162	103,568	47,051

2 施策の展開

(1) シカ・イノシシ等の捕獲の強化

鳥獣を適正に管理するためには、捕獲による個体数の管理、農作物等を被害から守る防護対策、
加害獣を寄せ付けない環境整備を、総合的に進めていくことが重要である。捕獲については、特に
農林業被害の加害種となっているシカ・イノシシの生息数半減に向け、捕獲目標を定めた上で、市
町が実施する有害鳥獣捕獲を支援するほか、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、奥山や河川敷
など捕獲が不足している地域において県自ら捕獲を行っている。また、ICTを活用した省力的な

捕獲技術の実証を行い、効果の見られた技術については普及を図っている。

表 3-4-22 県内の生息数推計結果及び令和 5（2023）年度捕獲目標 （単位：頭）

獣 種	生息数	R 5 (2023) 年度 捕獲目標	備 考
ニホンジカ	28,671 ※ 1	11,500	※ 1 R 4 (2022) 年度末時点（中央値）
イノシシ	9,328 ※ 1	4,600	※ 1 同 上
ツキノワグマ	961 ※ 2	—	※ 2 R 6 (2024) 年度時点（中央値）
ニホンザル	4,000 ※ 3	—	※ 3 R 3 (2021) 年度時点

表 3-4-23 カワウの県内の生息数結果（令和 6（2024）年度）

7月	12月	3月	（単位：羽）
1,017	1,945	1,388	※県内の主な就労場所にてカウント

表 3-4-25 特定鳥獣の捕獲数（令和 5（2023）年度） （単位：頭）

	ニホンジカ	イノシシ	ツキノワグマ	ニホンザル
有害捕獲等※1	11,163	8,794	33	399
狩 猟	2,909	1,134	1	—※ 2
合 計	14,072	9,928	34	399

※ 1 ニホンジカとイノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を含む

※ 2 サルは狩猟鳥獣ではないため、有害捕獲のみ

（２）効果的な被害防止対策の推進

侵入防止柵の設置や忌避剤の散布など、農林業被害防止対策を推進している。

また、ICTを活用し、電気柵の遠隔監視システムや新規格のサル防護柵など、効率的被害防除技術の実証と普及を進めている。

（３）鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進

集落や耕地周辺の藪は、野生鳥獣の移動ルートや繁殖場所となっている可能性があることから、荒れた里山林や河川敷の藪の刈り払いにより、緩衝帯整備を推進している。また、収穫の見込のない放棄果樹や収穫残渣など、集落への誘引要因となっているものの除去を進めることにより、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備を地元と一体となって推進している。

（４）担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策の推進

ア 捕獲の担い手の確保・育成

捕獲の担い手である狩猟者は、近年微増傾向にあるものの高齢化しており、有害鳥獣の捕獲を推進する上で、狩猟者の確保・育成が必要である。

このため、狩猟免許出前講座の開催や狩猟に関するパンフレットの配布等により、狩猟の社会意義や狩猟免許の取得方法を広く普及していくほか、若者などを対象とした狩猟の魅力を伝えるPR講座の開催、県猟友会が主催する狩猟免許試験事前講習会の受講者にテキストを無料配布するなど、捕獲の担い手確保に取り組んでいる。

さらに、狩猟免許新規取得者を対象に、銃猟及びわな猟の実践的な技術講習会を開催し、捕獲技術の向上を図るなど、捕獲の担い手育成にも取り組むとともに、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成にも努めている。

表 3－4－26 狩猟免許新規取得者数

(単位：名)

免許種類	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
網猟	6	10	7	10	6
わな猟	190	185	161	142	175
第一種銃猟	97	108	95	72	121
第二種銃猟	4	6	0	2	2
合計	297	309	263	226	304

イ 地域ぐるみの対策の推進

鳥獣を適正に管理するためには、捕獲、防護、環境整備を、地域ぐるみで総合的に実施していく必要がある。このため、被害が発生している地域に鳥獣対策の専門家である鳥獣管理士を派遣して、住民主体の総合的な取組を支援（令和 6（2024）年度・10集落）している。

また、対策の推進にあたって必要となる地域の対策リーダーを育成するため、宇都宮大学と連携して研修を行っている。

（5）科学的な鳥獣管理の取組

自然界では原因と結果の関係等が必ずしも明らかでないことから、不確実性があることを前提に管理作業に取り組みながらその経過をモニタリングして作業内容を見直すという、いわゆる P D C A（Plan、Do、Check、Action）サイクルによる科学的・計画的な鳥獣の管理を行っている。

モニタリングについては、捕獲情報の集計や糞塊密度の調査などを継続するとともに、被害対策の実施状況や捕獲担い手の状況なども合わせて「モニタリング報告書」としてとりまとめ、ホームページ上に公表するとともに、次年度以降の施策決定の基礎資料としている。

また、林業センターにおいて、シカやイノシシの効率的な捕獲技術や林業被害防除技術についての研究を進め、現場での対策に生かしている。

第 5 節 外来種対策の推進

1 現状と課題

（1）外来種の生息等の状況

従来その地域に存在していなかった動植物が人為的に持ち込まれ定着することで、地域特有の生態系や、農林水産業、人の身体や生命に影響を及ぼすことが問題となっている。平成17（2005）年 6 月には「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、特定外来生物が順次追加指定されている。

本県においても、オオクチバス等の外来魚やアライグマ、クビアカツヤカミキリなど多数の外来種が確認されていることから、全県を挙げて対策に取り組むべく、令和 3（2021）年 3 月、栃木県外来種対策方針を策定した。

2 施策の展開

広く県民等に対して、県ホームページやパンフレット等を用いて、特定外来生物クビアカツヤカミキリをはじめとする外来種の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発を行っている。

県内における外来種の生息・生育状況に関する情報は、一部の種のみ把握されているにすぎないが、外来種対策を進めるため、今後とも、効果的な防除方法等に関する情報収集に努めていく。

(1) 戦略的な対策の実施

ア 生息・生育状況の把握

レッドリスト改訂に向けた調査等に合わせ、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域等における外来種の生息・生育状況の把握に努めている。

イ 優先的に対策を講じる必要がある種の選定、アクションプランの策定

栃木県外来種対策方針に基づき、本県における影響の大きさや対策の緊急度などを評価することで、本県において優先的に対策を講じる必要がある外来種の選定を行った。県内に既に定着している外来種については、優先対策種、対策検討種、一般外来種の3分類とし、令和3（2021）年10月に、最も優先度の高い優先対策種として、クビアカツヤカミキリなどを選定した。

さらに、本県における外来種対策を様々な主体との連携により計画的に実施するため、令和4（2022）年3月に優先対策種ごとの対策目標と今後5年間の対策の見通しを示す「栃木県外来種対策アクションプラン」を策定した。

ウ 対策の実施

(7) 特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除

栃木県外来種対策協議会を通じ、効果的かつ効率的な防除対策を実施することを目的とした防除方針に基づき、薬剤や伐採による防除のほか、未発生市町においても監視を行う等の対策を進めている。

(4) 絶滅危惧種の生息地における対策

絶滅危惧種であるミヤコタナゴの生息地においてオオクチバス及びアメリカザリガニの駆除を実施している。

(ウ) 県民協働による駆除

外来種の影響が深刻化している地域を中心に、県民協働による重点的な駆除を実施している。

- ・宇都宮市におけるアマゾンチカガミ除去活動
- ・渡良瀬遊水地、日光市湯元地区における外来植物の除去活動 等

(2) 多様な主体との連携協力

ア 県民への普及啓発、連携協力

外来種の対策は、生物多様性を保全するうえで重要となっていることから、県内の小中学生向けに、外来種の影響や対策に関するチラシを配布した。

また、外来種の影響が深刻化している地域を中心に、県民協働による重点的な駆除を実施した。

イ 関係市町、近隣県との連携強化

全県を挙げて本県の地域特性に応じた総合的・戦略的な対策に取り組むことを目的に、令和3（2021）年10月、県内全市町を含む連携協力組織として、栃木県外来種被害対策協議会を設置した。外来種被害対策の推進に向け、対策に係る意見交換や、外来種被害に係る最新情報を共有などを行っている。

また、クビアカツヤカミキリについては、近隣県にも分布していることから、関係都県と対策状況を共有している。

第5章 共通施策

第1節 未来技術の導入促進

1 施策の展開

(1) 未来技術を活用した人材育成と生産性向上

ア スマート林業の推進

林業の成長産業化に向け、労働生産性及び安全性を向上させるため、自動化機械等の未来技術を試験的に導入して、その効果を検証した。

(7) 森林資源情報高度デジタル化事業

航空レーザ計測により約15,000haの森林資源情報及び地形を解析し、そのデータを県森林クラウドに登載し、市町や林業事業体等が森林資源を高度に活用できる体制を整えた。

(4) 未来技術導入・実証事業

8種の林業機械・ソフト等を現場で試験するとともに、技術の普及・横展開を図るため、現場研修会を計6回開催した。

(ウ) 生産管理ICT化推進事業

川上・川中・川下の需要・供給の量・規格等を見える化し、素材丸太及び製品の生産流通を中長期スパンで計画的に行うため、試作した需給情報システムを民間で運用開始した。

(イ) 地域実装協議会運営事業

未来技術社会実装事業（内閣府）の実施にあたり、令和2（2020）年12月7日に設置した「とちぎスマート林業推進協議会」において、スマート林業の実現に向けた事業計画等について議論を行った。

(2) 未来技術を活用した二次交通の利便性向上等

ア EVを活用したMaaSの構築【再掲】

民間事業者と連携し、令和3（2021）年10月28日から、日光地域において国内初の環境配慮型・観光MaaS「NIKKO MaaS」のサービスを開始した。

「NIKKO MaaS」では、お得で便利なフリーパスにより、マイカーによる来訪から鉄道への転換を促進して日光地域の渋滞緩和を目指すとともに、EVの採用を推進し、脱炭素社会への先導モデルになることを目指している。「環境にやさしい観光地」としての日光地域のブランド強化と、周遊観光の振興による地域活性化を同時に進めていく。

イ 無人自動運転技術の導入実証

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度にかけて、無人自動運転移動サービス実証実験により、県内各地域の公共交通を取り巻く様々な課題解決の可能性を検証するとともに、県民の理解促進を図るため、中山間地域、観光地、市街地など県内9箇所の実証実験を実施した。

令和6（2024）年度は、無人自動運転移動サービスの社会実装に向け、県内2箇所（下野市、日光市）において実証実験等の取組を実施した。

第2節 持続可能な地域づくり

1 施策の展開

(1) 地域循環共生圏の構築

ア 地域電源供給拠点【再掲】

災害時における地域電源を確保し、災害時のレジリエンスの強化を図るため急速充電器及び自立型パワーコンディショナーの設置を支援している。

イ 災害時協力車登録制度【再掲】

災害時における県民の生命及び安全を守るとともに、電動車の一層の普及を図るため、令和3（2021）年度に制度を創設した。

ウ 河川における小水力発電導入の推進【再掲】

河川における小水力発電の導入を推進するため、水力発電の計画段階に必要な河川流量等の情報を閲覧できる「とちぎ小水力発電！基礎データマップ」を作成し、平成27（2015）年1月からインターネットで公開している。

エ 県営水力発電所の効率的かつ安定的な運営に向けた取組【再掲】

令和6（2024）年度は既設発電所について、水車や発電機の分解点検工事を実施した。また、老朽化した発電所の大規模改修を令和5（2023）年度から実施している。

オ 県産出材の利用促進【再掲】

二酸化炭素の吸収や炭素貯蔵機能を発揮するため、県産出材を使用した木造住宅等の建設への支援、木材加工流通施設整備支援による乾燥材・JAS材等の生産拡大、官民一体となった東京圏や海外への販路拡大など、県産出材の利用促進に取り組んだ。

（2）環境産業の振興と産業を支える環境技術開発の促進

ア 優良な産業廃棄物処理業者の育成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で定める認定制度に基づき、「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準」に適合する処理業者の認定を行うとともに、排出事業者や許可業者に対し具体的な事案に基づく廃棄物の適正処理を推進するための講習会を開催するなど、事業者の育成を行った。

県内で優良認定を受けた産業廃棄物処理業者数：297事業者（令和6（2024）年度末現在）

イ リサイクル施設の産業団地等への立地促進

企業の経済活動において廃棄物は必ず発生し、その処理を担う廃棄物・リサイクル産業は、社会を支える重要なインフラであることを踏まえ、施設の必要性等の普及啓発などを通じて、リサイクル施設の立地促進を図った（参照：第5部データ集 表3-5-1）。

ウ 電動車の普及促進を図ることによる自動車関連産業の振興【再掲】

電動車の普及促進を図るため、公用車に電気自動車（EV）を5台、ハイブリッド自動車（HV）を16台導入した。その結果、県の電動車保有台数は172台となった。

また、以下のとおり導入支援やイベントを活用した普及啓発に取り組んだ。

- ・燃料電池自動車（FCV）の導入支援（4件）
- ・電動車の普及啓発イベントの実施（1回）

エ 環境関連の技術・新製品の開発促進

（7）人材育成・確保支援

a 企業概要説明会

新卒者採用の円滑化に向け、各大学等を会場に企業が学生に対し説明を行う企業概要説明会を開催した。（表3-5-2）

実施大学等：宇都宮大学、帝京大学、足利大学、小山工業高等専門学校、関東職業能力開発大学校、県央産業技術専門学校

表 3-5-2 企業概要説明会の参加企業数と訪問学生数(延べ)

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
参加企業数 (社)	—	158	124	78	102	85
参加学生数 (人)	—	1,043	2,714	1,522	1,719	2,098

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の大学等ではオンラインで実施

※R 1 は新型コロナウイルス感染防止のため開催中止

ｂ 脱炭素化技術育成支援事業

県内企業の脱炭素化に資する技術を研究の初期段階から育成するため、技術開発に要する経費の一部を助成した。

(3) 企業価値を高める環境経営の促進

ア エコキーパー事業所認定制度

事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取組を行っている事業所を「エコキーパー事業所」として認定した(参照:第5部データ集 表3-5-3)。なお、令和6(2024)年度は、81事業所を認定した。

イ とちぎふるさと電気の活用【再掲】

栃木県内8か所の県営水力発電所の電気を使用したCO₂フリーの環境付加価値(プレミアム価格)を含んだ電気料金メニュー「とちぎふるさと電気」を県内事業者に提供している。

(4) 環境教育・学習の充実

環境教育・環境学習の充実を図るため、子どもから大人まで幅広い年代を対象に、様々な機会を捉えて、環境に関する体験や学習を行うことのできる機会を提供した。

ア こどもエコクラブへの支援

幼児から高校生までの子どもたちが地域において自主的に環境学習や環境保全活動を展開するこどもエコクラブについて、活動内容の充実を図るため、支援を行った(表3-5-4)。

表 3-5-4 こどもエコクラブ登録数及び登録人数

年 度	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
登録クラブ数	44	40	35	18	19	20	21	23
登録人数(人)	3,820	3,375	3,127	1,502	1,549	1,509	1,562	1,617

イ 森林環境学習の実施

緑の少年団の地域の特性・環境を活かした活動やみどりに関する体験をより積極的に展開できるよう、装備品を提供するなど支援を行った。

緑の少年団結成数:169団体 団員数:31,472人 (※令和7(2025)年1月1日現在)

ウ 自然観察会等の開催【再掲】

自然とふれあうことで自然への理解を深めることのできる自然観察会等を日光自然博物館や県民の森、塩原温泉ビジターセンターなどで開催した。

また、県や市町等が主催する自然観察会等について、ホームページ等を通じ情報を提供した。

エ 廃棄物処理施設に関する出前授業等の実施

廃棄物処理施設に対する理解促進を図るため、県内の小学校に出向き、施設を紹介する動画等

を活用しながら、環境保全や循環型社会の形成における廃棄物処理施設の役割について出前授業を行った。

出 前 授 業：4校12クラス

紹介動画制作：ごみを処理する仕事に係る動画を作成
(県ホームページ等で計18本の動画を公開中)

オ 施設を活用した学習機会の提供

(7) 保健環境センター

環境に関する理解を深めるため、「気候変動の影響と適応」や「海洋プラスチックごみを減らすために」をテーマに実験を取り入れた体験型学習講座等の実施などにより、環境学習の機会を提供した。

また、「環境学習ライブラリー」による図書・ビデオ等の貸出しを行った。

体験型学習講座：4回 小学生108人

講習・施設見学：1回 専門学校生 14人、教員 2人

(4) その他の施設

県立博物館、とちぎ花センター、なかがわ水遊園、県民の森、日光自然博物館、都市公園、青少年教育施設等において、体験学習や講座等を実施した。

(5) 環境保全活動を担う人材の育成と県民の活動機会の提供

ア 人材の育成と活用

(7) 教職員向けESD研修事業の実施

教職員の資質向上のため、ESD(持続可能な開発のための教育)の観点を踏まえた指導方法を習得できる研修を実施した。

(受講者 幼稚園：3名、小学校：9名、中学校：2名、高等学校：5名、特別支援：4名、保育園：1名)

(4) 大学等と連携したカーボンニュートラルの推進

脱炭素社会の実現に貢献できる人材の育成と取組の促進を図るため、大学コンソーシアムとちぎが行うカーボンニュートラル実現に資する教育研究活動や社会貢献活動を支援している。

カーボンニュートラルの実現に資する教育プログラムの作成(2件採択)や学生主体の地域活動(3件採択)、市民向けの公開講座(31人参加)に加え、自然エネルギー大学リーグ特別フォーラムへの参加と学生報告会の開催への支援を行った。

(4) とちぎ森づくりサポーターの活用

身近な里山林等における森づくり活動の促進を図るため、とちぎ森づくりサポーター(令和6(2024)年度末現在の登録者数76名)と森づくり団体のマッチングに支援を行った。

(4) 緑の少年団の育成

森林での学習や地域の奉仕、レクリエーションなど様々な活動を通して、自然や人を愛する心豊かな人の育成を図るため、緑の少年団の自主的な活動が展開されている。

イ 自然観察会等の開催

自然とのふれあいを通して自然への理解を深めるための自然観察会等を日光自然博物館や県民の森、塩原温泉ビジターセンターなどで開催した。自然観察会等については、ホームページ等を通じて、広く県民等に情報提供を行っている(表3-5-5)。

表 3-5-5 自然観察会等に参加した人数（令和 6（2024）年度実績）

施 設 名 等	人 数	施 設 名 等	人 数
県民の森	591	宇都宮市冒険活動センター	798
環境省日光湯元ビジターセンター	139	真岡市根本山自然観察センター	449
大田原市ふれあいの丘自然観察館	329	フォレスト益子	305
塩原温泉ビジターセンター	934	那須平成の森フィールドセンター	3,574
日光自然博物館	318	その他	4,450
鹿沼市自然体験交流センター	60	計	12,047

ウ 自然ふれあい体験の場の提供

日光国立公園や県立自然公園等、多くの人が自然とふれあうことのできる歩道や駐車場などの公園施設を整備し、自然ふれあい体験・活動の場として提供している（表 3-5-6）。

表 3-5-6 ビジターセンター利用状況の推移 (人)

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
塩原温泉ビジターセンター	67,442	53,035	55,804	71,485	63,537	56,874
赤沼自然情報センター	34,646	25,298	24,942	27,341	29,907	24,350

エ 地域住民と取り組む水辺づくりの推進

(ア) うるおいのある水辺空間の整備と保全

河川に清流と生物を呼び戻し、広く住民に親しまれる憩いの場として河川の有効利用を図るため、せせらぎのある水辺、親水性の豊かな川づくりを推進している。

また、水質の保全や改善を図るための河川浄化事業については、平成12（2000）年度から矢場川（足利市）において実施しており、平成17（2005）年度に完了した。

水と緑の広場を確保し、緑地、多目的広場、運動場、防災空間として河川敷の有効利用を図るため、低水路の整正や高水敷の造成などを行う河道整備については、那珂川（那須塩原市・那須町）、行屋川（真岡市）が平成10（1998）年度に、湯西川（日光市）が平成12（2000）年度に完了している。

(イ) 川に触れ合える水辺空間の利用の促進

レクリエーションの場となる水辺空間の安全な有効活用を促す情報を提供するとともに、河川を活用した体験学習を支援している。

森と湖に親しむ旬間の一環として実施するダム施設（管理所や堤体内部等）の一般公開イベントについて、令和 6（2024）年度は東荒川ダム（塩谷町）や深山ダム（那須塩原市）など 6 箇所のダムにおいて実施した。

(ウ) 地域住民と取り組む水辺づくりの推進

昭和45（1970）年に、都市化の進展に伴う河川環境の悪化等により県河川愛護連合会が発足し、各市町村に河川愛護会が置かれ、平成24（2012）年度には道路愛護連合会と合併し、県道路河川愛護連合会になった。河川愛護活動の普及・啓発により、多くの地域住民や関係諸団体が河川の清掃等の実践活動に参加している。令和 6（2024）年度に実施した事業の概要は次のとおりである。

《栃木県道路河川愛護連合会（河川部会）の事業》

- a 7月1日～7月31日までの1か月を河川愛護月間とし、7月7日の「川の日」を中心にして、各市町村河川愛護会が主体となって河川の清掃等を実施した。また、全国統一の同月間用のポスター及びチラシを市町等に配布し、河川愛護に対する認識の普及を図った。
- b 河川愛護ポスターを募集し、優秀作品の表彰を行った。また、上位入選作品でカレンダーを作成し、小・中・義務教育・高等学校及び市町等に配布した。

オ 都市と農村の交流

滞在型グリーン・ツーリズムを推進するため、農業をはじめ、観光業や商工業などの様々な関係事業者からなる「栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク」を対象に、会員相互の情報交換及び連携強化を目的とした研修会を開催した。

また、「農村」と農村や地域貢献に興味がある「人」をつなぐ交流サイト「TUNAGU」を核とした情報発信や、都市住民等と協働活動を必要とする地域組織とのマッチングを行った。

カ 自然公園等施設の整備【再掲】

自然公園の安全で快適な利用促進を図るため、歩道、園地等の整備や自然災害による被災箇所への復旧工事を行った。

整備箇所： 中禅寺湖周回線歩道、塩原溪谷線歩道、益子国民休養地（外19か所）

整備内容： 歩道改修、園地整備等

キ 奥日光環境保全対策【再掲】

国際観光地「日光」活性化事業で整備した日光中宮祠地区の県営駐車場、湖畔園地、イタリア大使館別荘記念公園、中禅寺湖畔ボートハウス等の管理運営を行った。

ク 都市公園の整備

都市環境の改善や公害、災害発生の緩和、レクリエーション需要等の多様なニーズに対応する都市公園の整備を促進するとともに、既開設公園についての適正な維持管理を行った。

（6）環境情報の整備・提供

ア とちぎの元気な森づくりサポートサイト

身近な里山林等における森づくり活動や、とちぎ森づくりサポーター（森林ボランティア）と森づくり活動のマッチングのための情報等を提供している（参照：第5部データ集 表3-5-7）。

イ 県ホームページ「とちぎの青空」

大気汚染の状況を監視した結果や光化学スモッグに係る情報を公表している（参照：第5部データ集 表3-5-8）。

（7）推進体制の整備

ア 環境保全団体との連携・協力

県民総ぐるみによる環境保全に向けた実践活動を促進するため、「とちの環県民会議」との連携・協力の下、各種普及啓発活動を推進している。

「とちの環県民会議」は、県民、民間団体、事業者、行政の各主体が相互に連携・協力するパートナーシップを確立し、県民総ぐるみで環境保全に取り組む組織である。また、地球温暖化対策推進法第40条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会にも登録しており、県と連携して地域の特性に応じた地球温暖化対策の検討・実践活動を行っている。

イ 環境活動実践者への支援

県民一人ひとりの自主的な環境保全活動を促進していくためには、地域のリーダーとして自主的かつ積極的に様々な環境保全活動を実施している人材（栃木県地球温暖化防止活動推進員等）を支援するとともに、人材相互の交流・連携を促進していく必要がある。

令和6（2024）年度は、地域において自ら環境保全活動や環境学習活動を実践している者や推進員を目指す者に対し、環境の現状や環境問題に関する知識を深めることを目的として、研修会を開催した。

（座学研修 4回 81名参加）（推進員研修会（候補者養成）2回 20名参加）

第3節 安全・安心な地域づくり

1 施策の展開

(1) 環境影響評価の運用

ア 環境影響評価制度の概要

環境影響評価とは、工業団地や住宅団地の造成等、大規模な開発事業を行う際に、事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者があらかじめ調査、予測及び評価し、その結果を事業内容に反映させることにより、環境の保全に適正な配慮を行うものである。

イ 本県の環境影響評価制度の特徴

(7) 対象事業

対象事業は、道路、ダム、飛行場、発電所、工場・事業場、廃棄物処理施設、住宅団地、工業団地、スポーツ・レクリエーション施設、自動車用テストコース等18種類であり、それぞれ事業を実施する地域に応じて規模要件を設けている。

(4) 評価項目

評価項目は、大気質、水質、土壌、騒音、振動、悪臭等の「環境の構成要素の良好な状態の保持」に関する項目、動植物等の「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に関する項目及び廃棄物、温室効果ガス等の「環境への負荷の低減」に関する項目等としている。

(ウ) 手続の流れ

事業者は、まず対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法）を記載した「方法書」を作成し、続いて予測及び環境影響評価を行った結果を記載した「準備書」、最後に「環境影響評価書」を作成する。これらはそれぞれインターネット等により公表し、方法書及び準備書については、住民、市町村長及び知事の意見を聴くこととしている。

(エ) 住民参加の機会

方法書、準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に対して意見書を提出することができる。また、準備書については、必要に応じて、環境の保全の見地からの意見を直接述べることができる公聴会を開催することとしている。

(オ) 事後調査

工事着手後の環境の状況を把握し、環境保全対策の効果を検証するための、いわゆる事後調査に関する計画を評価書の記載事項とし、事業者はこれに従って工事着手後に調査を行い、調査結果を知事に報告するとともに、インターネット等により公表することとしている。

※一部経過措置あり

(カ) 栃木県環境影響評価技術審査会

環境影響評価に関する技術的事項を調査審議するために、学識経験者から構成される「栃木県環境影響評価技術審査会」を設置し、知事が方法書及び準備書等について意見を述べる際には、審査会の意見を聴くこととしている。

ウ 令和6（2024）年度における環境影響評価制度の運用

環境影響評価法の対象事業において、配慮書（事業の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書）の提出が1件あった。なお、栃木県環境影響評価条例の対象事業はなかった。

(2) 土地利用面からの環境配慮

県土は、県民の生活や生産活動の共通の基盤であるとともに、よりよい状態で次世代に引き継ぐべき限られた資源でもある。

人口減少社会の到来や、土地利用転換量の変化など諸状況を踏まえ、県土利用を総合的かつ

計画的に行う必要があることから、「栃木県土地利用基本計画」を基本として、各種の土地利用関係法令の適切な運用を図り、環境の保全に配慮し、かつ、地域の特性を活かした秩序ある土地利用を促進することが重要である。

県では、「土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議制度を設けており、5 ha以上の土地について開発事業を行おうとする場合は、都市計画法、農地法、森林法など各法令等に係る許可申請前に事前協議を行っている。

この事前協議においては、自然環境保全対策等についても審査し、周辺環境の保全に配慮した事業となるよう指導している。

(3) 化学物質対策の推進

ア P R T R制度の運用

(7) 背景

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11（1999）年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」が公布された。

同法は、政令で定める515種類の化学物質（第一種指定化学物質）を取り扱い、かつ、政令で定める届出要件（業種、従業員数、取扱量等）を満たす事業者が、1年間の排出・廃棄状について県を経由し国へ報告するP R T R（化学物質排出移動量届出）制度を定めている。

この制度により、事業者が、自らが排出している化学物質の量を把握することで、化学物質排出量の削減への自主的な取組が促進されることが期待される。

また、得られたデータを利用して、県民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容等について、話し合いながら協力して化学物質対策を進めていくことが期待されている。

(4) 環境の現況

a 大気環境

大気環境中における化学物質の残留状況を把握するため、令和6（2024）年度は、有害大気汚染物質の優先取組物質（22物質）のうち21物質について、年間を通じて調査を実施した。その結果、すべて環境基準、指針値を下回っていた。

b 水環境

水環境中における化学物質の残留状況を把握するため、令和6（2024）年度は、環境リスク評価等が必要な化学物質について、宇都宮市の田川で1物質（ジフェニルエーテル）について調査した結果、検出下限値未満であった。

(ウ) リスクコミュニケーションの推進

県民、事業者、行政による化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進するため、本県では、事業者や県民の代表者、学識経験者、行政から構成する「化学物質に係るリスクコミュニケーションのあり方検討会」を設置し、リスクコミュニケーションの進め方などに関する報告書を平成16（2004）年12月に取りまとめた。

以降、県HP等による情報発信等により、リスクコミュニケーションを推進している。

(イ) P R T R制度による排出量の把握

a 届出件数

化学物質排出把握管理促進法に基づく令和5（2023）年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出事業所数は、表3-5-9のとおりであり、本県は全国の約2%を占めている。

表3-5-9 届出事業所数（令和3（2021）～令和5（2023）年度）

年 度	栃 木 県	全 国	割 合
R 3 (2021)	708	32,729	2.2%
R 4 (2022)	686	32,209	2.1%
R 5 (2023)	697	32,502	2.1%

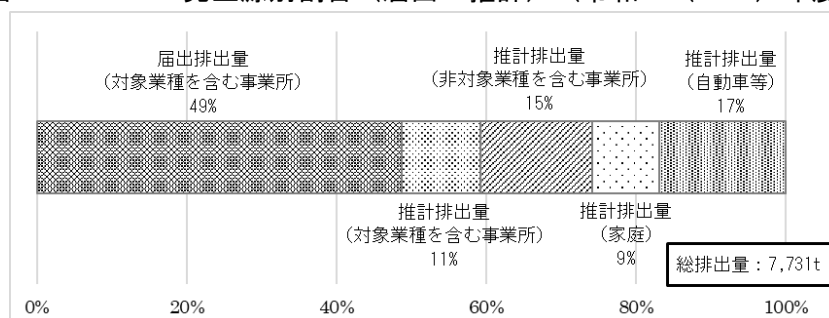
b 環境への排出量

令和5（2023）年度の県内の届出排出量と推計排出量を併せた総排出量は、次のとおり（図3-5-1）。発生源別では、事業所（製造、販売、サービス業、農業等）からの排出割合が74%（前年度74%）、家庭からが9%（同8%）、自動車等からが17%（同18%）であった。

また、届出排出量の内訳は、大気への排出が98%（同98%）、公共用水域への排出が2%（同2%）であった。

なお、これらの数値については、すべての事業者を対象としていないことや、推計により算出したものも含まれていること等から、その精度に一定の限界があることに留意する必要がある。

図3-5-1 発生源別割合（届出・推計）（令和5（2023）年度）



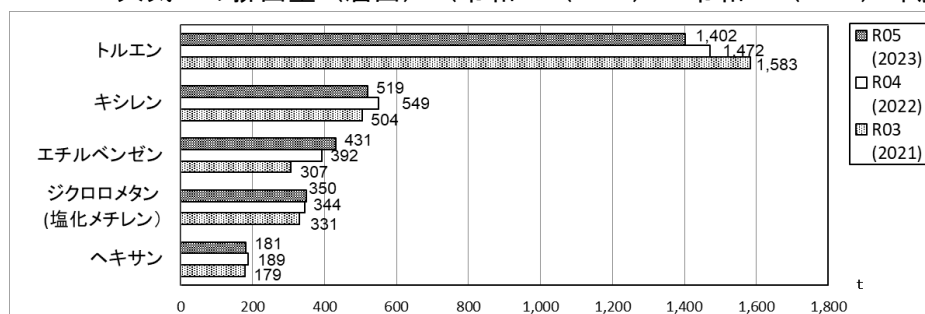
（注）端数処理（四捨五入）により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(a) 届出排出量

・大気への排出量

令和5（2023）年度に県内の事業所から届出のあった大気への排出量3,686t（令和4（2022）年度は3,444t）の上位5物質は図3-5-2のとおりである。

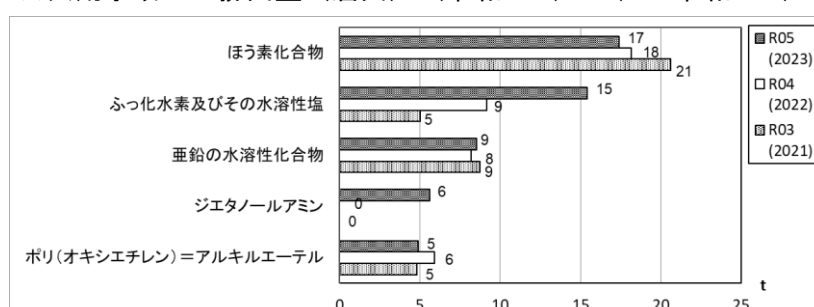
図3-5-2 大気への排出量（届出）（令和3（2021）～令和5（2023）年度推移）



・公共用水域への排出量

令和5（2023）年度に県内の事業所から届出のあった公共用水域への排出量68t（令和4（2022）年度は54t）の上位5物質は図3-5-3のとおりである。

図3-5-3 公共用水域への排出量（届出）（令和3（2021）～令和5（2023）年度推移）

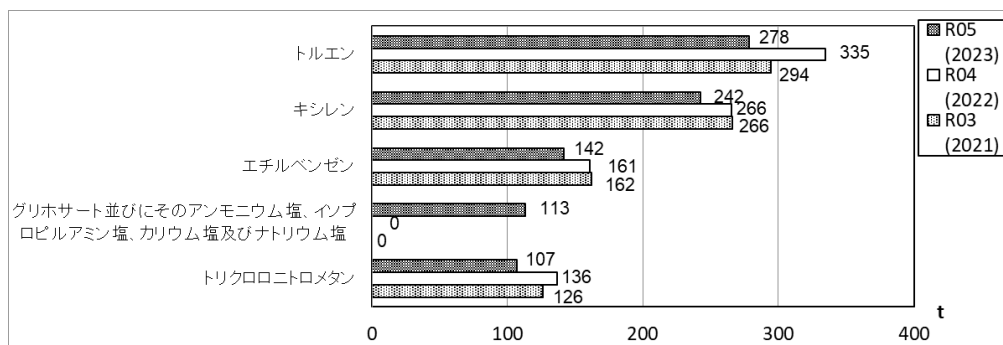


(b) 推計量

・届出の必要のなかった事業所からの推計排出量

令和5（2023）年度に届出要件（業種、従業員数、取扱量）を満たしていないために、届出の必要がなかった事業所からの推計排出量1,968t（令和4（2022）年度は1,745t）の上位5物質は図3-5-4のとおりである。

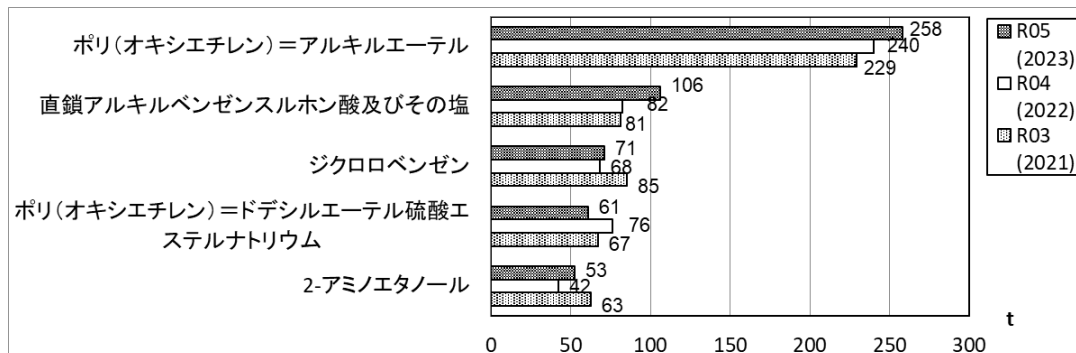
図3-5-4 届出の必要のなかった事業所からの排出量（推計）
（令和3（2021）～令和5（2023）年度推移）



・家庭からの推計排出量

令和5（2023）年度の県内の家庭からの推計排出量689t（令和4（2022）年度は605t）の上位5物質は図3-5-5のとおりである。

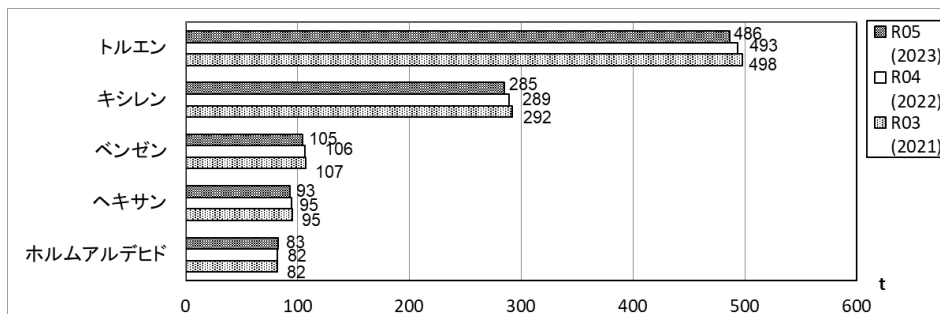
図3-5-5 家庭からの排出量（推計）（令和3（2021）～令和5（2023）年度推移）



・自動車等からの推計排出量

令和5（2023）年度の県内の自動車等（自動車・二輪車・特殊自動車等）からの排ガスに含まれる推計排出量1,309t（令和4（2022）年度は1,279t）の上位5物質は図3-5-6のとおりである。

図3-5-6 自動車等からの排出量（推計）（令和3（2021）～令和5（2023）年度推移）



イ ダイオキシン対策

(7) 環境基準等

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法により、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている（参照：第5部データ集 表3-5-10）。

また、同法において、ヒトが生涯にわたって摂取し続けても許容される摂取量（TDI）は、1日当たりの摂取量として、体重1kg当たり4pg-TEQと定められている。

(4) 環境汚染の現況

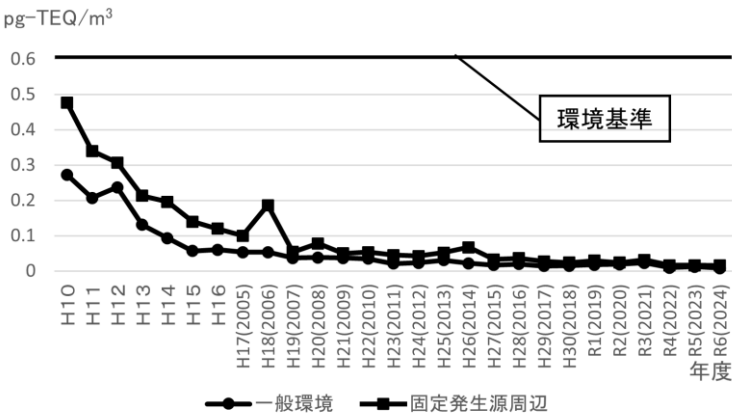
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌の汚染の状況について、常時監視を行っている（表3-5-11）。

表3-5-11 ダイオキシン類に係る常時監視結果（令和6（2024）年度）

調査対象	区分	調査地点数	測定結果				備考 (調査地点数)
			最低値	最高値	平均値	中央値	
大気 (pg-TEQ/m ³)		9	0.0033	0.057	0.012	0.0088	県5地点、 宇都宮市4地点
水質 (pg-TEQ/L)	河川・湖沼	19	0.041	0.49	0.17	0.12	国3地点、県12地点、 宇都宮市4地点
	底質 (pg-TEQ/g)	13	0.18	5.6	1.8	0.85	国3地点、県6地点、 宇都宮市4地点
	地下水	10	0.033	0.042	0.038	0.041	県6地点、 宇都宮市4地点
土壌 (pg-TEQ/g)		10	0.0088	16.0	2.9	0.55	県6地点、 宇都宮市4地点

大気は、令和6（2024）年度は、一般環境5地点、固定発生源周辺4地点の合計9地点で、年2回1週間の採取によるモニタリング調査を実施した。経年変化は次のとおり（図3-5-7）。

図3-5-7 ダイオキシン類濃度の推移（年平均値）



(ウ) 工場・事業場対策の推進

ダイオキシン類による環境の汚染を防止するため、常時監視と並行して「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく工場・事業場への立入検査を実施している。

規制基準の遵守や適正な運転管理がなされるよう、工場・事業場への定期的な立入検査等の事業者への指導を行っていく。

a 規制基準

同法に基づく特定施設について、その種類ごとに規制基準が定められている。

b 特定施設の届出状況

同法に基づく特定施設の届出状況は、第5部データ集 表3-5-12のとおりである。

c 立入検査状況

令和6（2024）年度は、延べ19工場・事業場（県16、宇都宮市3）について立入検査を行い、ダイオキシン類の排出削減等について指導を行った（表3-5-13）。

表3-5-13 立入検査実施数（令和6（2024）年度）

区 分	実施数	備 考
大気関係の特定施設を設置する工場・事業場	10	県 7 件、宇都宮市 3 件
水質関係の特定施設を設置する工場・事業場	9	県 9 件、宇都宮市 0 件
合 計	19	

d 事業者の自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者は毎年1回以上自主分析を行い、県（又は宇都宮市）に報告することが義務付けられている。報告状況は次のとおり（表3-5-14）。

表3-5-14 ダイオキシン類自主測定結果の報告状況（令和6（2024）年度）

① 大気関係対象施設

種 類 ・ 施 設 規 模		対 象 施設数	報 告 施 設		未 報 告 施 設				新設
			施設数	基準 適合	廃止	休止	測定中	未測定	
製鋼用電気炉		3 (1)	3 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミニウム合金製造施設		49 (0)	42 (0)	42 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	15 (4)	15 (4)	15 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2t/h以上4t/h未満	34 (5)	34 (5)	34 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	2t/h未満	100 (8)	77 (7)	75 (5)	0 (0)	2 (1)	23 (2)	0 (0)	0 (0)
施 設 合 計		201 (18)	171 (17)	169 (15)	0 (0)	6 (1)	27 (2)	0 (0)	0 (0)

（注）（ ）は、宇都宮市の内数。

② 水質関係対象事業場

種 類	対象 事業場 数	報告事業場			未報告事業場				新設
		事業場 数	基準 適合	基準 不適	廃止	休止	測定中	未測定	
アルミニウム又はその合金の製造 の用に供する焙焼炉等の廃ガス洗 浄施設と湿式集じん施設	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿 式集じん施設及び当該廃棄物焼却 炉の灰の貯留施設	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
下水道終末処理施設	4 (1)	4 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水質基準対象施設を設置する工場 又は事業場から排出される水の処 理施設（共同排水処理施設）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事 業 場 合 計	7 (1)	6 (1)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1 () は、宇都宮市内の数

2 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液の全量を下水道に排出したり循環使用することなどにより、公共用水域への排出がない特定事業場は、自主測定対象に該当しない。

(4) 放射性物質に係る取組の推進

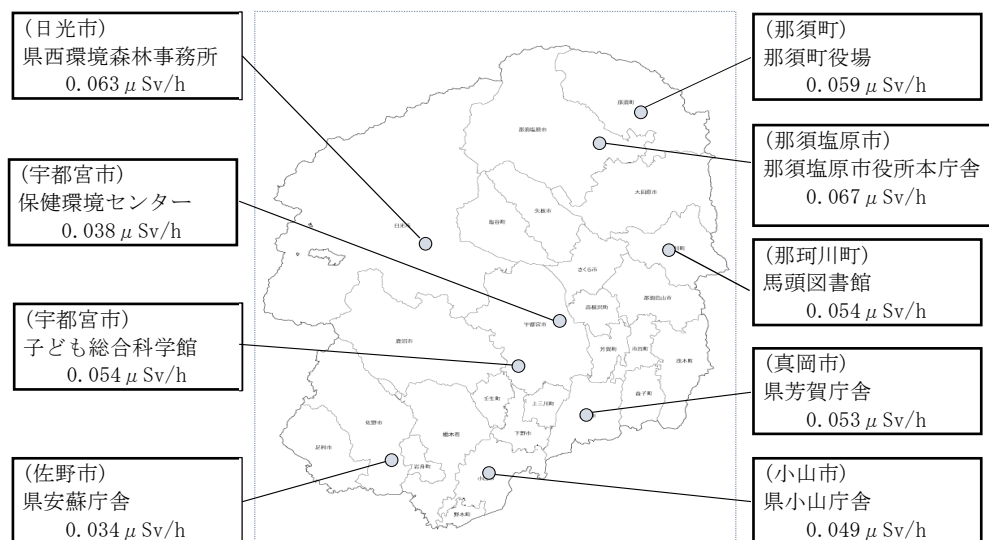
ア 空間放射線量率等

県では、昭和62（1987）年度から国の委託により空間放射線量率の常時監視を行っており、保健環境センター（宇都宮市）における東京電力(株)福島第一原子力発電所事故前の平常値（平成19（2007）～平成21（2009）年度の最低値～最高値）は $0.030 \sim 0.067 \mu\text{Sv/h}$ だった。事故後は、急激な線量の上昇（平成23（2011）年3月15日午前10時に最高値 $1.318 \mu\text{Sv/h}$ ）が認められたが、その後は減少し、令和6（2024）年度は、 $0.039 \mu\text{Sv/h}$ 程度で推移している。

平成24（2012）年3月末には、県内全市町にモニタリングポストを設置し、現在は29か所で常時監視を行っており、測定結果については、県ホームページでリアルタイムに公表している（図3-5-8）。

図3-5-8 県内の主なモニタリングポストの測定値
(令和7（2025）年4月1日午前0時、測定高さ1m)

(注) 保健環境センターにおけるモニタリングポストの高さは20m



また、保健環境センターで測定している1か月間の定時降下物では放射性ヨウ素は検出されず、放射性セシウムが、令和6（2024）年度の最大値は2.4MBq/km²であった。

イ 水道水

各水道事業者等においては、水道水中の放射性セシウム（セシウム134、137）について、平成23（2011）年3月20日から計画的に検査を実施している。

令和6（2024）年度には、県内23水道事業者及び2水道用水供給事業者が定期的に検査を実施し、約800検体を検査した。

検査の検出下限を、管理目標値（10Bq/kg）に対応した各々1Bq/kg以下として実施し、検査結果は全ての検体において不検出だった。

ウ 農林水産物等

県では、平成23（2011）年3月19日以降、ゲルマニウム半導体検出器スペクトロメーターやNaI（Tl）シンチレーション検出器スペクトロメーターによる農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、安全性や放射性物質の低減状況の確認を行っている。



ゲルマニウム半導体検出器



NaIシンチレーション検出器

令和6（2024）年度は、農産物51検体、畜産物188検体、水産物70検体、特用林産物489検体の検査を行っており、検査結果については県ホームページで公表している。また、安全な生産物が流通されるよう、農産物の栽培における放射性物質吸収抑制対策について普及啓発を行うとともに、生産者及び販売者に対して出荷・販売時の留意事項について周知を図っている。

検査品目

【野菜・果樹等】

いちご、なし

【穀類】

米、麦、大豆、そば

【畜産物】

牛肉

【水産物】

アユ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、イワナ、ヤシオマス等

【特用林産物】

しいたけ（原木栽培）、たけのこ、山菜等



（令和3（2021）年度生産者向けチラシ）

令和6(2024)年度検査実績	
区 分	検査件数
農 産 物	51
畜 産 物	188
水 産 物	70
特用林産物	489

検査結果は、県ホームページ「放射能・放射線情報」で確認できます。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/hoshano_nousan.html

エ 下水汚泥

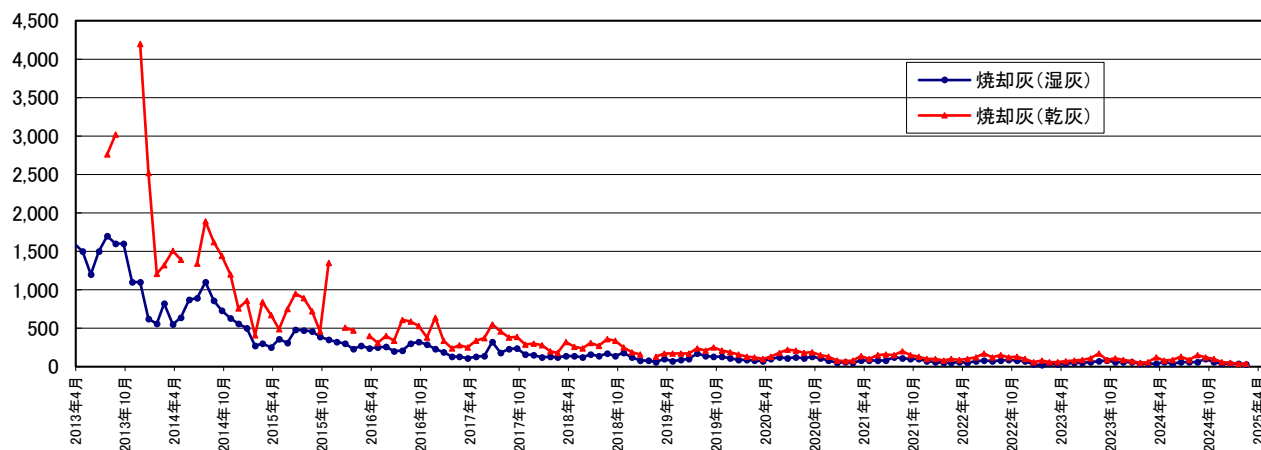
(7) 放射性物質を含む下水汚泥等の処理と管理

従来、県内の下水処理場から発生した下水汚泥の多くは下水道資源化工場で焼却し、そこで出た焼却灰を溶融スラグ化することで、下水道工事の埋め戻し材等に有効利用されていた。しかし、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故により、本県の下水汚泥及び溶融スラグ等から放射性物質が検出されたため、事故後に製造した溶融スラグ等（指定廃棄物）は下水処理場に一時保管しており、溶融スラグの製造も現在は停止している。なお、平成25（2013）年4月以降、焼却灰中の放射性物質濃度は、民間の処理場で受入れが可能なレベルで推移していることから、民間委託処理を行っている。

本県では、定期的に下水汚泥等に含まれる放射性物質濃度を測定し、県ホームページで公表している。図3-5-9は、下水道資源化工場の焼却灰に含まれる放射性セシウム（セシウム134、137の合算値）濃度の推移を示しており、徐々に放射性セシウム濃度の低下が見られる。スラグ化による再利用の見通しは現時点では不透明だが、下水汚泥の有効利用は重要な課題として今後も推進していく。

図3-5-9 焼却灰に含まれる放射性セシウム濃度の推移

(Bq/kg)



(4) 溶融スラグ等の安全な保管

溶融スラグ等の保管は安全に処分ができるまでの一時的なものだが、本県では下水処理場敷地内に飛散防止のため大型 TENT を設置するなどして安全に管理している。大型 TENT での保管状況は土嚢袋に封入し、遮水シートをかけるなど厳重に管理、また、敷地境界での空間放射線量率を週1回測定し、緊急時の対応にも備えている（参照：第5部データ集 図3-5-10）。

オ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

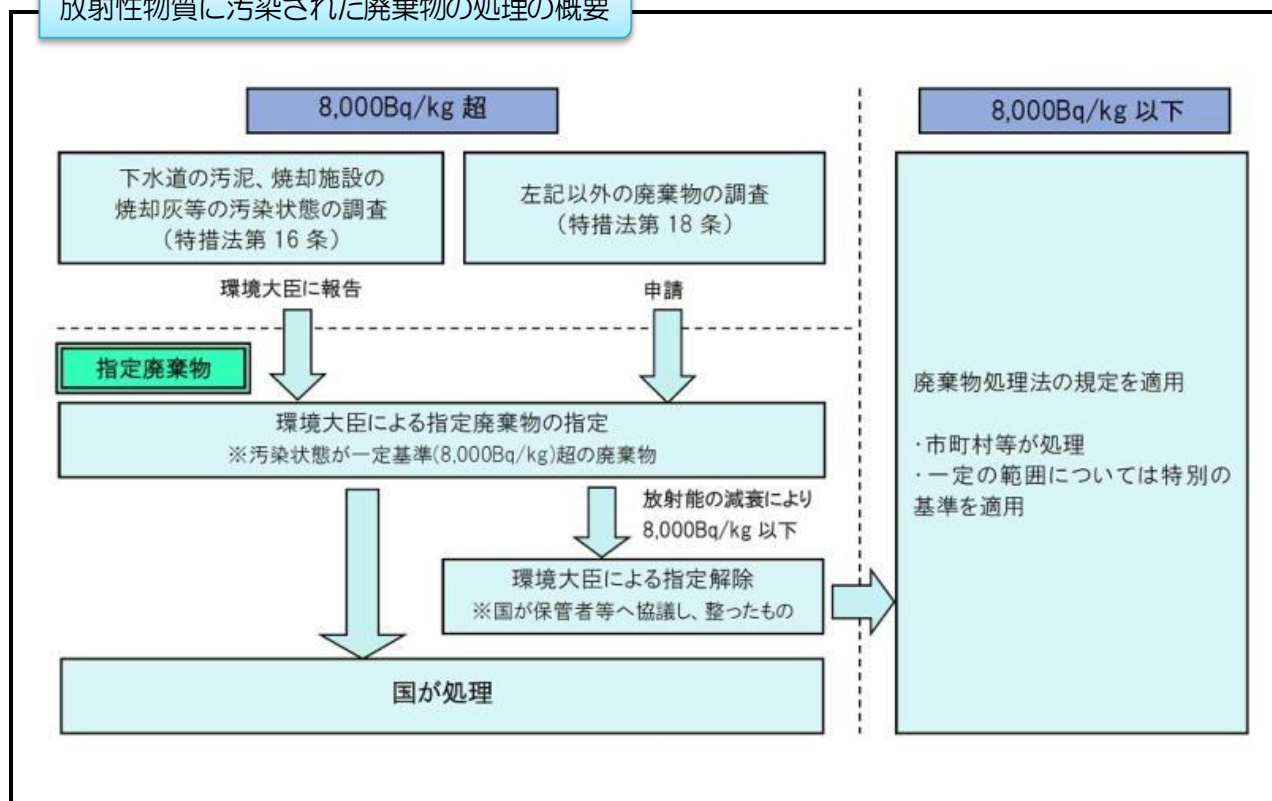
平成23（2011）年3月に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性セシウムを含む廃棄物が発生し、その処理が課題となっている。同年8月に放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）が公布され、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物

は、環境大臣が指定廃棄物に指定し、国が処理することとされた。また、同年11月には特措法に基づく基本方針が閣議決定され、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされた。

本県は指定廃棄物の保管量が福島県に次いで多く、現在、県内各地に一時保管されている状況にあり、台風や竜巻などの災害リスクや保管者の負担を考えると、国の責任において一日も早く安全に処理することが必要である。

県としては、特措法の基本方針等に基づき処理を進めるための働きかけや、県民理解の促進、保管者の負担軽減など国が行う施策に協力していく。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理の概要



(5) 環境保全に資する調査及び研究

ア 保健環境センターにおける調査研究

(7) 大気環境関係

a 関東地方大気環境対策推進連絡会 微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議

関東甲信静の各地方環境研究機関との共同研究に参加してオキシダント調査を実施し、栃木県のデータを提供した。

b 有害大気汚染物質調査及びPM2.5四季調査

「大気汚染防止法」に基づき、大気の大気汚染状況を把握するため、有害大気汚染物質（VOC等22項目）及びPM2.5（金属等構成成分40項目を含む）についてモニタリング調査を実施した。

c その他大気環境に関する調査及び行政検査

大気環境調査として、原子力規制庁からの委託による環境放射能の調査を実施した。

(4) 水環境関係

a 湯ノ湖の湧水に関する研究

国立研究開発法人国立環境研究所と共同で、湯ノ湖の湧水及び湖水の水質に係るモニタリング調査を実施した。

b 酸性雨モニタリング（陸水）調査

酸性雨による水質への中長期の影響を把握するため、刈込湖（日光市）の水質調査を実施するとともに、気象等に関する情報を収集した。

c 化学物質環境実態調査

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、ジフェニルエーテルの河川水中濃度調査を実施した。

d 水環境に係る行政検査等

工場・事業場排水及び鉱山排水の水質検査、地下水及び公共用水域の水質調査、水生動植物の調査を実施した。

また、PFOS及びPF0A水質調査において河川水の一部の調査を実施した。

(ウ) 廃棄物関係

a 連携プラットフォームを活用した環境流出プラスチックごみの発生抑制に資する研究

国立研究開発法人国立環境研究所及び地方環境研究機関（32自治体）と共同で、海洋プラスチックごみ削減に貢献するため、河川プラスチックごみの調査研究を実施した。

b 廃棄物等に関する行政検査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、最終処分場の浸透水、周辺地下水等の検査を実施した。

イ 林業センターにおける調査研究

(7) 林業における自動化技術等による労働負担軽減に関する研究

スマート林業の推進に必要な未来技術の実用性について検証するため、造林・保育および素材生産工程における高性能林業機械の導入による労働生産性及び安全性の向上等に関する調査を行った。

(イ) 効率的な伐採・更新方法に関する研究

次世代の更新方法の基礎的研究として、強度間伐及び天然更新等の可能性について検証するため、伐採方法の違いによる労働生産性及び伐採箇所植生の植生等に関する調査を行った。

(ウ) 新たな低コスト造林保育に関する研究

コンテナ大苗木等を用いた造林・保育によるコスト縮減及び労働負担の軽減等について検証するため、成長量及び獣害等の状況に関する調査を行った。

(エ) 苗木の生産方法の確立・改善に関する研究

育苗の低コスト化のため、輸入資材に代わり、培地基材として県内産の堆肥を活用し栽培試験を行った。

(オ) 循環型林業に対応した獣害防除に関する研究

本県の新たなシカ管理目標の提案のため、令和5年度に県内178地点の調査で得た下層植生衰退（SDR）のデータに関して、毎年度収集しているシカ目撃効率等他の指標との関連について分析を行った。また、林業の負担軽減および獣害対策効果検証のため、シカ被害地におけるコンテナ大苗木の植栽と複数の下草管理試験を行った。

(カ) 野生動物の効果的捕獲技術の研究

給餌誘引を伴うくくりわなによる捕獲手法2種について、シカの捕獲状況を比較した。また、効率的な捕獲場所や時期の選定につなげるため、農林業被害地域において生体捕獲し、発信機を装着した2頭のシカの行動追跡を継続した。

ウ 農業総合研究センターにおける調査研究

(7) 環境負荷を低減する生産技術の開発

水田から発生するメタンガスの抑制技術の開発や、生分解性資材を素材にしたマルチフィルム利活用の検証、マイクロプラスチックを使用しない緩効性肥料の利用技術開発、バイオ炭を利用した土壌炭素貯留技術の開発等に取り組んだ。

(イ) 総合的な病害虫防除技術の開発

いちごやにらにおいて、物理的防除や天敵、各種資材を組み合わせた総合的な防除技術の開発に取り組んだ。

エ 畜産酪農研究センターにおける調査研究

(7) 畜産における総合的臭気管理手法に関する研究

バイオ炭を牛床に敷きアンモニア等の臭気の抑制技術を検証するとともに、バイオ炭入り堆肥生産及び散布試験を実施し、バイオ炭によるアンモニア抑制効果を確認した。

また、乳用牛及び交雑種肥育牛へのアミノ酸バランス改善飼料給与試験を行い、堆肥化時に発生する温室効果ガスが半減することを確認した。

(イ) 持続可能な畜産の実現に向けた循環型堆肥利活用技術の開発

家畜排せつ物由来堆肥のさらなる広域的流通に向け、指定混合肥料に関する試験に取り組むとともに、家畜排せつ物由来堆肥で生産したペレット堆肥の生産や利用状況について調査した。

(ロ) 乳用牛における温室効果ガス排出削減のための技術開発

乳用牛から排出されるメタンの簡易的な測定方法の確立に向け、搾乳牛のメタン測定データの収集に取り組んだ。

(ハ) 気候変動に対応した肉用牛の生産技術の開発

黒毛和種去勢牛に不飽和脂肪酸カルシウムを給与し、消化管内発酵に由来するメタンガスの削減や、暑熱期のエネルギー不足の改善効果等について検証した。

(ニ) 気候変動に対応した飼料作物の安定生産技術の確立

もみ殻などを炭化させたバイオ炭を連年施用した農地で子実用トウモロコシの生育調査を行い1年目、2年目ともに初期生育に遅れが生じたものの収量に差がないことを確認した。

オ 酸性雨対策の推進

酸性雨は、工場等のばい煙や自動車排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に放出され、これらが強酸性の硫酸イオンや硝酸イオンに変化し、雨水中に取り込まれて生ずると考えられており、一般にpH5.6以下の雨が酸性雨といわれている。

本県では、酸性雨が広域的な大気汚染に起因して発生することから、中長期的な影響の把握のための「酸性雨モニタリング」（国からの委託事業）を継続して実施している。

(6) 公害紛争処理等

ア 県及び市町における公害苦情の取扱状況

(ア) 公害苦情の受付件数

令和6（2024）年度における公害苦情受付件数及び公害苦情受付件数は次のとおり（図3-5-11、図3-5-12）。

図3-5-11 公害苦情受付件数

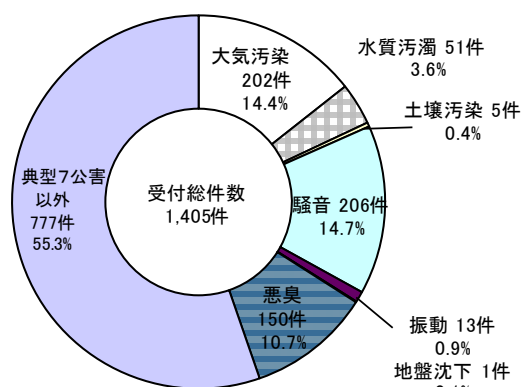
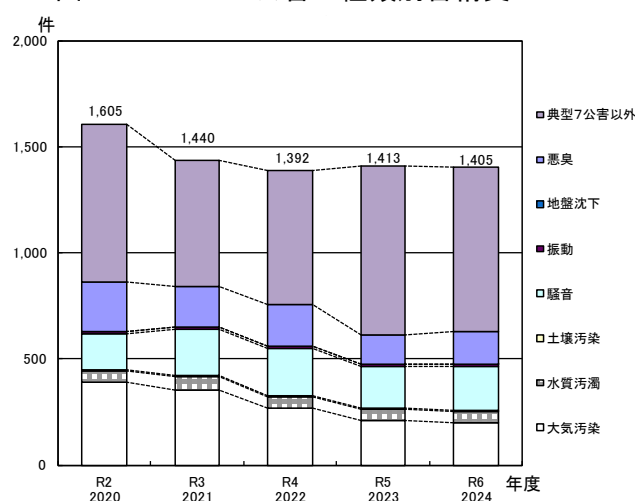


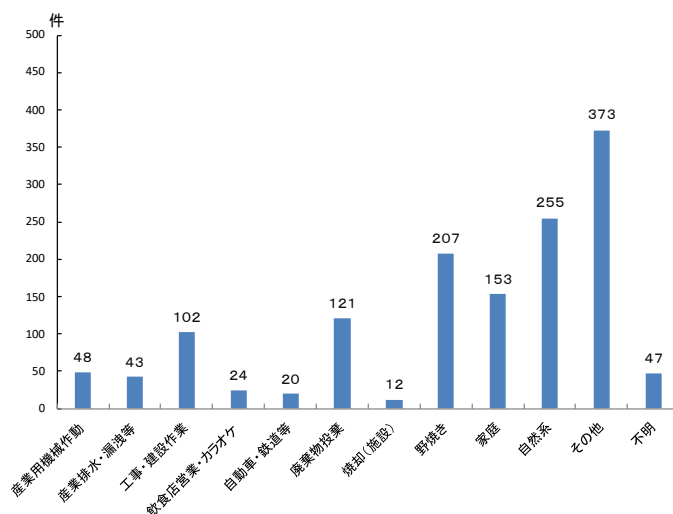
図3-5-12 公害の種類別苦情受



(イ) 発生源別の苦情受付件数

令和6（2024）年度の公害苦情件数を発生源（場所）別は次のとおり（図3-5-13）。

図3-5-13 発生源別苦情受付件数



(ウ) 公害苦情の処理状況

令和6（2024）年度の公害苦情の受付件数及び処理件数は次のとおり（表3-5-15）。

一方、典型7公害の苦情処理のために行政が採った措置件数は次のとおり（表3-5-16）であり、苦情処理のための防止対策の有無別件数は表3-5-17のとおりである。

表3-5-15 公害苦情の受付件数及び処理件数

受 付 の 状 況			処 理 の 状 況				
総 数 (受付件数)	当 該 年 度 受 付	前年度以前 からの繰越	総 数 (処理件数)	直接処理	他へ移送	翌年度 へ繰越	その他
1,420	1,405	15	1,420	1,220	69	24	107

表3-5-16 典型7公害の苦情処理のために行政が採った措置件数

	総 数	発生源側 に対する 行政指導	原 因 の 調 査	申立人に 対 する 説 得	当事者間 の話し合い	その他
処理件数(件)	528	265	160	44	16	43
構成比(%)	100	50.2	30.3	8.3	3.0	8.1

表3-5-17 典型7公害の苦情処理のための防止対策の有無別件数

	総 数	防止対策を講じた	講じなかった	不 明
処理件数(件)	528	325	164	39
構成比(%)	100	61.6	31.1	7.4

イ 警察における公害苦情の取扱状況

(ア) 公害苦情の受付件数

警察における公害苦情受付件数は次のとおり（表3-5-18）。

(イ) 発生源別の苦情受付件数

騒音苦情発生源別受付件数は次のとおり（表3-5-19）。

表 3-5-18 警察における公害苦情受付件数（令和 6（2024）年度）

区 分		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
受付（処理）状況											
苦情受理件数		42	4	7	5189	1	2	73	1046	435	6799
処 理 状 況	話し合い・斡旋	6		6	404	1		18	87	7	529
	警告・指導	27	1		2519			25	632	160	3364
	検 挙	8						2	105	7	122
	措置不能	1	2	1	2255			25	167	100	2551
	他機関への通報		1		11		2	3	55	161	233

表 3-5-19 騒音苦情発生源別受付件数（令和 6（2024）年度）

区 分		機械設備音	建設作業音	拡声器音	人声	楽器音	カラオケ音	遊技音	車両音	その他	計
受付（処理）状況											
苦情受理件数		92	66	35	1329	367	235	262	2403	400	5189
処 理 状 況	話し合い・斡旋	11	9	1	100	48	5	4	189	37	404
	警告・指導	65	41	15	933	230	189	170	599	277	2519
	検 挙										0
	措置不能	11	15	19	294	89	41	88	1615	83	2255
	他機関への通報	5	1		2					3	11

ウ 公害紛争処理

典型 7 公害に係る紛争等について、あつせん、調停及び仲裁を行うため、栃木県公害紛争処理条例第 2 条に基づき、「栃木県公害審査会」（委員 12 人）が設置されている。

なお、昭和 45（1970）年度に「栃木県公害審査会」を設置して以降、令和 6（2024）年度末までに計 23 件（参加申立を含む。）の調停申請がなされている。

エ 工場・事業場に対する規制的措施

(7) 公害防止協定

公害防止協定は、公害関係法令等の規制とは別に、市町あるいは地域の自治会等と新たに立地しようとする工場又は既存の工場等が、当事者間の合意に基づき公害を防止するため締結するものであり、栃木県生活環境の保全等に関する条例では事業者の協定締結の努力義務を規定している。

(4) 工場・事業場に対する誘導的措施

a 環境保全資金の融資

事業者には、栃木県環境基本条例に定めるように、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務がある。しかし、公害防止のための施設整備や工場移転には多額の資金を必要とすることから、特に経営基盤の弱い中小企業者等にとってはかなりの負担となる。

このため、県では、中小企業者や中小企業団体が公害防止のための施設整備や工場移転をする資金の調達を円滑にするため、昭和45（1970）年度に融資制度（公害防止資金）を創設し、融資を行ってきた。また、平成9（1997）年度からは「栃木県環境保全資金」に改称し、環境への負荷の低減に資する施設の整備、環境の保全に資する事業についても融資対象とした。

その後、平成10（1998）年度からはダイオキシン類対策に係る経費を、平成14（2002）年度からはディーゼル微粒子除去装置の装着に係る経費を、平成17（2005）年度からは吹付け石綿の除去等に係る経費を、平成21（2009）年度からは緑化対策に係る経費を対象に加えた。

栃木県環境保全資金制度の概要（令和6（2024）年度）は次のとおりである。

- (a) 貸付金（新規分）：2億円
- (b) 対 象：中小企業者、中小企業団体
- (c) 末端利率：年1.60%
- (d) 貸付期間：10年以内（うち元金の据置期間2年以内）
ただし、1千万円未満については7年以内（うち元金の据置期間1年以内）
- (e) 貸付限度額
公害防止施設の設置等、環境への負荷低減に資する施設の整備、環境保全事業
：経費の90%以内で100万円以上1億円以下
公害防止のための工場等の移転：経費の90%以内で200万円以上1億5千万円以下
- (f) 預 託 先：栃木県信用保証協会
- (g) 令和6（2024）年度新規認定件数：0件、継続貸付件数：1件

b 講習会等の開催

法令改正等の周知や環境保全に関する普及啓発を図るため、工場・事業場等関係者を対象に講習会等を開催した。

開催年月日	開催場所	出席者数	内容
令和6（2024）年 6月28日	栃木県庁 研修館 講堂	57名	・災害による化学物質等による被害の未然防止に向けて～化学物質排出把握管理促進法の観点から～

c 環境保全巡回事業

公害発生施設等の改善を図ろうとする中小企業者等に対して、専門家を派遣して技術的指導を実施している。

第4節 景観形成による魅力ある地域づくり

1 施策の展開

（1）良好な景観形成の総合的推進

ア 景観の状況

県内には、都市や農村などで、地域の生活風景と一体となった良好な景観が多数存在している。

また、世界遺産に登録された「日光の社寺」をはじめ、史跡や名勝にも恵まれている。

街路や公共施設、市街地の整備などに合わせて、美しい街並みの形成が進められている一方、建物の高さや色調等の不統一、張り巡らされた電線や派手な広告物等の景観上の問題も生じている。

イ 景観法等に基づく良好な景観の形成

“とちぎ”の自然・都市・農山村等の地域特性を生かした良好な景観の保全と創造を図るため、景観法や栃木県景観条例に基づき、良好な景観の形成を推進している。

ウ 景観計画の策定の促進

市町に対して、景観アドバイザーの派遣、景観行政研究会及び栃木の景観づくり連絡会議によ

る情報提供等を行うことにより、

地域特性を生かした景観計画の策定に向けた取組を促進している（参照：第5部データ集 表3-5-20）。

（2）良好な都市景観の保全と創造

ア 街路等の整備

都市の骨格を形成し、都市活動を支える幹線道路等の道路網の整備を積極的に推進している。特に都市計画道路大通り（宇都宮市）、片岡西通り（矢板市）等の主要放射・環状道路の整備を推進している。

また、道路空間の有効活用、都市景観の向上、都市防災機能の改善等を図るため、都市計画道路おもちゃのまち下古山線（壬生町）、前橋水戸線ほか1路線（佐野市）等の無電柱化を推進している。

なお、街路樹の植栽は、都市美観構成上の一要素として重要なものであると同時に、県民に緑陰の提供、防じん、防風、防煙の効果、火災の延焼防止、植物の同化作用による空気の清浄化、涼化作用等の一面を担っている。

イ 地区計画等の活用

建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細かく定め、都市に生活する人たちの身近な生活環境の保全・整備を図るため、市町が策定する地区計画が、令和6（2024）年度は「道場宿ニュータウン（宇都宮市）」をはじめ3地区で策定された。

令和6（2024）年度末現在地区計画策定状況 20市町 188か所

（3）歴史的・文化的景観の保全

ア 歴史的景観の保全・復元の促進

歴史的・文化的価値が高く、ふるさとのシンボルとして県民に親しまれている貴重な文化財を未来に引き継ぐため、建造物保存修理事業や防災施設整備事業等に対し支援している。

令和6（2024）年度においては、足利市最勝寺の所有する県指定有形文化財（美術工芸品）「木造毘沙門天及び両脇侍像」や真岡市にある国指定重要文化財（建造物）「専修寺楼門」の保存修理事業等に対し助成した。

イ 日光杉並木街道の保護

日光杉並木街道の恒久的保全のため、保護用地の公有化を進めるとともに、杉並木樹勢回復事業を実施している。杉の根の土壌流出を防止し、樹勢の回復を促すため、日光杉並木街道内に総延長約13kmの木柵を設置しており、近年は設置済木柵の腐食による倒壊を防ぐために木柵の改修工事を順次行っている。

また、並木内の通過交通による影響の軽減を図るため、通行車両の迂回路となるバイパス整備を進めている。

ウ とちぎふるさと街道整備事業

平成2（1990）年4月にとちぎふるさと街道景観条例を施行し、同年6月に条例の規定に基づき那須・塩原街道景観形成地区を指定し、平成12（2000）年12月に指定地区を拡張した。ここでは、工作物の設置や木竹の伐採等に対し街道景観形成基準に基づいた指導を行い、「みどり豊かな栃木県」のイメージにふさわしい街道景観の形成を図っている。

街道景観形成地区内の特に景観形成上必要がある土地については、県による買い取りを実施するとともに、取得した土地の下草刈等を行い、適正な管理に努めている。

さらに、平成13（2001）年度に創設した「とちぎふるさと街道景観里親制度」により、7団体を街道景観形成地区において景観形成のための活動を行う団体（里親団体）として認定しており、これらの里親団体が行う活動に対し助成を行っている。

こうした取組により、優れた街道景観の形成が図られるとともに、地域における景観保全意識の向上につながっている（参照：第5部データ集 表3-5-21）。

エ 農村景観の保全に向けた取組

生態系・景観に配慮した「農村振興総合整備事業」や「多面的機能支払制度」を活用した各地域の取組等により、豊かな自然環境と美しい農村景観の保全を図っている。

第4部

令和7(2025)年度に講じる施策

第4部では、今年度講じる施策について、栃木県環境基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）の章立てに沿って記載している。

※以下の表では、左列に事業名、中列に予算(千円)、右列に事業内容を記載している。

1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

(1) 温室効果ガスの排出削減

事業名	予算 (千円)	事業内容
温室効果ガス排出削減事業 (気候変動対策課)	36,010	中小企業者等による省エネ設備更新の促進 温暖化対策を実施する事業所の認定 業種別取組リーフレット作成による脱炭素化の促進 中小企業向けS B T認定取得の支援
住宅のゼロエネルギーハウス 化促進事業 (気候変動対策課)	723,400	新築住宅の断熱化に対する助成 家庭用太陽光発電設備及び蓄電池の導入助成 地域工務店向けZ E H施工実績の向上支援 子育て世帯等の新築及び既存住宅の断熱化に対する助成
F C V導入支援事業 (気候変動対策課)	4,000	F C Vを導入する法人及び個人に対する支援
Z E V普及促進事業 (気候変動対策課)	5,280	Z E Vの試乗会の開催
公共交通バスE V化促進事業 (気候変動対策課)	53,856	公共交通バスのE V化に対する助成
E V充電インフラ整備促進事業 (気候変動対策課)	10,000	公共用E V急速充電器の整備支援
地域レジリエンス強化に資するE V・P H V等導入促進事業 (気候変動対策課)	90,234	中小企業者等によるE V・P H V導入費用の助成 防災拠点施設へのE V充電インフラ整備
再生可能エネルギー導入促進事業 (気候変動対策課)	159,965	中小企業者等による太陽光発電設備等の導入促進 地域エネルギー事業の立ち上げ支援 県民に対する太陽光発電設備等の導入促進
県庁率先脱炭素化事業 (気候変動対策課)	1,724,851	県有施設の省エネ改修や太陽光発電設備の導入等により、2030年までの温室効果ガス排出80%削減を目指し、県庁が率先して脱炭素化を推進
公共交通利活用促進事業 (交通政策課)	207	公共交通利用ポータルサイトの更新 小学生向け副読本の作成
バイオガス発電設備管理事業 (上下水道課)	110,317	下水道浄化センターにおけるバイオガス発電設備の維持管理
造林事業 (林業木材産業課)	1,206,323	間伐、植栽等の森林整備への支援

とちぎ材の家づくり支援事業 (林業木材産業課)	130,900	県産出材を使用した木造住宅の建設に対する支援（県内・県外・耐震・増改築）
とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業 (林業木材産業課)	1,006,869	森林の公益的機能の高度発揮を図るための再造林、下刈り、獣害対策等への支援
非住宅建築物ウッドチェンジ事業（林業木材産業課）	147,000	民間非住宅建築物の木造・木質化に対する支援
林業・木材産業構造改革事業 (林業木材産業課)	228,000	間伐材の利用促進に向けた安定供給体制の構築に資する間伐・路網整備の実施
治山事業（森林整備課）	15,690	下刈・本数調整伐により保安林の健全な成長を図るための森林整備
地域循環型エネルギーシステム構築事業（農村振興課）	10,000	地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステム構築を支援
とちぎグリーン農業推進事業 (経営技術課)	262,209	温室効果ガス削減技術に関する調査・研究 とちぎグリーン農業推進体制の整備
ゼロカーボン施設園芸産地創出支援事業 (生産振興課)	3,000	施設園芸における脱炭素技術を活用した機器の導入調査・検証を支援
持続的畜産経営推進事業費 (畜産振興課)	16,257	自給飼料生産や堆肥有効活用に向けた耕畜連携等の支援
「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」推進事業費 (気候変動対策課)	37,921	「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」を展開し、県民が持つボトルネックの解消や各家庭からの排出量や取組状況の「見える化」の推進
フロン排出抑制推進 (環境保全課)	1,545	フロン排出抑制法に基づく事業者登録及び指導

（２）気候変動への適応

事業名	予算 (千円)	事業内容
気候変動適応推進事業 (気候変動対策課)	7,221	栃木県気候変動適応センターを中核として、地域の実情に応じた気候変動適応策を推進
気候変動研究開発創造事業 (農政課)	10,150	気候変動に対応した新品種・新技術開発の推進
未然防止体制強化推進事業 (農政課)	2,357	農業気象災害や気候変動への適応力を強化するための体制整備
継続試験研究費 (経営技術課)	57,344	気候変動に対応する新品種育成や技術開発等
気候変動対応技術展開事業 (生産振興課)	1,000	施設園芸における暑熱対策モデルの策定とモデルほ場における暑熱対策技術の検証
特用林産気候変動対応推進事業費（林業木材産業課）	4,000	特用林産分野における、気候変動への適応に向けた最新機器の試行及び検証

2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」

(1) 分散型エネルギーの自立化

事業名	予算 (千円)	事業内容
住宅のゼロエネルギーハウス化促進事業 (気候変動対策課)	723,400 (再掲)	新築住宅の断熱化に対する費用の助成 子育て世帯等の新築及び既存住宅の断熱化に対する助成 家庭用太陽光発電設備及び蓄電池の導入助成 地域工務店向けZEH施工実績の向上支援
再生可能エネルギー導入促進事業 (気候変動対策課)	159,965 (再掲)	中小企業者等による太陽光発電設備等の導入促進 地域エネルギー事業の立ち上げ支援 県民に対する太陽光発電設備等の導入促進
F C V導入支援事業 (気候変動対策課)	4,000 (再掲)	F C Vを導入する法人及び個人に対する支援
公共交通バスE V化促進事業 (気候変動対策課)	53,856 (再掲)	公共交通バスのE V化に対する経費の助成
E V充電インフラ整備促進事業 (気候変動対策課)	10,000 (再掲)	公共用E V急速充電器の整備支援
地域レジリエンス強化に資するE V・P H V等導入促進事業 (気候変動対策課)	27,480 (再掲)	中小企業者等によるE V・P H V導入費用の助成 避難所等で利用する外部給電器の整備
県庁率先脱炭素化事業 (気候変動対策課)	62,754 (再掲)	防災拠点施設へのE V充電インフラ整備

(2) エネルギー需給体制の強靱化

事業名	予算 (千円)	事業内容
地域電源供給拠点整備促進事業 (環境森林政策課)	10,000	再生可能エネルギー発電設備を導入する事業者のE V急速充電器及び自立型パワーコンディショナー設置に対する助成

3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」

(1) 大気環境の保全

事業名	予算 (千円)	事業内容
大気汚染監視事業 (環境保全課)	55,089	大気汚染常時監視 大気環境情報システム運用・機器整備 大気・地盤環境情報システム整備 有害大気汚染物質等モニタリング調査 アスベスト環境モニタリング調査
大気保全事業 (環境保全課)	43,056	大気汚染環境調査 環境放射能調査 広域大気汚染物質調査

県庁率先脱炭素化事業 (気候変動対策課)	1,787,605 (再掲)	県有施設の省エネ改修や太陽光発電設備の導入等により、2030年までの温室効果ガス排出80%削減を目指し、県庁が率先して脱炭素化を推進
公共交通利活用促進事業 (交通政策課)	207 (再掲)	公共交通利用ポータルサイトの更新 小学生向け副読本の作成

(2) 水環境の保全

事業名	予算 (千円)	事業内容
公共用水域等水質監視事業 (環境保全課)	63,990	公共用水域・地下水水質常時監視 P F O S 及び P F O A 実態調査 渡良瀬川上流水域調査
浄化槽対策推進事業 (環境保全課)	178,903	浄化槽設置整備事業 浄化槽普及推進事業
奥日光清流清湖保全事業 (環境保全課)	1,865	奥日光清流清湖保全協議会 湯ノ湖コカナダモ対策事業
農業集落排水事業 (農村振興課)	110,500	農業集落排水処理施設の機能保全対策
休廃止鉱山坑廃水処理補助事業 (工業振興課)	20,062	休廃止鉱山坑廃水処理補助事業

(3) 土壌・地盤環境の保全

事業名	予算 (千円)	事業内容
地盤沈下対策事業 (環境保全課)	14,377	精密水準測量 地盤変動及び地下水位観測

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

事業名	予算 (千円)	事業内容
騒音振動悪臭防止事業 (環境保全課)	2,619	自動車騒音の常時監視 騒音振動の調査測定
持続的畜産経営推進事業のうち臭気低減対策モデル事業 (畜産振興課)	500	畜産経営に起因する臭気苦情等の原因調査と改善対策に対する支援

(5) 資源循環の推進

事業名	予算 (千円)	事業内容
産業廃棄物指導事業 (資源循環推進課)	696,972	自動車リサイクル法対策 産業廃棄物監視指導事業 P C B 廃棄物処理対策事業 とちの環エコ製品認定事業 廃棄物処理施設立地等促進事業 廃棄物処理施設周辺整備市町村交付金事業
清掃指導事業 (資源循環推進課)	49,918	災害等廃棄物対策 食品ロス削減推進事業 プラスチックごみ対策事業

県営最終処分場整備事業 (資源循環推進課)	900,726	県営処分場エコグリーンとちぎの整備運営
--------------------------	---------	---------------------

4 人と自然が共生する「とちぎ」

(1) 地域の生態系の保全

事業名	予算 (千円)	事業内容
自然保護事業費 (自然環境課)	2,862	自然環境の保全及び自然保護意識の高揚のための普及啓発
野生動植物保全事業費 (自然環境課)	22,045	希少種の保護増殖事業、レッドリスト・レッドデータブック改訂事業
とちぎの元気な森づくり里山林整備事業(森林整備課)	157,170	森づくり活動団体等が行う地域住民の生活環境を保全等するために実施する里山林維持管理に対する支援
とちぎの元気な森づくり地域活動支援事業(森林整備課)	11,612	里山林等の持続的な保全のためのボランティアの育成・確保 企業と森づくり活動団体とのマッチング
森林経営管理支援事業 (環境森林政策課)	2,150	森林経営管理制度に係る市町職員研修
多面的機能支払事業 (農村振興課)	1,513,400	農業・農村の多面的機能を維持・発揮させていくための協働活動による農地・農業用水施設等の適切な保全管理活動、施設の長寿命化などに対する支援
農村振興総合整備事業 (農村振興課)	70,000	景観や生態系に配慮した農業用排水施設の整備等
環境保全型農業技術開発研究事業(経営技術課)	1,323	環境にやさしい適切な肥料施用技術開発 化学農薬の使用を減らすための技術開発
環境保全型農業直接支払事業 (経営技術課)	237,852	化学肥料・農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援
農地整備事業(農地整備課)	2,860,000	水田地域の豊かな自然環境との調和に配慮した生産基盤と生活環境の一体的な整備
安全な川づくり事業 (河川課)	2,343,000	自然環境・景観等に配慮した多自然川づくり
河川愛護事業(河川課)	4,273	住民による河川の環境美化活動の支援

(2) 森林・みどりづくり活動の推進

事業名	予算 (千円)	事業内容
とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業 (林業木材産業課)	1,006,869 (再掲)	森林の公益的機能の高度発揮を図るための再造林、下刈り、獣害対策等への支援
豊かな水源の森づくり対策事業(林業木材産業課・森林整備課)	15,325	水源地域森林における水源涵養等公益的機能の維持・増進を図るための病虫害及び獣害対策強化等
林業センターにおける試験研究事業(林業木材産業課)	1,197	林業の振興及び自然環境の保全に必要な技術を開発するための試験・研究
林業労働力確保支援センター事業 (林業木材産業課)	3,058	林業従事者を確保・育成するため、栃木県林業労働力確保支援センターが行う就業相談等支援

みどりづくり推進事業 (森林整備課)	14,456	地域で「みどり」のおもてなし事業 緑化普及啓発事業、緑化推進助成事業
治山事業 (森林整備課)	15,690 (再掲)	下刈・本数調整伐により保安林の健全な成長を図るための森林整備
地域実装協議会運営費 (環境森林政策課)	500	未来技術社会実装事業 (内閣府) に基づく「とちぎスマート林業推進協議会」の運営
とちぎの元気な森づくり県民 会議等事業 (環境森林政策課)	13,788	とちぎの元気な森づくり県民会議の活動 とちぎの元気な森づくり県民税事業広報 PR 税事業評価委員会による事業の評価・検証
都市公園事業 (都市整備課)	1,378,899	都市公園の整備・既存公園の維持管理 都市緑化の普及啓発 緑化事業の推進

(3) 自然の利活用・環境整備

事業名	予算 (千円)	事業内容
自然公園等施設管理事業 (自然環境課)	20,134	自然公園等施設の安全・快適性の確保のための維持管理
自然公園等施設整備事業 (自然環境課)	96,000	自然公園等の安全・快適な利用促進のための計画的な施設整備
日光自然博物館等管理運営事業 (自然環境課)	135,018	日光自然博物館等の管理運営、館内の修繕

(4) 野生鳥獣の適正管理

事業名	予算 (千円)	事業内容
特定鳥獣等保護管理事業 (自然環境課)	27,251	野生鳥獣 (ニホンジカ、イノシシ等) の科学的・計画的な保護管理の実施
鳥獣試験事業 (自然環境課)	2,831	効率的な捕獲技術や林業被害防除技術の研究
シカ・イノシシ捕獲強化事業 (自然環境課)	100,112	市町が行うシカ・イノシシの有害捕獲経費の支援及び捕獲従事者に対する助成
緊急捕獲活動推進事業 (自然環境課)	173,100	市町の「被害防止計画」に基づく捕獲活動への支援
指定管理鳥獣捕獲等事業 (自然環境課)	30,467	指定管理鳥獣 (ニホンジカ、イノシシ) の捕獲及び効果的に捕獲するための手法の開発等
広域捕獲活動推進事業 (自然環境課)	10,000	県が行う市町をまたいだイノシシ捕獲
「森の番人」確保育成事業 (自然環境課)	3,574	捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成による捕獲体制の整備
認定鳥獣捕獲等事業者支援事業 (自然環境課)	1,761	認定鳥獣捕獲等事業者が行う研修等に係る経費の支援の確保・育成
とちぎ獣害対策アドバイザー 派遣事業 (自然環境課)	6,028	県内各地域に獣害対策の専門家を派遣し、地域ぐるみの総合的な被害対策を促進
獣害対策地域リーダー育成事業 (自然環境課)	2,858	地域ぐるみの被害対策を行うためのリーダーとなる人材の養成等
I C T等獣害防除新技術実証 事業 (自然環境課)	783	I C Tを活用した捕獲や被害防除の省力化の実証

ICT 活用シカ捕獲促進事業費 (自然環境課)	7, 150	捕獲通報装置の活用に向けた通信環境の整備及びドローンによるシカ捕獲ポイント特定調査
鳥獣保護事業 (自然環境課)	11, 799	鳥獣保護、狩猟適正化、鳥インフルエンザ野鳥対策
特定獣適正管理事業 (自然環境課)	5, 218	サルの捕獲やクマの学習放獣への支援等に対する市町への助成
鳥獣から農作物を守る対策事業 (経営技術課)	122, 623	野生鳥獣による農作物被害を防止するための取組への支援

(5) 外来種対策の推進

事業名	予算 (千円)	事業内容
外来種対策事業費 (自然環境課)	41, 048	外来種防除事業、普及啓発
クビアカツヤカミキリ被害拡大予防対策支援事業 (経営技術課)	660	クビアカツヤカミキリによる被害拡大防止に向けた対策への支援
栃木の漁場保全総合対策事業費	390	漁業協同組合が行う外来魚の駆除活動に要する経費を助成

5 共通施策

(1) 未来技術の導入促進

事業名	予算 (千円)	事業内容
地域実装協議会運営費 (環境森林政策課)	500 (再掲)	未来技術社会実装事業(内閣府)に基づく「とちぎスマート林業推進協議会」の運営

(2) 持続可能な地域づくり

事業名	予算 (千円)	事業内容
地域電源供給拠点整備促進事業(環境森林政策課)	10, 000 (再掲)	再生可能エネルギー発電設備を導入する事業者のEV急速充電器及び自立型パワーコンディショナー設置に対する助成
とちぎ材の家づくり支援事業 (林業木材産業課)	130, 900 (再掲)	県産出材を使用した木造住宅の建設に対する支援(県内・県外・耐震・増改築)
県庁率先脱炭素化事業 (気候変動対策課)	1, 787, 605 (再掲)	県有施設の省エネ改修や太陽光発電設備の導入等により、2030年までの温室効果ガス排出80%削減を目指し、県庁が率先して脱炭素化を推進
ESD・環境学習デザイン力向上事業(気候変動対策課)	127	教職員を対象としたESD研修の開催
大学等と連携したカーボンニュートラル推進事業費 (気候変動対策課)	1, 000	大学コンソーシアムとちぎが行う教育プログラムの支援
とちぎの農村稼ぐ力強化事業 (農村振興課)	36, 749	インバウンド需要に対応した新たなビジネスの創出や海外への情報発信等、収益力向上を目指す取組の支援
農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業(農村振興課)	9, 590	農村における関係人口の創出・拡大を図るための地域の受入体制の強化や外部人材の活用に対する支援

愛りバーとちぎ事業 (河川課)	780	ボランティア団体等による河川の環境美化活動の支援
--------------------	-----	--------------------------

「那須平成の森」自然体験活動推進事業（自然環境課）	800	生物多様性を支える人づくりのための自然体験プログラムの実施支援
国立公園満喫プロジェクト推進事業（自然環境課）	112,667 (一部再掲)	日光国立公園のナショナルパークとしてのブランド化のための受入環境の整備
とちぎふるさと街道整備事業（自然環境課）	2,662	条例に基づき指定した街道景観形成地区における沿道景観の整備
日光自然博物館等管理運営事業（自然環境課）	135,018 (再掲)	日光自然博物館等の管理運営、館内の修繕
みどりづくり推進事業（森林整備課）	14,456 (再掲)	地域で「みどり」のおもてなし事業 緑化普及啓発事業、緑化推進助成事業
消費者教育推進事業（くらし安全安心課）	79	県民を対象とするエシカル消費に関する啓発講座の開催

（３）安全・安心な地域づくり

事業名	予算 (千円)	事業内容
ダイオキシン類対策事業（環境保全課）	6,717	ダイオキシン類の環境モニタリング調査 事業場等監視指導事業
フロン排出抑制推進（環境保全課）	1,545 (再掲)	フロン排出抑制法に基づく事業者登録及び指導
化学物質対策推進事業（環境保全課）	1,821	化学物質環境汚染実態調査
環境に関する試験研究・整備事業（環境保全課）	935	環境に関する試験検査及び調査研究及び分析機器等の整備
環境保全資金貸付事業（環境保全課）	424,644	中小企業者等向け環境保全資金貸付及び一般住宅用太陽光発電システム資金貸付等
公害紛争等処理事業（環境保全課）	273	公害紛争処理 公害苦情処理
工場等規制指導事業（環境保全課）	2,376	工場等規制指導事業（環境保全巡回事業等） 届出情報管理事業
大気保全事業（環境保全課）	43,056 (再掲)	大気汚染環境調査 環境放射能調査 広域大気汚染物質調査
環境影響評価推進事業（環境森林政策課）	971	環境影響評価技術審査会の開催

（４）景観形成による魅力ある地域づくり

事業名	予算 (千円)	事業内容
屋外広告物指導費（都市政策課）	597	屋外広告物法及び栃木県屋外広告物条例の運用による良好な景観形成の推進
景観づくり推進事業（都市政策課）	566	地域の特性を生かした魅力ある景観づくりの推進

I 県の関係附属機関等

1 設置の状況

名 称	関 係 法 令	設 置 の 趣 旨	備 考
環境審議会	○環境基本法第43条 ○自然環境保全法第51条 ○栃木県環境審議会条例	本県における環境の保全に関する基本的事項、重要事項等を調査審議するために設置する。	○委員は25人以内 ○委員の任期は3年 ○必要に応じ、専門委員及び部会を置くことができる。
公害審査会	○公害紛争処理法第13条 ○栃木県公害紛争処理条例	公害に係る紛争についてあっせん、調停及び仲裁をするために設置する。	○委員は9人以上15人以内（議会の同意） ○委員の任期は3年
環境影響評価 技術審査会	栃木県環境影響評価条例 第36条	環境影響評価及び事後調査に係る技術的事項を調査審議するため設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は3年
森林審議会	○森林法第68条 ○栃木県森林審議会条例	森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申するために設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は2年 ○保全部会の設置
とちぎの元気な 森づくり県民税 事業評価委員会	とちぎの元気な森づくり 県民税事業評価委員会設 置要綱	とちぎの元気な森づくり事業について、透明性、公平性を確保するための評価等を行うために設置する。	○委員は学識経験者等13人以内 ○委員の任期は3年
栃木県プラス チック資源循環 推進協議会	栃木県プラスチック資源 循環推進協議会設置要綱	県がプラスチックごみに係る適正処理・有効利用促進による資源循環の推進に関する取組みを協議するために設置する。	○委員の任期は3年

2 開催の状況(書面開催の会議については開催月のみ記載)

会 議 名	開 催 日	議 題
環境審議会	R 6 (2024) 10. 31	○栃木県環境審議会運営規定の一部改正について（審議） ○栃木県環境基本計画の進捗状況について（報告） ○次期栃木県環境基本計画の策定について（諮問） ○次期栃木県気候変動対策推進計画の策定について（諮問） ○部会専決事項について（報告）
	R 7 (2025) 3. 6	○次期栃木県資源循環推進計画の策定について（諮問） ○部会専決事項について（報告） ○令和 6 (2024) 年度有機フッ素化合物の実態調査について（報告）
	気候変動部会 R 7 (2025) 2. 10	○次期栃木県気候変動対策推進計画の策定について
	大気部会	（開催実績なし）
	水質部会	（開催実績なし）
自然環境部会	地盤沈下部会	（開催実績なし）
	R 6 (2024) 8. 28	○鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
	R 6 (2024) 11. 20	○栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）の策定について
	R 7 (2025) 2. 19	○栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）の策定について ○小代自然環境保全地域の保全計画変更について
	温泉部会 R 6 (2024) 6. 27 R 6 (2024) 10. 10 R 7 (2025) 2. 13	○温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見について ○温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見について ○「国民保養温泉地計画書（案）」（板室温泉）について ○温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見について
公害審査会	R 6 (2024) 11. 11	○栃木県公害審査会会長及び会長代理の選任について
調停委員会		（開催実績なし）
環境影響評価 技術審査会	R 6 (2024) 6. 14 R 6 (2024) 7. 30	○会長の選出及び会長代理の指名について ○環境影響評価法における計画段階環境配慮書（太陽電池発電所）について ○環境影響評価法における計画段階環境配慮書（太陽電池発電所）について
森林審議会	R 6 (2024) 11.25	○会長及び会長代行の選出について ○森林保全部会の部会長及び委員の指名について ○栃木県の地域森林計画について ○とちぎ森林創生ビジョンの実施結果について
森林保全部会	R 6 (2024) 11.25	○那須郡那須町大字高久乙地内における指定理由の消滅に伴う保安林の指定の解除について ○林地開発許可事案について
とちぎの元気な 森づくり県民税 事業評価委員会	R 6 (2024) 9. 10 R 7 (2025) 1. 31	○令和 5 (2023) 年度とちぎの元気な森づくり県民税事業の実績等について ○令和 5 (2023) 年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書(案)について
栃木県プラス チック資源循環 推進協議会	R 6 (2024) 9. 6	○プラスチック資源循環の推進について ○県の事業について

Ⅱ 環境関係団体等

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

団 体 名	代表者	所在地	電話	主管課
とちぎの元気な森づくり 県 民 会 議	会 長 須賀 英之	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林部環境森林政策課内	028 (623)3185	環 境 森 林 政策課
公益社団法人 とちぎ環境・みどり 推 進 機 構	理事長 大栗 英行	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030- 2 河内庁舎別館 3 階	028 (643)6801	環 境 森 林 政策課
栃木県地球温暖化防止 活 動 推 進 セ ン タ ー	センター長 高梨 弘幸	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (673)9101	気 候 変 動 対策課
と ち の 環 県 民 会 議	会 長 鈴木 昇	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (671)0457	気 候 変 動 対策課
一般財団法人 栃 木 県 環 境 技 術 協 会	理事長 横倉 正一	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13	028 (673)9080	環 境 保全課
一般社団法人 栃木県産業環境管理協会	会 長 葛馬 裕行	〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (625)3026	環 境 保全課
一般社団法人 栃 木 県 浄 化 槽 協 会	会 長 田島 良久	〒321-0933 宇都宮市築瀬町2390	028 (633)1650	環 境 保全課
株式会社 日 光 自 然 博 物 館	代表取締役 仁平 康介	〒321-1661 日光市中宮祠2480-1	0288 (55)0880	自 然 環境課
公益財団法人 栃 木 県 環 境 保 全 公 社	理事長 大竹 久弥	〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (622)7654	資 源 循 環 推進課
公益社団法人 栃木県産業資源循環協会	会 長 菊池 清二	〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (612)8016	資 源 循 環 推進課

Ⅲ 令和 6（2024）年度における環境分野の主な動き

※ ○印は、国における動向を意味する。

年 月	事 項
令和 6（2024）年	
4 月	○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の全面施行
5 月	○第六次環境基本計画の閣議決定
6 月	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布（地域脱炭素化促進事業制度の拡充）（令和 7（2025）年 4 月 1 日施行） ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の公布
8 月	○第五次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定
10 月	○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）の施行
令和 7（2025）年	
2 月	○地球温暖化対策計画の改定（温室効果ガスを2013年度比で2035年60%、2040年73%削減することを目指すこと等を新たに位置づけ） ○第 7 次エネルギー基本計画の策定 ○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布（水銀排出施設関係①定期測定及び再測定における連続測定の導入②銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設に係る排出基準の見直し③IGCC施設（石炭ガス化複合発電施設）についての排出基準の新設）（令和 7（2025）年10月 1 日施行）

IV データ集

1 第3部 第1章関連

○表 3-1-1 オゾン層破壊係数・地球温暖化係数

項 目	オゾン層破壊係数 (CFC11のオゾン層破壊効果を1とする)	地球温暖化係数 (CO ₂ の地球温暖化効果を1とする)
C F C	0.6 ～ 1.0	3,870 ～ 13,900
H C F C	0.005 ～ 0.52	79 ～ 2,570
H F C	0	14 ～ 12,400

2 第3部 第2章関連

○表 3-2-1 本県のエネルギー代金の県外流出額

	H25 (2013) 【基準年】	R2 (2020) 【現 況】
エネルギー代金の 県外流出額 (億円)	4,114	1,342 (H25(2013)年度比-67.4%)

3 第3部 第3章関連

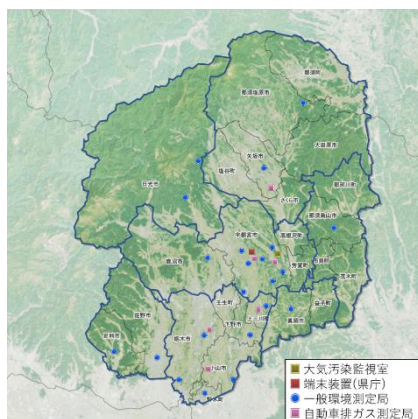
○表 3－3－1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

○表 3－3－2 大気汚染に係る指針値等

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下であること	濃 度 指 針
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること	指針値
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること	
塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。	
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること	
水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること	
ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること	
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること	
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること	
マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m ³ 以下であること	

○図 3－3－1 大気汚染常時監視網 （令和7（2025）年3月31日現在）



（注） 図中の太線は、光化学スモッグ注意報発令区分を表す。

○表 3－3－3 大気汚染監視体制（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）

測定項目 市町 (測定局)	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度
栃木県設置の一般環境測定局									
足 利 市		○		○	○	○	○	○	
栃木市（栃木）		○		○	○	○		○	○
栃木市（藤岡）		○		○			○	○	
佐 野 市	○	○		○	○	○	○	○	
鹿 沼 市		○		○	○	○	○	○	
日光市（今市）	○	○		○	○	○	○	○	
日光市（藤原）				○				○	
小 山 市	○	○		○	○	○	○	○	
真 岡 市	○	○		○	○	○	○	○	
矢 板 市		○		○	○	○		○	○
那 須 塩 原 市	○	○		○	○	○	○	○	
那 須 烏 山 市		○		○	○	○		○	
下 野 市				○			○	○	
上 三 川 町				○	○			○	
野 木 町				○				○	
小 計	5	11	0	15	11	10	9	15	2

測定項目 市町 (測定局)	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度
栃木県設置の自動車排出ガス測定局									
栃 木 市		○			○				
小 山 市		○	○		○	○			
矢 板 市		○	○		○				
上 三 川 町		○	○		○				
小 計	0	4	3	0	4	1	0	0	0

宇都宮市設置の一般環境測定局									
中 央	○	○		○	○		○	○	○
泉ヶ丘小学校					○			○	
雀 宮 中 学 校	○	○		○	○	○	○	○	
瑞穂野北小学校					○			○	
細 谷 小 学 校					○			○	
清 原		○		○	○			○	
河 内		○		○	○			○	
小 計	2	4	0	4	7	1	2	7	1

宇都宮市設置の自動車排出ガス測定局									
大 通 り		○			○				
平 出		○	○		○	○			
小 計	0	2	1	0	2	1	0	0	0
県 内 合 計	7	21	4	19	24	13	11	22	3

○表 3－3－6 光化学スモッグ発令地域区分（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）

地 域 名	市 町 数	市 町 名
県 中 央 部	2 市 2 町	宇都宮市、鹿沼市、芳賀町、高根沢町
県 南 部	3 市 3 町	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県 南 西 部	2 市	足利市、佐野市
県 南 東 部	1 市 1 町	真岡市、益子町
県 北 東 部	4 市 2 町	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町
県 北 西 部	1 市	日光市
県 東 部	1 市 3 町	那須烏山市、茂木町、市貝町、那珂川町

○表 3-3-7 光化学スモッグ緊急時の発令及び解除の基準

区 分	発 令 の 基 準	解 除 の 基 準
	一の測定地点において、オキシダント測定値が下記の基準値以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定地点において、オキシダント測定値が下記の基準値未満になり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
注 意 報		0.12ppm
警 報		0.24ppm
重大緊急報		0.40ppm

○表 3-3-8 注意喚起のための判断基準と行動の目安

日平均値	判 断 基 準	行 動 の 目 安
70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	一般環境測定局で、午前5～7時の毎正時の1時間値の平均値が1局でも85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、若しくは午前5～12時の毎正時の1時間値の平均値が1局でも80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	・不要不急の外出を控える。 ・屋外での長時間の激しい運動を控える。 ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。 ・呼吸器系や循環器系疾患のある者、子ども、高齢者等は、より慎重に行動する。

○表 3-3-9 ばい煙関係施設等届出状況（令和7（2025）年3月31日現在）

① 大気汚染防止法

ばい煙発生施設	施 設 数 （件）		
	県	宇都宮市	計
ボ イ ラ ー	2,289	627	2,916
溶 解 炉	114	4	118
金 属 加 熱 炉	114	17	131
焼成炉及び熔融炉	28	0	28
乾 燥 炉	120	19	139
廃棄物焼却炉	84	12	96
その他の産業炉	302	222	524
施設合計	3,051	901	3,952
届出工場・事業場数	1,232	362	1,593

② 栃木県生活環境の保全等に関する条例

ばい煙に係る 特定施設	施 設 数 （件）		
	県	宇都宮市	計
亜鉛又はアルミニウムの第二次精錬の用に供する溶解炉	26	0	26
金属製品の製造の用に供する表面処理施設及び酸洗施設	3	0	3
そ の 他	1	0	1
施設合計	30	0	30
届出工場・事業場数	10	0	10

○表３－３－１０ 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出施設届出状況（令和７（２０２５）年３月３１日現在）

① 大気汚染防止法

ＶＯＣ排出施設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
ＶＯＣ溶剤使用化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	0	0
吹 付 塗 装 施 設	21	1	22
塗 装 の 用 に 供 す る 乾 燥 施 設	18	2	20
粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	26	13	39
接 着 の 用 に 供 す る 乾 燥 施 設	7	0	7
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	4	0	4
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	2	0	2
工業の用に供するＶＯＣによる洗浄施設	12	0	12
Ｖ Ｏ Ｃ の 貯 蔵 タ ン ク	0	0	0
施設合計	90	16	106
届出工場・事業場数	33	6	39

○表３－３－１１ 粉じん関係施設等届出状況（令和７（２０２５）年３月３１日現在）

① 大気汚染防止法（一般粉じん）

一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
コークス炉	0	0	0
堆 積 場	395	47	442
コ ン ベ ア	986	7	993
破碎機・摩砕機	363	1	364
ふ る い	195	1	196
施設合計	1,939	56	1,995
届出工場・事業場数	378	44	422

② 大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業届件数）

年 度	作 業 件 数		
	県	宇都宮市	計
H30(2018)	89	34	123
R 1 (2019)	81	42	123
R 2 (2020)	102	57	159
R 3 (2021)	40	12	52
R 4 (2022)	61	14	75
R 5 (2023)	44	12	56
R 6 (2024)	57	15	72

③ 栃木県生活環境の保全等に関する条例

粉じんに係る特定施設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
飼料又は有機肥料の用に供する粉碎施設及びふるい	1	0	1
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	312	9	321
活性炭又は炭素製品の用に供する施設	5	0	5
施設合計	318	9	327
届出工場・事業場数	147	6	153

○表 3－3－12 水銀排出施設届出状況（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）

① 大気汚染防止法

水銀排出施設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
小 型 石 炭 混 焼 ボ イ ラ ー	0	1	1
石 炭 燃 焼 ボ イ ラ ー	0	0	0
一 次 施 設（銅 又 は 工 業 金）	0	0	0
一 次 施 設（鉛 又 は 亜 鉛）	0	0	0
二 次 施 設（銅、鉛 又 は 亜 鉛）	1	2	2
二 次 施 設（工 業 金）	0	0	0
セメントの製造の用に供する焼成炉	1	0	1
廃 棄 物 焼 却 炉	60	13	73
水 銀 含 有 汚 泥 等 の 焼 却 炉 等	0	0	0
施設合計	62	16	77
届出工場・事業場数	35	9	44

○表 3－3－16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	セレン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		

○表 3－3－17 生活環境の保全に関する環境基準

類型	河川に係る基準値					湖沼に係る基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20 CFU/ 100ml以下	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20 CFU/ 100ml以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300 CFU/ 100ml以下	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300 CFU/ 100ml以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000 CFU/ 100ml以下	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—					
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—					

類 型	河川及び湖沼に係る基準値			類 型	湖沼に係る基準値	
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		全窒素	全りん
生物A	0.03mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	I	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
生物特A	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	II	0.2mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
生物B	0.03mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	III	0.4mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特B	0.03mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	IV	0.6mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
				V	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

類 型	湖沼に係る基準値
	底層溶存酸素量 (底層DO)
生物1	4.0mg/ℓ以上
生物2	3.0mg/ℓ以上
生物3	2.0mg/ℓ以上

※本県における湖沼の類型指定

- ・中禅寺湖はAA類型・I類型、湯ノ湖はA類型・III類型、深山ダム貯水池はAA類型・II類型、川治ダム貯水池はA類型・II類型、川俣ダム貯水池はA類型・II類型、渡良瀬貯水池はA類型・III類型。
- ・湯ノ湖、渡良瀬貯水池以外は、窒素、りんのうち全りんのみ適用。
- ・渡良瀬貯水池のCOD、全窒素及び全りんは、暫定目標値が設定。

○表 3－3－18 環境基準類型指定状況（令和6（2024）年度末）

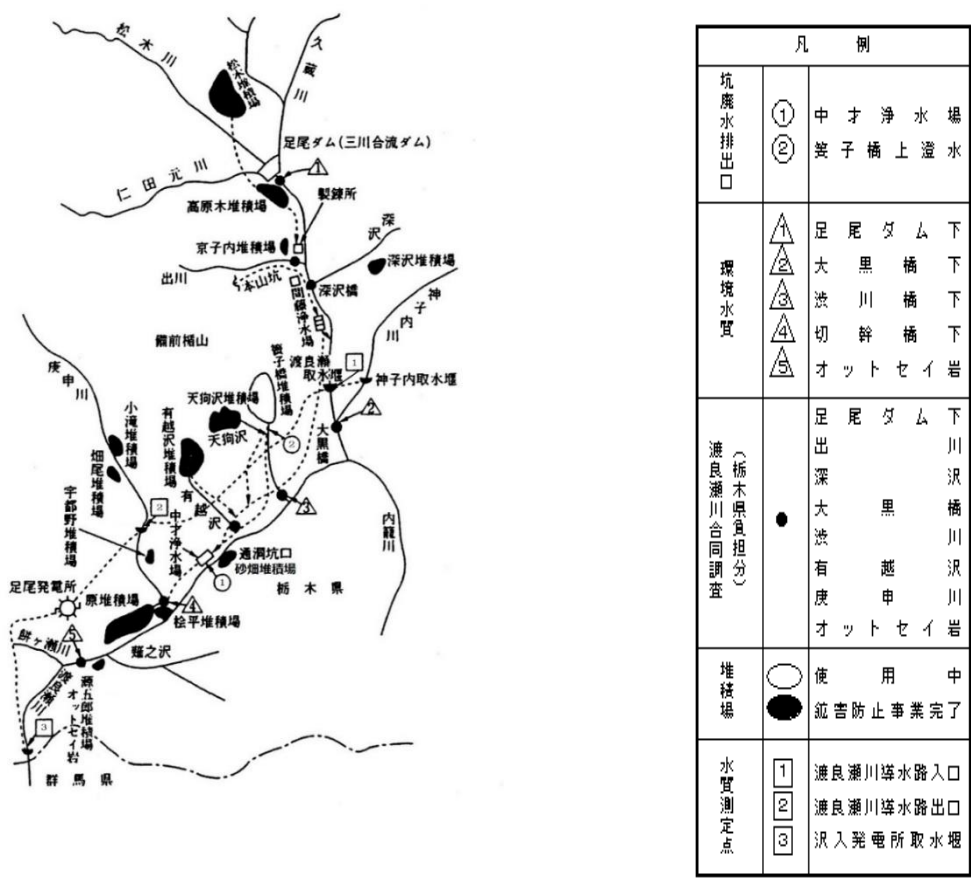
区 分		河川・湖沼数	水域数	類 型 別 水 域 数 内 訳									環境基準 点 数
				AA	A	B	C	D	E	I	II	III	
河川	那珂川水系	14	15	2	13								16
	鬼怒川・小貝川水系	16	20	4	11	3	2						21
	渡良瀬川水系	19	30	2	13	10	3	2					29
	小 計	49	65	8	37	13	5	2					66
湖 沼		6	6	2	4					1	3	2	6
合 計		55	71	10	41	13	5	2		1	3	2	72

- (注) 1 渡良瀬川上流水域について、水域数には計上しているが、環境基準点「高津戸」（群馬県）は地点数に含まず、本白書中では補助点である「沢入発電所渡良瀬川取水堰」により環境基準達成状況进行评估している。
- 2 類型のうち、I～IIIについては窒素及びりんに係る類型を示す。
- 3 押川（久慈川水系）は那珂川水系に、西仁連川（利根川に直接流入する）は渡良瀬川水系に含む。

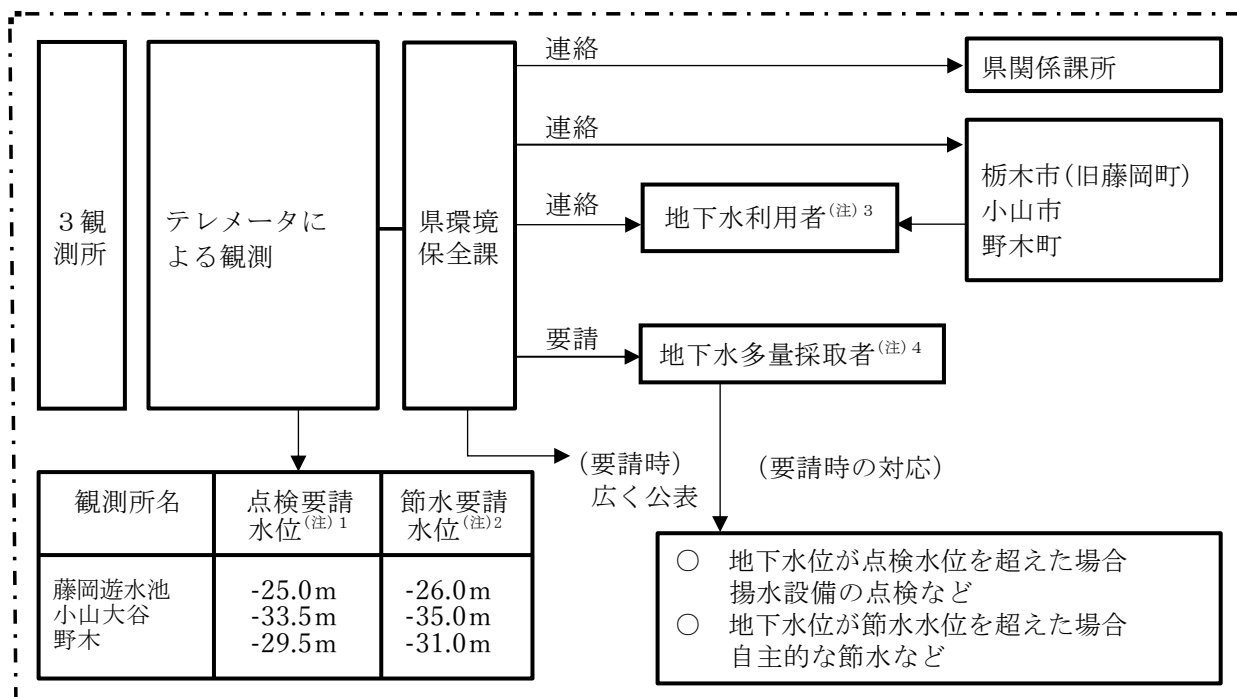
○表 3－3－19 水生生物の保全に係る環境基準類型指定状況（令和 6（2024）年度末）

区 分		河川・湖沼数	水域数	類 型 別 水 域 数 内 訳				環境基準 点数
				生物 A	生物 B	生物特 A	生物特 B	
河川	那珂川水系	14	15	13	2			15
	鬼怒川・小貝川水	16	17	9	8			17
	渡良瀬川水系	18	25	10	15			25
	小 計	48	57	32	25			57
湖 沼		5	5	5				5
合 計		53	62	37	25			62

○図 3－3－15 渡良瀬川上流平面図（鉾山地域）



○図 3－3－17 節水要請等のフロー（概要）



(注) 1 約 1 週間後に節水要請水位になるおそれがあり、注意を要する地下水位

(注) 2 この数値を超えて地下水位が低下するとき急激に地盤沈下するおそれがあるため警戒を要する地下水位

(注) 3 地下水多量採取者を除く地下水採取者（栃木市・小山市・野木町地盤沈下防止連絡協議会の構成員）

(注) 4 特別指定地域において揚水機の吐出口の断面積が45cm²を超える揚水施設の設置者

○表 3－3－36 騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域の区分	基 準 値		該 当 地 域 (都市計画法に定める用途地域)
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	
A	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層、第二種低層、第一種中高層及び第二種中高層の各住居専用地域並びに田園住居地域
	道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	道路に面しない地域	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域の定めのない地域
	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間（注）		70デシベル以下	65デシベル以下	※道路端からの距離 2車線以下の道路：15m以内 2車線を超える道路：20m以内

(注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道及び4車線以上の市町道。

工業専用地域には、類型を当てはめていない。

○表 3-3-37 新幹線騒音に係る環境基準

地域の 類 型	基 準 値	指 定 地 域	
		(都市計画法に定める用途地域)	区 域
I	70デシベル以下	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、田園住居地域、 用途地域の定めのない地域	軌道中心線から300m以内の区域 ※工業専用地域、河川の地域、 トンネル出入口から中央部方 向へ150m以上の区域等は除外
II	75デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	

○表 3-3-38 航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値 (時間帯補正等価騒音レベル)
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

○表 3-3-46 中間処理施設の設置状況（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

	事 業 者		処 理 業 者		合 計	
	施設数	処理能力(t/日)	施設数	処理能力(t/日)	施設数	処理能力(t/日)
焼却	7	131	20	1,233	27	1,364
溶融・焼成	-	-	8	3,924	8	3,924
脱水・乾燥	3	395	21	1,101	24	1,496
油水分離・ろ過	1	32	6	959	7	991
中和	-	-	8	1,606	8	1,606
破碎・切断	10	2,124	281	80,206	291	82,330
堆肥化	-	-	19	1,870	19	1,870
固形化	-	-	11	2,250	11	2,250
圧縮・減容	1	19	48	4,688	49	4,707
その他	-	-	51	9,035	51	9,035
合 計	22	2,701	473	106,872	495	109,573

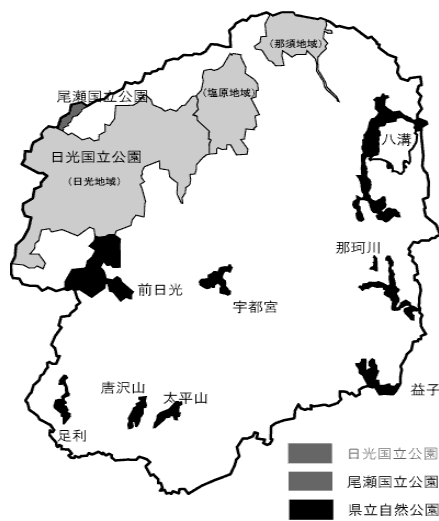
- (注) 1 事業者の施設数は廃棄物処理法の許可対象施設の数であり、処理業者の施設数は許可対象外の施設を含む。
2 処理能力は各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。
3 宇都宮市が所管する施設を含む。

○表 3-3-53 自動車リサイクル法関連業者の登録・許可状況（令和 6（2024）年度末）

種類	登録		許可		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業 (破碎前処理のみ)	破碎業 (破碎工程を含む)
栃木県 (宇都宮市を除く)	219	112	75	11	5
宇都宮市	78	40	16	0	1

4 第3部 第4章関連

○図 3－4－1 自然公園の現況（令和 6（2024）年度末）



公 園 名	特別保護地区	特 別 地 域	普 通 地 域	計
国立公園				
日 光	1,015	47,854	54,765	103,634
尾 瀬		1,147		1,147
小 計	1,015	49,001	54,765	104,781
県 立 自然公園				
益 子		581	1,555	2,136
太平山		297	782	1,079
唐沢山		433	910	1,343
前日光		1,756	9,226	10,982
足 利		440	880	1,320
宇都宮		76	1,807	1,883
那珂川		977	2,025	3,002
八 溝		1,131	5,787	6,918
小 計		5,691	22,972	28,663
合 計	1,015	54,692	77,737	133,444

○表 3－4－1 自然環境保全地域等指定状況（令和 6（2024）年度末）

種別	箇所数	面積(ha)
国指定自然環境保全地域	1	545
県指定自然環境保全地域	29	4,737
緑地環境保全地域	14	138
合計	44	5,420

○図 3－4－2 自然環境保全地域等位置図（令和 6（2024）年度末）

国指定自然環境保全地域

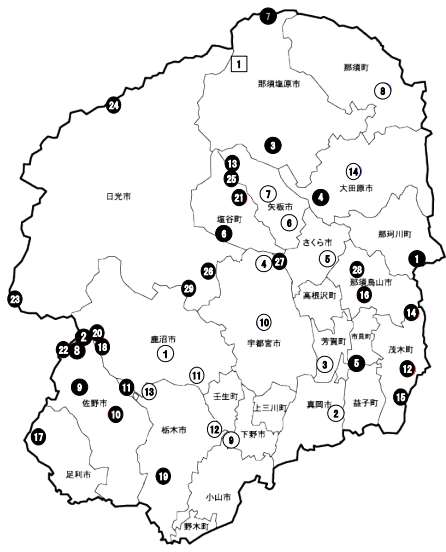
番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	大佐飛山	那須塩原市	545.00

県指定自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	鷺子山	那珂川町	24.70
2	氷室	佐野市	773.10
3	箒根	那須塩原市	6.20
4	親園	大田原市	184.90
5	多田羅沼	市貝町	24.00
6	佐貫観音	塩谷町	19.73
7	七千山	那須塩原市	691.90
8	作原	佐野市	1,278.51
9	栃久保	佐野市	94.97
10	長谷場	佐野市	42.17
11	出流山	栃木市	58.59
12	鮎田	茂木町	16.27
13	東高原	矢板市	107.28
14	松倉山	茂木町・那須烏山市	15.12
15	焼森山	茂木町	74.91
16	小塙	那須烏山市	5.00
17	石尊山	足利市	34.71
18	与洲	鹿沼市	173.37
19	岩舟山	栃木市	7.35
20	尾出山	鹿沼市	37.04
21	南高原	塩谷町	1.60
22	根本沢	佐野市	61.57
23	袈裟丸山	日光市	204.21
24	湯西川	日光市	589.00
25	尚仁沢	矢板市・塩谷町	138.00
26	弁天沼	日光市	7.99
27	鬼怒川中流域	宇都宮市・さくら市	54.00
28	下川井	那須烏山市	10.40
29	小代	日光市	0.02
計			4,736.61

県指定緑地環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	栗野	鹿沼市	32.06
2	根本山	真岡市	35.08
3	常珍寺	芳賀町	4.18
4	羽黒山	宇都宮市	30.06
5	喜連川	さくら市	1.76
6	木幡	矢板市	2.27
7	寺山	矢板市	3.12
8	芦野	那須町	8.19
9	国分寺	下野市	2.04
10	長岡	宇都宮市	3.85
11	医王寺	鹿沼市	5.09
12	惣社	栃木市	4.66
13	星野	栃木市	2.63
14	金丸	大田原市	2.79
計			137.78



○表 3－4－2 鳥獣保護区等の指定状況（令和 6（2024）年度末）

区分	箇所数	面積 (ha)	備考
鳥獣保護区	106	70,203	うち特別保護地区 17箇所 6,293ha
狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域	12	17,664	
計	118	87,867	

○表 3-4-3 第4次栃木県版レッドリスト掲載種の 카테고리別集計表 動物・植物・菌類(種)

カテゴリー		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	絶滅危惧種	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	要注目	計
分類群			Aランク	Bランク	Cランク	A～Cの計				
維管束植物	シダ植物		8	10	9	27	2		8	37
	種子植物	24	124	152	136	412	12	5	33	486
	計	24	132	162	145	439	14	5	41	523
藓 苔 類			4	13	8	25	27		2	54
藻 類			23	3	2	28	1		6	35
地 衣 類			27	11	34	72		5		77
菌 類				5	8	13	7		25	45
変 形 菌 類		2				0	7		4	13
哺乳 類		2	2	5	4	11	6		11	30
鳥 類			20	13	31	64			1	65
爬 虫 類				1	2	3	1		6	10
両 生 類			1	3	5	9			5	14
魚 類			6	6	2	14	2		4	20
甲 殻 類					1	1			4	5
貝 類	淡水産貝類		5	1		6			3	9
	陸産貝類		5	10	10	25	6		7	38
	計	0	10	11	10	31	6	0	10	47
昆 虫		12	77	81	172	330	54		173	569
土 壌 動 物			1	1	3	5	18		25	48
計		40	303	315	427	1,045	143	10	317	1,555

○表 3-4-6 ミヤコタナゴに関連する法令等による指定状況

法令等の名称	指定内容	指定年月日	備考
自然環境の保全及び緑化に関する条例	自然環境保全地域	昭和48(1973)年8月	親園
文化財保護法	天然記念物	昭和49(1974)年6月	
種の保存法	国内希少野生動植物種	平成6(1994)年3月	
	国内希少野生動植物種 生息地保護区	平成6(1994)年12月	羽田
国版レッドリスト	絶滅危惧ⅠA類		
県版レッドデータブック	絶滅危惧Ⅰ類(Aランク)		

○図 3-4-14 栃木県の森林計画区



○図 3－4－15 森林計画区と計画期間

計画区名	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
那珂川														
	計画樹立		計画樹立						計画樹立					
鬼怒川														
	計画樹立					計画樹立								
渡良瀬川														
	計画樹立			計画樹立					計画樹立					

○表 3－4－18 都市公園整備状況（令和 6（2024）年 3 月末）

種 類			箇所数	面積(ha)	種 類	箇所数	面積(ha)
基 幹 公 園	住宅 基幹 公園	街 区 公 園	1,885	258.92	特 殊 公 園	16	120.42
		近 隣 公 園	136	219.19	広 域 公 園	4	374.40
		地 区 公 園	68	354.12	緩 衝 緑 地	14	42.37
		小 計	2,089	832.23	都 市 緑 地	107	264.04
	都市 基幹 公園	総 合 公 園	28	389.99	広 場 公 園	8	1.15
		運 動 公 園	35	820.23	緑 道	10	2.00
		小 計	63	1,210.22	合 計	2,311	2,846.85

○表 3－4－24 本県の第二種特定鳥獣管理計画

計画の名称	計画期間	対象市町数
栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）	令和 6（2024）年 4 月 1 日～ 令和12（2030）年 3 月31日	25市町
栃木県イノシシ管理計画（五期計画）	令和 6（2024）年 4 月 1 日～ 令和12（2030）年 3 月31日	25市町
栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）	令和 7（2025）年 4 月 1 日～ 令和12（2030）年 3 月31日	9 市町
栃木県ニホンザル管理計画（五期計画）	令和 4（2022）年 4 月 1 日～ 令和 9（2027）年 3 月31日	9 市町

5 第3部 第5章関連

○表3-5-1 県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数

(令和7(2025)年4月1日現在)

廃棄物 処理法	容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	延べ施設数 〔実施施設数〕
102	1	2	7	2	0	114〔82〕

○表3-5-3 エコキーパー事業所認定数

年 度	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
認 定 数	136	140	132	143	163	186	198	195

○表3-5-7 とちぎの元気な森づくりサポートサイト掲載項目等

項 目	内 容
森づくり活動報告	とちぎ森づくりサポーターが実施した森づくり活動についての報告
サポーター活動の募集・紹介	とちぎ森づくりサポーターを活用したい森づくり団体等の募集、活動の紹介
情報誌掲載	とちぎ森づくりサポーター情報誌「とちぎ森づくりレポート」を掲載
機材等の貸出情報	森づくり活動のための貸出機材等の紹介

○表3-5-8 県ホームページ「とちぎの青空」掲載項目

項 目	内 容
空間放射線量率・ 大気汚染常時監視 測定結果	県内測定局の速報値（現在空間放射線量率・大気汚染状況） 日報（1日の大気汚染状況の変化） 測定地点別月及び年平均値 大気汚染常時監視測定結果報告書 等
光化学スモッグ情報	光化学スモッグ注意報等発令状況 年度別光化学スモッグ注意報等発令状況 光化学スモッグ注意報が発令された場合の対策 防災メールの配信について 等

○表3-5-10 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	年平均値 0.6 p g - T E Q / m ³ 以下であること
水 質 (河川水・地下水)	年平均値 1 p g - T E Q / L 以下であること
水底の底質	150 p g - T E Q / g 以下であること
土 壌	1,000 p g - T E Q / g 以下であること

○表 3－5－12 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数(令和 7（2025）年 3 月31日現在)

① 大気基準適用施設

種 類 ・ 施 設 規 模		施 設 数		
		県	宇都宮市	計
製鋼用電気炉		2	1	3
アルミニウム合金製造施設		45	0	45
廃棄物焼却炉	4t/h以上	11	4	15
	2t/h以上4t/h未満	29	5	34
	2t/h未満	91	7	98
施 設 合 計		178	17	195
工場・事業場数		111	11	122

② 水質基準適用施設

施 設 の 種 類	施 設 数		
	県	宇都宮市	計
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等の廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設	2	0	2
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉の灰の貯留施設	13	13	26
廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設及び P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設	3	0	3
下水道終末処理施設	3	1	4
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（共同排水処理施設）	0	0	0
施 設 合 計	23	14	37
工場・事業場数	15	5	20

○図 3－5－10 溶融スラグ等の一時保管施設（北那須浄化センター）



飛散防止大型テント(下水処理場敷地)



溶融スラグ等の保管(テント内部)

○表 3－5－20 県内市町の景観法の施行状況（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

市町名	景観行政団体 となった日	景観計画 策定日	景観計画 施行日
宇都宮市	16(2004).12.17 (中核市)	19(2007).9.28	20(2008).1.1
日光市	17(2005).1.16	20(2008).4.1	20(2008).8.1
小山市	17(2005).10.4	19(2007).10.25	20(2008).4.1
那須町	17(2005).12.20	20(2008).3.6	20(2008).4.1
足利市	20(2008).3.1	21(2009).12.24	22(2010).10.1
高根沢町	20(2008).3.31	23(2011).8.23	24(2012).4.1
那須塩原市	20(2008).4.1	21(2009).4.1	22(2010).4.1
佐野市	21(2009).3.31	23(2011).11.22	24(2012).4.1
鹿沼市	23(2011).7.1	26(2014).7.31	27(2015).4.1
栃木市	24(2012).4.1	26(2014).10.30	27(2015).4.1
さくら市	26(2014).4.1	29(2017).4.5	30(2018).4.1
真岡市	30(2018).4.1	R1(2019).11.1	R2(2020).4.1
下野市	31(2019).4.1	R4(2022).2.1	R4(2022).7.1
矢板市	R2(2020).4.1	R4(2022).11.1	R5(2023).4.1
市貝町	R3(2021).4.1	R5(2023).11.1	R6(2024).4.1

○表 3－5－21 とちぎふるさと街道景観里親団体一覧

団 体 名 称	認定年月日	活 動 区 域	活 動 内 容
那須町立高久小学校児童会	H13(2001).11.27	那須街道	苗木の手入れ、街道沿いの清掃等
那須町田代自治公民館	H15(2003).3.12	那須街道	街道沿線にある花壇の手入れ等
那須高原クロスロード振興会	H19(2007).10.17	那須街道等	下草刈り、清掃等
那須Eーとも	H19(2007).12.12	那須街道	下草刈り、清掃等
那須の道を美しくする 100人の会	H20(2008).7.11	那須街道	下草刈り、清掃等
湯本地区地域づくり委員会	H24(2012).4.18	那須街道	下草刈り、清掃等
那須町商工会那須高原支部	H30(2018).3.22	那須街道	下草刈り、清掃等

本書は、庁内関係課室（所）が執筆したものを、環境森林部環境森林政策課が取りまとめたものです。